

参議院文教委員会會議録第十九号

昭和四十八年七月十二日(木曜日)

午前十時三十二分開会

委員の異動

七月十一日

辞任

鹿島 俊雄君

補欠選任

高橋雄之助君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

永野 鎮雄君

久保田 藤磨君

楠 正俊君

宮之原 貞光君

安永 英雄君

金井 元彦君

志村 愛子君

大松 博文君

高橋雄之助君

中村 登美君

濱田 幸雄君

二木 謙吾君

宮崎 正雄君

小林 武君

鈴木 美枝子君

松永 忠二君

内田 善利君

矢追 秀彦君

萩原 幽香子君

加藤 進君

安永 英雄君

国務大臣
文部大臣

奥野 誠亮君

政府委員

文部政務次官

文部大臣官房長

文部省初等中等

教育局長

文部省大学学術

局長

文部省社会教育

局長

事務局長

常任委員会専門

員

文部省大学学術

局教職員養成課

長

阿部 充夫君

渡辺 猛君

説明員

本日、の会議に付した案件

○教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国立学校設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(安永英雄君外四名発議)

○委員長(永野鎮雄君)ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨、七月十一日、鹿島俊雄君が委員を辞任され、その補欠として高橋雄之助君が選任されました。

○委員長(永野鎮雄君)ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨、七月十一日、鹿島俊雄君が委員を辞任され、その補欠として高橋雄之助君が選任されました。

○委員長(永野鎮雄君)ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨、七月十一日、鹿島俊雄君が委員を辞任され、その補欠として高橋雄之助君が選任されました。

○委員長(永野鎮雄君)ただいまから文教委員会を開会いたします。

を改正する法律案を議題とし、前回に引き続いて質疑を行ないます。

○内田善利君 私は、きょうは、幼稚園教育から小・中・高と、その免許状を中心にして質問していきたいと思ひます。

まず、幼稚園教員の免許の状況ですけれども、この現状についてお聞きしたいと思ひますが、昭和四十五年度は、一級免の大学卒が千九百九十四名、短大卒が二級免が二千三百八十三名と、このように聞いておりますが、昭和四十七年度においてこれがどのようになつておるのか。それと、臨時免許状を持つてゐる免許取得者がどうなのか、まずお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) 昭和四十七年の三月卒業で幼稚園の免許状を取得いたしました者は、教員養成大学で千四百名、一般大学で千二百名、短大で二千五百九十九名合せて二万八千五百名でございます。そのうち教員に就職をいたしました者は、教員養成大学で百名、一般大学で二百名、短大で九千名、合せて九千三百名でございます。

なお、幼稚園教員の中で臨時免許状で教員として就職しております者は、これは四十六年度の推計でございますが、教員数の約九%になると考えております。

○内田善利君 いま伺いますと、四十五年度もそうですけれども、四十七年度も二級免許取得者が非常に多いわけですが、大学卒の一級免が非常に少ない。昭和四十七年度でも、千四百名のうちの百名、千二百のうちの百名と、このように非常に少ないわけですが、それはどういうわけでしょうか。

○政府委員(木田宏君) これは、幼稚園の設置の形態が私立の幼稚園が多いとか、あるいは公立の幼稚園にありまして、給与が市町村負担でござ

いまして、義務教育の教員給与と同じ公立でもかなり扱いに違いがあるといった処遇上の問題がかなり響いておるのではないかと、どうふうに考えますか。

○内田善利君 幼稚園の形態、それと待遇問題という点ではないかということですが、大体幼稚園教員の平均給与は小学校に比べてどうなんでしょう。また、その改善方法、改善対策というふうなものを考えておられるのかどうか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま御指摘のように、幼稚園の教員の給与につきましては、これは、国家公務員の場合には小・中学校と同じような俸給表が適用されるわけでございます。また、地方公務員につきましても、教育公務員特例法の二十五条の五の規定によりまして、国の幼稚園の先生の給与を基準として定めるということになつてゐるわけでございますけれども、いま大学局長からもお答えいたしましたように、市町村で直接負担をしてゐるという関係で、市町村の一般の吏員との均衡上、市町村の吏員と同じふうな給与が適用されるといふふうな点がございまして、そこで、国といたしましては、一応国家公務員である幼稚園の先生の給与につきまして、まあ小・中学校の先生と同じような措置をとつてゐるわけでござい

ますが、まあこれで、私もどしどしは、できるだけのことにはしてゐるつもりでございます。しかしながら、市町村も、現実には、他の吏員との関係でそのようないことが起こつてゐるということでございますので、私も、それが国家公務員の給与を基準にしてきめられますように、指導をさらに徹底する必要があるというふうに考えてゐるわけでございます。

なお、教職調整額四%が幼稚園もついております。そういう問題につきましても、私も、大臣から人事院に対しまして強くその実現方について

いまして、義務教育の教員給与と同じ公立でもかなり扱いに違いがあるといった処遇上の問題がかなり響いておるのではないかと、どうふうに考えますか。

○内田善利君 幼稚園の形態、それと待遇問題という点ではないかということですが、大体幼稚園教員の平均給与は小学校に比べてどうなんでしょう。また、その改善方法、改善対策というふうなものを考えておられるのかどうか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま御指摘のように、幼稚園の教員の給与につきましては、これは、国家公務員の場合には小・中学校と同じような俸給表が適用されるわけでございます。また、地方公務員につきましても、教育公務員特例法の二十五条の五の規定によりまして、国の幼稚園の先生の給与を基準として定めるということになつてゐるわけでございますけれども、いま大学局長からもお答えいたしましたように、市町村で直接負担をしてゐるという関係で、市町村の一般の吏員との均衡上、市町村の吏員と同じふうな給与が適用されるといふふうな点がございまして、そこで、国といたしましては、一応国家公務員である幼稚園の先生の給与につきまして、まあ小・中学校の先生と同じような措置をとつてゐるわけでござい

ますが、まあこれで、私もどしどしは、できるだけのことにはしてゐるつもりでございます。しかしながら、市町村も、現実には、他の吏員との関係でそのようないことが起こつてゐるということでございますので、私も、それが国家公務員の給与を基準にしてきめられますように、指導をさらに徹底する必要があるというふうに考えてゐるわけでございます。

なお、教職調整額四%が幼稚園もついております。そういう問題につきましても、私も、大臣から人事院に対しまして強くその実現方について

いまして、義務教育の教員給与と同じ公立でもかなり扱いに違いがあるといった処遇上の問題がかなり響いておるのではないかと、どうふうに考えますか。

○内田善利君 幼稚園の形態、それと待遇問題という点ではないかということですが、大体幼稚園教員の平均給与は小学校に比べてどうなんでしょう。また、その改善方法、改善対策というふうなものを考えておられるのかどうか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま御指摘のように、幼稚園の教員の給与につきましては、これは、国家公務員の場合には小・中学校と同じような俸給表が適用されるわけでございます。また、地方公務員につきましても、教育公務員特例法の二十五条の五の規定によりまして、国の幼稚園の先生の給与を基準として定めるということになつてゐるわけでございますけれども、いま大学局長からもお答えいたしましたように、市町村で直接負担をしてゐるという関係で、市町村の一般の吏員との均衡上、市町村の吏員と同じふうな給与が適用されるといふふうな点がございまして、そこで、国といたしましては、一応国家公務員である幼稚園の先生の給与につきまして、まあ小・中学校の先生と同じような措置をとつてゐるわけでござい

ますが、まあこれで、私もどしどしは、できるだけのことにはしてゐるつもりでございます。しかしながら、市町村も、現実には、他の吏員との関係でそのようないことが起こつてゐるということでございますので、私も、それが国家公務員の給与を基準にしてきめられますように、指導をさらに徹底する必要があるというふうに考えてゐるわけでございます。

なお、教職調整額四%が幼稚園もついております。そういう問題につきましても、私も、大臣から人事院に対しまして強くその実現方について

いまして、義務教育の教員給与と同じ公立でもかなり扱いに違いがあるといった処遇上の問題がかなり響いておるのではないかと、どうふうに考えますか。

○内田善利君 幼稚園の形態、それと待遇問題という点ではないかということですが、大体幼稚園教員の平均給与は小学校に比べてどうなんでしょう。また、その改善方法、改善対策というふうなものを考えておられるのかどうか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま御指摘のように、幼稚園の教員の給与につきましては、これは、国家公務員の場合には小・中学校と同じような俸給表が適用されるわけでございます。また、地方公務員につきましても、教育公務員特例法の二十五条の五の規定によりまして、国の幼稚園の先生の給与を基準として定めるということになつてゐるわけでございますけれども、いま大学局長からもお答えいたしましたように、市町村で直接負担をしてゐるという関係で、市町村の一般の吏員との均衡上、市町村の吏員と同じふうな給与が適用されるといふふうな点がございまして、そこで、国といたしましては、一応国家公務員である幼稚園の先生の給与につきまして、まあ小・中学校の先生と同じような措置をとつてゐるわけでござい

ますが、まあこれで、私もどしどしは、できるだけのことにはしてゐるつもりでございます。しかしながら、市町村も、現実には、他の吏員との関係でそのようないことが起こつてゐるということでございますので、私も、それが国家公務員の給与を基準にしてきめられますように、指導をさらに徹底する必要があるというふうに考えてゐるわけでございます。

なお、教職調整額四%が幼稚園もついております。そういう問題につきましても、私も、大臣から人事院に対しまして強くその実現方について

いまして、義務教育の教員給与と同じ公立でもかなり扱いに違いがあるといった処遇上の問題がかなり響いておるのではないかと、どうふうに考えますか。

○内田善利君 幼稚園の形態、それと待遇問題という点ではないかということですが、大体幼稚園教員の平均給与は小学校に比べてどうなんでしょう。また、その改善方法、改善対策というふうなものを考えておられるのかどうか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま御指摘のように、幼稚園の教員の給与につきましては、これは、国家公務員の場合には小・中学校と同じような俸給表が適用されるわけでございます。また、地方公務員につきましても、教育公務員特例法の二十五条の五の規定によりまして、国の幼稚園の先生の給与を基準として定めるということになつてゐるわけでございますけれども、いま大学局長からもお答えいたしましたように、市町村で直接負担をしてゐるという関係で、市町村の一般の吏員との均衡上、市町村の吏員と同じふうな給与が適用されるといふふうな点がございまして、そこで、国といたしましては、一応国家公務員である幼稚園の先生の給与につきまして、まあ小・中学校の先生と同じような措置をとつてゐるわけでござい

ますが、まあこれで、私もどしどしは、できるだけのことにはしてゐるつもりでございます。しかしながら、市町村も、現実には、他の吏員との関係でそのようないことが起こつてゐるということでございますので、私も、それが国家公務員の給与を基準にしてきめられますように、指導をさらに徹底する必要があるというふうに考えてゐるわけでございます。

なお、教職調整額四%が幼稚園もついております。そういう問題につきましても、私も、大臣から人事院に対しまして強くその実現方について

いまして、義務教育の教員給与と同じ公立でもかなり扱いに違いがあるといった処遇上の問題がかなり響いておるのではないかと、どうふうに考えますか。

は要望するとか、いろいろやっているわけでございますけれども、まだ国並みにいっていないという点につきましてはたいへん恐縮に存じている次第でございます。

○内田善利君 せっかく一級免を取った先生方がたくさんおられるんですが、その先生方がやはり幼稚園——大事な幼児教育にまだまだ関心が薄いと、このようにとれるわけでございます、やはりそういう優遇対策ということが考えられねばならないじゃないかと、このように思うわけですね。

それと、この幼稚園教員の養成機関のあり方ですけれども、大学、短期大学、での正規の養成課程の定員の増加率ですけれども、これはどのようになっているんですか。十年計画のスタートである四十七年以前と以降に分けて、どのようになっているんでしょうか。

○説明員(阿部充夫君) 幼稚園教員の養成につきましては、昭和四十六年度以降、国立の教員養成大学の全部に、全四十七大学ございまして、この全部に幼稚園教員の四年制の課程を設置したいというような考え方で増設を進めてまいりました。四十七年度現在で、設置した課程数が十七課程、入学定員にいたしまして五百八十人と、ところになっておりますが、さらに四十八年度におきましては、五課程増設いたしまして、百五十人入学定員をふやしたわけでございます。四十九年度以降につきましても、年次を追ってまいりたうに設置をするという方向で努力してまいりたい、かような計画を持っている次第でございます。

○内田善利君 全大学に設置する目標であるというところで、幼児教育の重要性ということを私ここで申し上げるまでもないので、人間的な能力、資質その他のものの基礎を形成する最も大切な期間でありますし、ある学者によりまして、六歳まで、すなわち幼児教育期間中に頭脳とか情緒、その八〇％は決定してしまふ、そのようにいわれておりますが、そうした観点から見れば、幼児教育を担当する教員は深い知識、能力、そういうものが要求されるのは当然だと思ふので

すけれども、少なくとも、四年制大学の一級免を持った先生方がもう少し幼児教育に当たってほしい、教育という面から見ればこの幼児教育にもっともっと四年制の大学を出られた深い知識と能力を持った先生方がこの幼児教育に当たってほしい、このように思ふので、すけれども、この点はどうか。短期大学でいいというところでしょうか。やはり四年制の大学を出た一級免の先生方がもう少しほしいのじゃないかと思ふすけれども、この点はどうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 御指摘のとおりでございます。最近幼児教育につきましてはいろいろな角度から新しい御意見ないしは研究が進んでまいりました。私も幼児教育につきましましてはそういう意味で非常に期待をしております。ございまして、先般も萩原先生の御質問にお答えいたしましたように、まだわからない面がかなりございまして、特に幼児教育が人生全般と申しますか、対しましてどの程度の影響力があるのかという点につきまして、まだ、たゞいま内田先生から御指摘がございまして非常に大事なこと、これはいわれておりますけれども、それがどういふふうに具体的に大事なのか、どういふふう人間形成に影響があるのか、まだそういう点につきましましては、はっきりした私どもで確信を得るに至らないというふうな点はあるわけでございまして、最近そういう面に注目されてきた、したがって、幼児教育を何よりも大事にしなければいけないという方も出てまいりました。私も、幼児期の教育がいままでのように単にお子さん方を預かるというふうなことを脱しまして、幼繁教育としての新しい体系に移され、それにふさわしい先生が出てこられるというのを強く期待しているわけでございまして、御指摘まことにございまして。

○内田善利君 私は、高校教育にずっと携わってきたわけですが、小学校の先生、幼稚園の先生はたいへんだなとも思ふながら教員生活を送ってきたわけですが、高校ですとある

程度知識を中心にして教育するわけですが、情緒その他の面もありますけれども、しかし小学校の先生あるいは幼稚園の先生は、何もわからない、まからの子供たちを教えていく立場の小・中・幼稚園の先生方はたいへんだと思ふのです。そういった人間の基礎をつくる先生方にせむいもう少し一級免を持たないといふんです、もう少し研究を積んだといふんです、そういう能力を備えた先生方が多くなつてほしいのじゃないかと、このパーセントからいましてそのように思ふのです。この幼稚園教育は諸外国は非常にすぐれておる、特に英仏ソ、すぐれていると聞いておりますが、諸外国の実情はどうなんでしょうか。やはり短大と許法施行規則二十七条の幼稚園の教員養成機関で、すね、そういうもので間に合せているような日本は実情なんですが、諸外国の幼稚園教育の担当教員の実態というふうなものはどうなんでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 各国の事情につきましまして詳細な比較データはまだ用意してございませんので、たゞいまの御質問に的確にお答えを申し上げるだけの材料を持ち合わせないことを遺憾と思ひますけれども、イギリスにつきましましては、御案内のように、幼稚園が幼児学校ということで小学校前段階の学校制度として位置づけられておりまして、同じような教員養成の体制の中で教員の需要がインフラント・スクールという形で行なわれておるものというふうな考え方でございまして、が、しかし、イギリスにおきましては小学校、中学校につきましても教員の免許状を有していませんけれども、教員になれるという制度が一般的になっておりまして、学校の中の教職員の免許状区分につきましましての詳細なデータを持ち合わせておりませんので、その意味ではちよつといふ御質問に對してどのくらいが正規のものであるかどうかという小学校の段階と幼稚園の段階との比較という点でお答えを申し上げることができない次第でございます。

なお、アメリカにつきましましては、これまた学校制度が確かにイギリスとは違つて明らかに幼稚園という形態のものを持っておりますが、この学校制度が正規の学校と区分したデータというものを的確に私どもも比較できる状態を持っておりますものですか。また州によつてもその扱いが区々でございまして、ところによりまして小学校にありましては学齢期の前に、幼稚園のころから小学校に入つてしまふというふうなケースもかなりたくさんございまして、年齢別に明確な区分をして教員の有資格者を小学校と幼稚園と比較して把握するところまで、これもできておりません。たいへん恐縮でございますけれども、たゞいまの御質問に對しまして的確なお答えができないことはたいへん申しわけないと思ひます。

○内田善利君 幼児教育の担当教員の実情をまたあともう一つ教えてくださいたいと思ひます。

それから次に、正規のこういった大学、短大以外に文部大臣の指定する幼稚園の教員養成機関があるわけですね、この実情はどうでしょうか。これは施行規則二十七条で、大学、短期大学に設ける養成が不十分な場合に限り置かれる、いわば補充的、臨時的な養成機関ということですから、この実態はどうなんでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 幼稚園の指定教員養成機関として指定をしておりますのは六十一校ございまして、そのうち公立が六つ、私立が五十五校ということになっておるのでございまして。

○内田善利君 これは、あくまでも大学、短期大学における養成が不十分な場合に限り置かれる補充的、臨時的養成機関ということですから、昭和四十年から四十六年にかけて公立は一校、私立では二十四校、指定養成機関が増加しているわけですが、補充的なものといふものをこのようにじゃんじゃんふやしているわけですね。私はさつきから一級免を持った方がもっとほしいといふところからすれば、こういう幼稚園の養成機関、臨時的なものをふやさなければならな

いかどうか。また、これでいいのかわか。先ほどは、四十七大学全部、四年制の課程をつくる目標であると、こういうことですから、その一方で、こうして臨時的な養成機関が統々と増加してゐる。非常に矛盾を感じるんですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(木田宏君) 確かに幼稚園の教員養成につきましても、冒頭にお答え申し上げましたように、免許状の取得者が二万八千人おるといふふうに申し上げました。これらは免許状取得者の側からとったわけでございますので、この中にはかなりの数が小学校教員の免許状とあわせて幼稚園教員の免許状を取つておるといふような者も出てくるわけでございます。そこで、その現実の需給を考へますと、二万八千人の免許状を取つた者がすべて正規の大学の養成者というふうにも考へられない。現実には各地域におきまして保育の養成とあわせて、また幼稚園教員の免許状を取れるようにしたいというふうなお話等もございします。そういう現実の需給というものと対応いたしまして、教員養成機関の指定等を行つておる次第でございます。確かに、御指摘のように、正規の大学、短大におきましても養成によつて十分な供給がまかなえるということが願わしいわけでございますので、今後、指定教員養成機関の指定に当たりましては、そうした地域別の需給ということも考へながらでございますが、これを将来とも大いに拡大していくという考へでは必ずしもございしません。ただ、幼稚園教員の養成の課程が、小学校教員のみならず保育士の養成課程の際に、同じようにして幼稚園教員の指定が取れるようにしたいという実態を考へますときに、それをあまりに保育士の資格は取れないというふうな窮屈にしていくこともいかにかという面がございまして、こういうふうな数字になつておる次第でございます。

ものとする。」と、このように二十八条にあるわけですが、この「不十分な場合に限り」というのはどういふことを言つてゐるわけですか。

○政府委員(木田宏君) 地域別に、その大学の幼稚園教員養成課程で免許状を取つた者が現実に採用したいといふような事情を考へまして、そうしたその地域別の事情等を勘案して必要のある場合といふふうに私も指定をする際に考へておる次第でございます。

○内田善利君 そうしますと、これはそういう不十分な場合が起り得ると私も思ふんですけれども、これ五年に限つてゐるのはどういふわけですか。

○政府委員(木田宏君) これは、補充的なものであるといふことの性格と、その養成所のそういう補充的な必要性といふことから考へまして、五年ごとにその実態を勘案し、また養成機関の内容等も五年ごとにもう一度考へ直さしていただくという意味で、指定機関を五年というふうにしたしております。次第でございます。

○内田善利君 五年ごとに考へ直すといふことで、この五年を切つたわけですね。わかりました。それと、養成機関卒業の先生方が免許の取得の状況、それから就職の状況、これはどのようになつておりましたか。パーセントがわかりましたら。

○説明員(阿部充夫君) 昭和四十七年度の数字で申し上げますと、指定教員養成機関の卒業生で、幼稚園教員の免許状を取得しました者が約五千七百名でございます。

それから、教員に就職いたしましたのが二千九百名といふことになっております。比率で申し上げますと、幼稚園教員に就職をした者全体の途中で、指定教員養成機関を卒業した者の率が三二%程度になるわけでございます。

○内田善利君 三二%といふと、非常にほかの大学卒業生、短期大学卒業生に比べますと大きいわけですね。四十七年の大学卒、短大卒のパーセントはどのようになつておりますか。

○説明員(阿部充夫君) 四十七年度のパーセン

テージで申し上げますと、四年制の大学を卒業した者の比率が三・四%、それから短期大学卒業生が残り六五%程度でございます。

○内田善利君 大学卒が三・四%、そして短大が六五%、この臨時的な指定機関が三二%ということですが、これでも、これは私は幼児教育、幼稚園の教育という面から見れば、非常に大事な問題じゃないかと思ふのです。そういう補充的な、補充的な教員養成機関を出した先生が多くて、四年制を卒業した一番大事な教育を預かる先生がわずか三・四%といふことは非常に問題だと思ふのですが、これを何とかして私はこういう養成機関は廃止の方向へ持つていったほうがいいんじゃないかと、そのように思ふんですけれども、むしろ、もっと別な面から英米式な幼稚園の先生を預かる、先ほどは正規な免許状がなくても教員になれる、そういう制度をとつたほうがいいんじゃないかと、そういう面において優秀な先生がいっぱいあるんじゃないかと、このように思ふんですけれども、この大学卒が三・四%で、短大卒が六五%で、指定機関、臨時補充的なもの三二%という実態はこれではないのかと思ふのですが、これはいかがでございますか。

○政府委員(木田宏君) 確かに、御指摘のように、せつかく免許制度を設けており、また、幼稚園教員につきましても小学校教員と同じような一級、二級の制度も設けておる次第でございます。それから、できるだけ今日のわが国の免許制度のもとにおきまして正規の学校で、正規の大学で養成できるということが望ましいに越したことはございしません。

ただ、いま現実には幼稚園の拡充期にもございしますし、いろいろな今後の奨励策の中で補充的にこうした養成機関というものが、やはり教員の三割を現実におさめるといふ実態もございします。そこで、大学から、今後の拡充期等を勘案しながら、大学の養成課程の拡大もはかつてまいりますけれども、まだしばらくの間は指定教員養成機関ということをご予定して、その整備を考へていくと

いうことも必要ではなからうかというふうにお思ふ次第でございます。

○内田善利君 その指定養成機関ですけど、この施設、設備の状態ですけれども、これは基準があるんですか、設備基準。

○政府委員(木田宏君) 一応この指定教員養成機関を指定いたします際には、指定の内規をもちまして教員数あるいは施設の整備状況等を判断をいたしておる次第でございます。

○内田善利君 判断されておるといふことですけれども、私の聞きますところでは非常にまあ何と云へますか、劣悪な基準——設備、その中でこの養成が行なわれておると、このように聞いておりますが、基準はないということなんですね。そういう基準がありませんので、結局予算もありませんし、こういった中で養成されていくということには非常に憂慮される状態にあると思ふんですけれども、この点はどうかですか。判断しておるといふことですけれども、その設立のときにですね。

○政府委員(木田宏君) 教員養成機関の指定の一応内規でございしますが、教室につきましても、当然ながら学級当たり一以上の専用教室を有すること、また実験実習施設を持つておること、体育施設を持つておること、屋内体操場等——これは中学校の保健体育の教員の場合でございますが、屋内体操場を持つておること、といったような施設についての内規を設けてまして、また、幼稚園、小学校等の場合、当然のことながら楽器のピアノ、オルガンの整備、これは幼稚園教員養成機関の場合に十人について一台以上のピアノ、オルガン等を整備するといふ基準を持つて見ておるわけでございます。

また、教員組織につきましても、幼稚園教員につきましても専任者を四人以上といたしまして、特に音楽、図画工作、体育、それから保育内容を含む教職につきまして専門科目に各一人以上という基準を持つて判定をいたしておる次第でございます。小学校、中学校等の場合には、これよりももう少し高い基準を考へておるところでございます。

すが、幼稚園教員につきましてもそうした基準を持ちましてその教育内容の構成と、それから養成教との勘案を考えたが指定をいたしておると、こういう次第でございます。

○内田善利君 それと、四年制の大学における教員養成ですけども、昭和四十六年ですが、十二大学の教員養成学部で定員がおの三十名ですね、そういう課程で養成が行なわれてるわけですが、けれども、しかも学生三十名に対して専任の教員は二名内外と、こういう状況ですけれども、これでいいのかどうかですね、お聞きしたいと思うんですが。

○政府委員(木田宏君) 国立の教員養成大学に幼稚園課程を付設いたしました場合に、学生がいま御指摘のように学生数として二十名あるいは三十名という定員をつけるわけでございますが、一般的に、この授業科目は他の小学校教員養成課程あるいは科目によりましては中学校教員養成課程等と同じ講義を受けることがきわめて多いわけでございます。したがって、この学生定員の増に対応して学部の教官の定数増をいたしまして二名を予定する、専門課程について二名の増を予定する措置をいたしておるわけでございますが、この二名で幼稚園教員のすべてを教育しておるわけじゃございませんのでございまして、この教育内容としては十分な体制がとれておるといふふうに考える次第でございます。

○内田善利君 その幼児教育の教員養成に当たる研究者と申しますか、あるいは教授と申しますか、そういう養成計画はあるのでしょうか。全国の博士課程までを備えた幼児教育学といえますか、そういう研究機関あるいは講座はあるのですか。○政府委員(木田宏君) 各教育学の諸講座を持っておりまして国立の教育学部の中にそうした幼児教育等の専門のものもあると思いますが、ちょっと調べましてお答えを申し上げさせていただきます。たとえばお茶の水女子大学には家政学研究科の中に幼児学専攻といった大学院の課程もあるわけでございます。東大はじめ、この教育学の

学部を持っておりまして、博士課程まで持っておりますところでは、こうしたお茶の水と同様に講座単位でこうした面の講座が設けられておると考えております。○内田善利君 ちよっといまこまかいデータが手元でございます。後刻また御連絡させていただきます。

○内田善利君 私の聞くところでは、そういった博士課程まで備えた幼児教育学関係の講座はないと聞いておるのですけれども、あったにしても、いまお茶の水女子大学とおっしゃいましたが、その程度ですね、幼児教育の研究機関、あるいは講座、そういったものがほとんど皆無にひとしい現状なんです。そういうことで、私は幼児教育に向かう四年制大学卒業の先生方が少ないのじゃないか、そのように思うわけですが、やはり大事な幼児教育をもう少し研究する機関、講座があつてほしいとか、このように思うのです。この点をいかにしていろいろお聞きしておるわけですが、四、五年制大学卒業の先生方が少ないし、また、そういった研究講座といったものも少ないですね、もう少しこういった面に力を入れる必要があるのじゃないか、もっともっと四年制大学を卒業した一級免許を持った先生方が大事な幼児教育に携わるような方向にもっていく必要があるのじゃないかと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

○内田善利君 文部省は昭和四十七年度から十年計画を立てて、目標の昭和五十六年には幼稚園に入園を希望するすべての四、五歳児を収容させると、こうしているわけですね。望ましいことですが、けれども、そのための教員ですね、幼児教育に携わる幼稚園の教員の需要、これについてはどのように対策を考えておられるわけですか。

○内田善利君 幼稚園教育についてさらに一そう大学院等についてまで整備をはかれないと、御意見でございますので、そういう点につきまして大学当局とも連絡をとりながらそういう方向で努力をさせていただきたいと思っております。

○政府委員(木田宏君) 先ほどもお答え申し上げましたように、各国立大学には幼稚園教員の養成課程をすべてに拡大していくということで毎年学生の定員増をはかっている次第でございます。また、公私立の大学におきましては、新設、拡充がはかられます際に、最近目立っておりますのがやはり保育学科の拡充等でございます。毎年相当数の幼稚園教員の課程認定もそれに合わせていたしておりますので、地域別には先ほど申し上げましたような、なお指定教員養成機関の補充等を必要とする面もございまして、今後の幼稚園の拡大に對しまして、養成数の上からはかなりの対応策がとれておるものと、こう考えておる次第でございます。

○内田善利君 いままでいろいろお聞きしてきましたけれども、幼児教育に携わる先生方が、いま十年計画は二年目に入ったわけですが、この文部省の構想、十年計画でいきますと、もう二倍ぐらい先生方が必要になってくると、そう思うわけですね。で、大学あるいは短大を卒業した先生が、小学校、中学校の免許状も取りながら、幼児教育のほうも取っていらっしゃるの、就職される先生方が少ないということですが、まあ四十七大学全部充足するということですが、それでも約半分ぐらいは不足するんじゃないかと、こう思うんですけれども、そういう需給状況にはなりませんか。

○政府委員(木田宏君) 幼稚園教員の免許状の取得者が二万八千、これは逐年ふえておる数字になつておるわけですが、先ほども申し上げましたように、小学校教員の需給が比較的逼迫しておる関係上、ややともすると幼稚園教員の免許状を持っておりまして、小学校教員の免許状を保持しておる者がそちらに引っぱられるというように、整備をはからなければならぬということとござい

まして、最近の伸びがかなり急激に出ておりますこと、たとえば四十七年の二万八千人は四十年には六千人でしかなかったというように、これを考えますと、これからの供給数は相当やばいものというふうに考えていいのではなからうかと、思っております。

○内田善利君 小学校教員の需給状況が非常に逼迫してきたということですが、これもやはり長期計画に基づいてやらないと、先ほどから各委員から質問がこの点についてはあつておりましたけれども、小学校教員の需給計画については、つけ焼き刃のような感じがするわけですが、やはり一番ピークになつてきます場合には、そういった長期計画に基づいた需給計画がなされないと、今のようなこういう改正案をつくらなきゃならぬと、そういうことになるんじゃないかと思うんですが、人口急増地域における需給計画、これに對しても、やはり建設省などと連絡をとりながら、調整をしながら教員の補充をしていかないと、けないんじゃないかと思うんですが、建設省等とはこの人口急増地域における需給計画、これはどのようにお考えになつておりますか。

○政府委員(木田宏君) この幼稚園のあり方は、まあ人口急増との関連も確かにあるわけですが、府県によりましてかなりその保育所との関係で幼稚園のあり方が違つておるわけで、文部省の中で初等局と連携をとりながら、この幼稚園教員につきましても、この幼稚園のあり方は、二万八千人の免許状取得者がある。約八年前にわずかに六千人であつた。こういう点から考えてみると、約二万人の増がこの八年前ではかられておる次第でございます。現実には幼稚園教員の需要の増が今日約九千人ほどでございますけれども、これが少々拡大してまいりましたが、これまでの拡大のペースでは対応できていくというふうに思つておる次第でございます。ただ中心的な幼稚園教員を養成するという意味で、私ども、教員養成大学の幼稚園課程の拡大を急ぎたい、こう

いうふうに考えておる次第でございます。

○内田善利君 それでは、幼稚園教育の免許状の状況につきましてはこれで終わりますけれども、最後に、文部大臣にこの幼児教育について、特に先生方の補充問題についてちょっと伺いたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 幼児教育の問題は、今日の社会環境の変化から考えまして、特に大切なことだと、かように考えておるわけでございまして、それだけに特に幼児教育に当たる方々の資質の向上なりあるいは人員の拡充なりにつきまして、円滑を期しますように、さらに一段の準備を整えて努力を続けていきたい、かように考えております。

○内田善利君 それでは、小学校の状況ですけれども、女子教員の出産あるいは結婚による退職者数、これは全体の何%くらいでしょうか、それに対する文部省の対策、どのようにお考えになっておりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 女子教員の退職者は毎年二万人のうちの約半分、一万人ぐらいい退職しております。その中で、いろいろな事情がございますけれども、出産による退職という数字は、いま手元に持ち合わせておりませんが、いろいろな理由がちょっと複合しておるような感じでございまして、純粋に出産ということでは、ちょっといま手元に数字はございません。

○内田善利君 これが全体の退職者の大半を占めるとおっしゃるのですから、これに対する文部省の対策というものが私は大事じゃないかと思うのです。そういう意味で育児休暇等について、前々国会から参議院で審議していただいておりますけれども、私は小学校の教員不足について、足りなくなったから急につくるといふようなことでなしに、やはり長期需給計画を立てていくべきじゃないかと、このように思うわけですね。先ほどもちょっと触れましたけれども、国庫負担法によって建物とか、プレハブ校舎、こういうものについては特別措置をしたわけですから、この教員の補充については、やはりこういっ

た人口急増地域においては特に配慮をしていく、あるいはまた、こういった女子教員の出産、結婚というふうなことは大体毎年平均しておるわけですから、それでこぼがあるわけではありませんので、こういったことについてもやはり対策を講ずべきじゃないか、このように思うのですが、この点はいかがでしょう。

○政府委員(木田宏君) 教員の需給と、またそれに対応いたします養成の課程でございますが、需給の動きがかなり人口移動その他と相まちまして活発になってまいりますと、大学での養成ということをお考えした場合に、それを常に弾力的に対応させるというところは非常にむずかしいことではございまして、一般的には小学校教員につきまして、実際の就職数の六割から七割ぐらゐのところが恒常的な養成数として対応策をとっていく必要があるものというふうに従来から考えておる次第でございます。今日小学校教員につきましては、昭和四十七年度に一万七千人の新規需要があるわけでございます。それに対しては、養成数の定員といたしましては、ほぼ一万というのが国立の教員養成大学のかまえておる次第でございます。

なお、そのうち就職をいたします者が七割から八割という、年によって若干の変動はございますが、これらは地域別にその年の需給の状況、人口の動態等、やはり動きがございしますものですから過不足が地域によって起こる。それらの需給の調整を他の一般大学、短大等の卒業生あるいは他地域の流動等によって補ったり、助教諭等、他の免許資格の者をもってあてがうというふうなことになるわけでございます。長期的には今後一万七千人の需要数が、二万二、三千というふうな数が今後十年間の間には予定できるものでございしますから、先般来御答弁申し上げておりますように、なお正規の教員養成大学におきまして小学校教員の養成を、四千人程度の増を恒常的にはかかっていく必要があるかと、こう考えておる次第でございます。

○内田善利君 地域的な交流もするということがすけれども、地域による需給のアンバランスに対してはどのような対策を講ぜられておりますか、広域的な人事交流ですね。他地域から、過疎地域から過密地域に移転するというような場合の文部省としての対策ですね、これはどのようにしておられますか。

○政府委員(木田宏君) 特に過密地域におきまして、小学校の教員の供給が足りないところでは、たとえば埼玉、奈良等の府県でございますが、正規の学校以外に、小学校教員の指定教員養成機関を設けておるところもございします。私どもはまたそうした過密都府県に対しまして、教員の資格付与事業を小学校教員のために行なっておられますので、こうした事業を予算上対象者の数を毎年千二百名程度予定いたしまして、予算も計上して資格がとれるような措置を、府県と一緒に実施をしておるわけでございます。また、過疎県から過密県への教員の移動等につきましては、初中局のほうで県の関係者と相談しながら、必要な予算上の移動等の措置が行ないやすいような施策を講じておるところでございます。具体的には初中局長からお答え申し上げたほうが適当かと思いますが、いろいろな方策を通じまして、弾力的な需給の流動化に対応するような措置もあわせてとっておる次第でございます。

○内田善利君 過疎県から過密県に移る場合、支度金はどのように補助されておりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) この問題につきましては、本年度調査費を計上いたしまして、ただいまどういふふうな対策をとったらいいか検討中でございます。来年度の予算につきましては、どういふふうなことで対処するかはつきり方針をきめたいと思っておりますけれども、いまのところは検討中でございます。ただ、ただいまの支度金の問題でございますけれども、これは転出する府県の方で支度金を含みまして、実際に支給をしていくというふうな何ておられます。

○内田善利君 地域的な交流もするということがすけれども、地域による需給のアンバランスに対してはどのような対策を講ぜられておりますか、広域的な人事交流ですね。他地域から、過疎地域から過密地域に移転するというような場合の文部省としての対策ですね、これはどのようにしておられますか。

○政府委員(木田宏君) 小学校の専科教員につきましては、こどもたびたびお取り上げいただいておりますけれども、私どもとしては小学校の高学年になりました場合には、やはり特別の教科につきまして、専任の教員がおったほうが教育上よろしいのではないかと、そういう観点からたとえば音楽でございしますとか、図工でございしますとか、それから家庭科でございしますとか、そういうふうな教員が一定規模の以上の学校につきましては、配置できますように定数上の措置を講ずるというふうなことをしておるわけでございます。

○内田善利君 教員免許法の附則の3項ですけれども、中学校の音楽、美術、保健体育、家庭の免許状を持っておれば、小学校の教員または講師にもなれる、このように規定してあるんですが、これはやはり専科教員制というものを指向しているわけですね。

○政府委員(木田宏君) 小学校の高学年等につきまして、いま初中局長が答えましたような教員が必要になるということから、こうした措置を講じさせていただいておる次第でございます。

○内田善利君 そうすれば免許法そのものも、そういうった専科教員という観点から検討をしていくべきじゃないかと思うんですけれども、そういうった考えはあるのかどうか。この四科目に限るのか、もっと四科目以上広げていく考えがあるのか、そういう点はどうです。

○政府委員(木田宏君) 小学校教員の養成の課程につきまして、一応いま全科についての勉強を必要とするという体制で免許制度ができ上がっております。しかし、現実の養成の課程では、人文社会系を中心にして、そちらに重点を置いた学習をする学生あるいは理数科に重点を置

いて学習をする学生、あるいは音楽とか図画工作等の実技関係に重点を置いて履修する学生等、各大学におきまます養成の課程の中では、幾つかの山を置いてその学生の能力を生かしながら、小学校教員としての必要な勉強をさして、こういう指導の体制はとっておくところでございます。ただ、これを免許制度の上で、それじゃ小学校教員につきましても、理科を中心の小学校教員免許状をつくるというところまでいいいかどうかという点については、かなり関係者の間で慎重論が強いございまして、小学校教員の免許状といたしましては、やはり全科を担当できるという能力を立証する必要があるという意見のほうがむしろ多い次第でございます。今日その扱いについては、なお検討課題ということで、御議論をいただいております次第でございますが、いまにわか改めることはいかがかと考えております。

○内田善利君 そうなりますと、資格認定試験のことに触れたいと思ふんですけれども、特に教育実習ですね、教育実習は教職関係の必要な単位数として小学校の場合は四単位ですね、が要求されておるわけですが、全教科担当できるというそういう能力のある先生ということで、資格認定試験ということとは非常にむずかしいといひますか、きびしいんじゃないかと思ふんですけれども、これはどのように行なわれる予定でしょうか。

○政府委員(木田宏君) やはり資格認定試験で、小学校教員の免許状を与えるといひますならば、今日の免許制度が要求をいたしております小学校教員の必要資格というものを試験の過程の中で認定をしまいたいというふうに考える次第でございます。したがって、小学校教員の資格認定試験につきましても、できるだけ実技の領域も踏まえて認定試験を行ないたい。音楽、図画工作、体育等すべてにわたってということでは多少酷にもなるかと思ひますので、今日の教員養成大学におきまます指導の実態等勘案いたしながら、実技につきましても二教科程度の選択を認めて、やはり実技も試験をしまいたいというふうに考

える次第でございます。

○内田善利君 非常に中学校、高等学校の場合はいいと思ひますけれども、小学校のように多教科にわたって能力が判定されるということになりまうとたいへんだと思ふのですけれども、またこの資格認定試験に合格して今度は各都道府県で採用試験があるわけですね。その採用試験と教育実習との関係はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 今日の資格認定試験におきましても、認定試験の合格者の中で採用という段階に入ります者が約二割から多い場合で三割という状況でございます。小学校の教員の場合に需給との関係もありまうので、どの程度の合格者がどの程度の割合で採用されるかという点はちよつと予測がつかねるのでございますが、教育実習等を資格認定試験の過程では行ないたいものでございまして、これを合格者を採用される都道府県の教育委員会に對しまして、採用内定時以降でできるだけ早い時期に、やはり四週間程度の教育実習が行なわれ得るような指導をしまいたい。もし内定後、採用前までの期間がむずかしいということであれば、採用後一定期間実質的な見習いというような形で、この教育の現場に習熟させるといったような指導上の配慮をしまいたい。こういう指導をして、この試験の過程におきまます教育実習の不備を補うようにいたしたいと考えております。

○内田善利君 小学校の先生方の資格認定試験ですけれども、これもたいへんだと思ふのですが、これはどこで実施するわけですか。

○政府委員(木田宏君) 幾つかの大学に委嘱をして大学で実施をしまいたいと思つております。

○内田善利君 大学で実施するということですが、けれども、やはり私は、この大学は固定したものではなくて流動的であつてほしいと、このように思ふのですが、これはいかがでございますか。

○政府委員(木田宏君) やはりいま御指摘のように、その現実の必要性等を勘案しながら実施する

ことでございまして、大学に委嘱をいたしますにあつても、その点は一へん頼んだらそこに固定してしまふということでないように考えてまいりたいと思ひます。

○内田善利君 そこで資格認定試験を通じて、その人たちが今度は各都道府県の採用試験に臨むわけですが、その前に教育実習を、もしそれができなければ採用後ということですが、私は、この実習はやはり採用以前にやったほうが適切じゃないかと思ふのですね。やはりこれは経験された先生方のお話によりますと、教育実習をやつて初めて自分では教員になるんだという確信がつくと、また中には教壇に立つてみて、自分は教育に向かないということをわかる、教育実習によつて初めて自分が教員に向くのかどうかかわるということをお聞きします。採用後やるんじやなくて、やはり資格認定試験の段階で、あるいはその後の採用試験までの段階で教育実習は行なうべきじゃないかと思ふんですけれども、この点はいかがでしようか。

○政府委員(木田宏君) 御意見の点は十分私もわかる次第でございます。実施の段階で、採用者であります都道府県教育委員会等と十分相談をしながら、運用をしまいたいというふうに考えます。

○内田善利君 中教審路線の試補制度、こういうのはとりませんね。

○政府委員(木田宏君) 今日の段階では、まだそのことまで考えておるわけではございません。これは今後の問題として、教職員の身分上のいろいろな全体の扱いの過程の中で、総合的に検討されるべきものだというふうに思つております。また、教職員が在職中やはり現職教育その他で絶えず勉強をしていくという必要もあるわけでございますから、そうした今後の現職教育の整備等と相まって、今後の課題にさせていただきますと思ひます。

○内田善利君 今度、中学校の問題で、仮免について、高等学校もそうすけれども、二、三お聞きしたいと思ふんですが、中学校、高等学校で免

許教科外の担任を文部省で許可したその数の資料をいただいているわけですが、いわゆる教科外担任が中学校では五千六百六十八名、高校で八千二百一十一名、このようになっておるわけですが、全教員数が中学校で二十一万一千六百九十八、高校では十九万九千三百九十五としますと、中学校では免許教科外の教科担任が約四分の一強です。高校では二十分の一の先生が免許外の授業をしてるわけですが、特に、この中でも義務教育である中学校でこのように四分の一強免許教科以外の担任をしている先生がおるわけですが、四分の一強といひますと非常に多いわけですね。こういった実情をどのように考えておられるのか。私は、免許外の授業は本来やるべきじゃないと、このように思ふのですけれども、やむを得ずこういうことをやらなければならぬ場合もあると思ひますけれども、この現状をどのようにお考えになつてゐるのか。

○政府委員(岩間英太郎君) お考えのとおりでございますが、まあ定数の確保の関係上、たとえば三学級でございまして七人の先生しか配当できないというふうな状態でございます。したがって、少なくとも、二教科は欠かなくてはならないと思ひますので、そういう観点で、この問題につきましては何かの措置を講じなければならぬというふうに考えているわけでございますが、まあ現実問題として、たとえば生徒数がわずかな場合に先生を九人配置するということも、先生並びにその家族の方々のことも考えますと、なかなか実際問題としてはやりにくいことだらうと思ひます。そこで、この問題の解決は、まあ定数法の関係だけでできるかどうかかわかりませんが、関係だけたとえば巡回教師とかあるいは非常勤講師だとか、いろんなやり方も考えられるわけでございます。私どももようやく定数法の関係も充実してまいりましたものから、そういうきめこまかい配慮をしまいたいというふうに考えておるわけでございます。

現状を御説明申し上げますと、中学校の場合、

十一県の抽出調査でございますけれども、三学級の場合には一教科の免許外担当教員の人数が、三学級の場合に三五・四％、二教科の場合に二・六％、三教科の場合に八・四％、四教科の場合に三・六％、全体として七・〇％にのぼっているわけでございます。四学級の場合には六三％、五学級の場合には四七％、六学級の場合には四〇％、そういうふうな数字が出ておまして、傾向としましては、大体全国的にそういう傾向ではないかというふうに考えております。

○内田善利君 福岡県では、免許外の授業はやらないという方向に努力をしておるようでございすが、私は、やはり免許外の授業をやることは、自分の体験といたしましても、やはりどうしても子供に対して良心的にどうも申しわけないという気持ちで立つわけでございしても、むしろ、教科免許を持っていない教科は教えないという方向が私は良心的であると、このように思ふんですね。こうしたやむを得ない場合もあるかと思ひますけれども、やはり何とかこれは補充できる体制をとるべきじゃないかと、このように思ふんですけれども、定数法の改正、そういうことで、学級数をふやすとか、何らかの方法で見た充足できる体制に持っていくべきである、このように思ふんですが、いかがでしょう。

○政府委員(岩間英太郎君) 御指摘のような方向も一つの方向として、改善の際には留意してまいりたいと思っております。しかしながら、どうしてもやはり無理な場合が出てくるわけでございす。そういうものをどうするかというものを、まあ具体的にいろいろ教育委員会等とも相談して対策を立ててまいりたいというふうに考えているわけでございす。

○内田善利君 この問題は、非常に基本的な根本的な問題であるかと思ひます。最近起こった問題ではないわけですから、こういう問題についてはひとつ積極的に取り組んでいただきたい、そのように思ふのです。

それから、次は高校の問題に移りますが、高校

の多様化の問題ですけれども、十六条の三で教科の領域の一部について高校教員の資格試験を行なう、こうしたわけですが、この十六条の三の教科の領域、どういう領域を考慮されるのか。そういう基礎は、何なのかお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) 柔道、剣道あるいは情報技術、インテリ、計算実務、情報処理等の領域を考慮する次第でございす。

また、特殊教育の高等部の教科につきましましては、

理容とかリハビリテーション、邦楽、調律あるいはろう学校の場合にクリーニング、美術等のことを考えておる次第でございす。

○内田善利君 この問題については、先日他の委員から質問があったわけですが、この高校の多様化政策については、以前、当委員会で大員にも質問して、大臣からも初中局長からも答弁いただいているわけですが、このような免許法の措置は逆行していくことになるんじゃないかと、先日の答弁にですね、そう思ふんですが、この点はいかがでしょう。

○政府委員(岩間英太郎君) 多様化につきましては、大臣からもそれから私からもお答え申し上げましたように、学科を細分することが、これが多様化ということではなからう。もっと基礎的な知識ないしはその実習にいたしまして、基礎的なものをしっかりとやるということが、本人が世の中に出ましてさらに進歩していくためには、そういうふうなことが必要じゃないかということをお願い申し上げたわけでございす。まあ、しかしながら特殊な分野、たとえば看護でございすとか、それから、いま大学局長から申し上げましたデザイン関係、これは二十世紀の産業だとも言われておりますように、非常に将来性のある、しかもどういう分野にも活用できるようなもの、そういうものにつきましまして、そういうふうな見込みの強いものにつきましまして、こういうふうな制度が行なわれるということは、私は、決して私どもの考えておりますような基礎的なものをしっかりとやっていくと

いう方向とは矛盾しないんじゃないかというふうに考えておるわけでございす。

○内田善利君 まあ、おっしゃるとおり、技術も進んでまいりますし、技術革新も進んでくると思ひますけれども、新しい技術を身につけることは必要になってくると思ひますが、この免許に新たに入れる必要があるのかどうか、この思ふわけです。私は、やっぱり高校教育というのとはもともと基礎的なものに力を入れるべきじゃないか。そして幅広い知識、どんな社会にでも適応できるような社会人になるためには、もっと基礎的な基礎的なものを身につけさせる。そういう方向にいくべきではないか。そういう観点からいいますと、どうしてもこういった勉強の範囲を広げていくということは、やはり高校教育の多様化ということ促進するんじゃないかと、このように思ふわけです。いかがでしょう。

○政府委員(岩間英太郎君) こういうふうな検定制度が行なわれます科目につきましては、先生御指摘のように、その基礎的で、しかも国民の皆様方がこれは将来とも非常に必要な分野であるというふうなものを取り上げていくべきだというふうな考えを御座います。まあ内田先生は、いま大学局長が申し上げましたようなものにつきましては、必ずしも御反対ではないと思ひますが、今後こういうものがどんどん拡充されていくというところについて、非常に危惧を持っておられるというふうな理解したわけでございすが、私どもも、将来はもとより基礎的で、しかも将来性のある、国民の皆様方の御納得のいただけるようなものをつくり上げていきたいというふうに考えております。

○内田善利君 高等学校が足りない時代には、ど

んな新設を許可して、いまは多くなって経営困難になっている高校もたくさんあるわけですが、そういうことと同じになるかどうかわかりませんが、このように領域をこまかく広げていって、そういう一部の特許取得した先生が、今度は多様化は正といった段階で、不用になつてきた

ということにならないようにですね、私はしていただきたい、このように思ふのです。むしろ、それよりも高等学校はもっと基礎的な方向で、特に九五％以上もう高等学校に行つておるわけですから、高等学校が義務制に近づいていくという段階です。私は、このように思ふので、すね。と同時に、別表第四の備考の三ですね、これをつくった理由は何なんですか。これも安易な考え方ではないかと、このように思ふのですけれども、これは理由をお聞かせいただきたい。

○政府委員(木田宏君) 別表の第四の備考に三項を加えたのでございす。これはたとえば、先ほど申し上げましたように、体育の教科の領域の一つで柔道、剣道等の免許状を持っております者が体育の免許状を取るようにしてやりたいということでございす。そして、その上位の免許状をやはり取れるようにもしてやりたい。これは教科の領域の一部を担当し得る免許状でございすけれども、それが在職中の勉強を加えまして他の免許状に上進する際に、自分たちが履修をしてまいりました単位というものを使得て上位の免許状が取れるようにできるような一般的にはなつておるわけでございすから、今回認めようと思ひます。教科の一部の領域についての免許状を持ちました者にございす。それがなお勉強を重ねまして上位の免許状を取れるようにする、他の場合と同じようにそうしたことをはかっていること、が本人の将来の発展向上を激励することになるのではないかと、こう考えておる次第でございす。

○内田善利君 まあ、在職中にそういう上位の免許状が取れるようにしたということは私も賛成なんですけれども、ここで言う省令という内容はそういうことを言っているわけですか。

○政府委員(木田宏君) たとえば、この省令によりまして、文部省令で定める教科について高等学校二級普通免許状を受けようとする場合に、必要とする単位数から文部省令で定める単位数を差し引くと、こういうふうにしてございすのは、

たとえば柔道の免許状を持っております者が、より広い領域であります体育の免許状を取ろうといふ場合があります。資格認定なりあるいはその柔道の免許状を取りますについて履修をしたと立証できず科目は、体育を取る場合にはその重複する部分を差引いて取れるようにしてやりたい。全然他の教科を取ろうとする場合に差引くというつもりではございませんのですけれども、すでに自分が教科の一部の領域について免許状をもらつた場合に修得しておる認定できる単位数は差引いていいではなからうかと、こういう趣旨で、そのことを具体的場合に省令でそれぞれきめていきたいと、こういう次第でございます。

○内田善利君 次に、実習助手についてお聞きしたいんですが、公立高等学校の実習助手について、その数を明示してほしいんですが、学科別あるいは男女別、あるいは私立高校について、おわかりならばそういった範囲で実習助手の現況をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 現在実習助手は、四十七年の四月一日調査いたしましたところによりますと、一万一千九百八名おりました。そのうちで農業が三千三十二名、工業が四千五百二十八名、商業が四百一名、水産が三百十九名、家庭が二百二十二名、衛生看護が九十五名、その他は理数関係で九百六名、それから、これははっきりいたしません、まあ実習助手という名前ですけれども、そのことをやっております者が二千四百五名というふうな数になっております。それから男女別でございますが、一万一千九百八名のうちで、男が八千二百九十四名、女子が三千六百十四名、そういう数字になっております。

○内田善利君 この実習助手のことについてはたくさん聞きたいことがあるんですが、この実習助手の理数科の場合に女子が男子の三倍もいるわけですが、これはどういうことなんでしょう。

○政府委員(岩間英太郎君) 理数の場合に男女別を見ますと、男子が二百六名、それから女子が六百九十九名ということ、ただいま先生が御指摘

のとおりになっておるわけでございます。その理由がよくわかりませんが、これは結果としてそうになったということであらうと思ひます。

○内田善利君 この実習助手の実態はどうなっておりますか。いまおっしゃつたように、たとえば商業高校においては四百一名の方が全部商業の実習の助手に携わつておるのか、あるいは理数科のこういった女子あるいは男子の実習助手が理数科の先生の実習助手としてやっておるのかどうか。この辺は、実態はどのようになっておりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 実態について調べたものはございませんけれども、私も聞いていた範囲では、実習助手は御承知のとおり教員の給与表の適用があるわけでございます。事務職員に比しますと待遇の上で優遇されておるというところでございます。そこで、たとえば図書館等の事務に従事している者、あるいは事務に従事している者を優遇措置として実習助手というふうな扱いをしていられるという者もあるというふう聞いておるという程度でございます。実態は承知をいたしておりません。

○内田善利君 実態は私の知っている範囲では、私の経験でも、私は理科をやつていたんですが、理科の助手が確かに二名おりました。おりました、全然自分たちの実習といふんです、実験の準備とか、そういったことはやらなくて、図書館のほうに行つていたり、事務のほうに行つていたりして、理数科教員のほうには全然一人も、二人の定員でありながら全然やらないと、そういう実態なんですが、よそはどうか知りませんが、私も、私は、やはりこういった理科のほうに、特にこの理数科でお聞きしましたのは、女子が六百九十九名おつて、男子が二百六名しかないわけですが、おそろしくこの女子の六百九十九名ですね、全員理数科の実習助手をやつていらつしやるのだから、そのように思つていただければ、学校内で便宜いろいろ配置されているとは思ひますけれども、こういった実態もやはり知っておく必要があるんじゃないかと、このように思ひます。

給与については、先ほどお話があつたように私も承知しておりますが、学校におけるこういう実態の把握ですね、それから実習助手の資格はどのようになつておりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) これは各都道府県のきめるところでございます。法令的に別に資格はないわけでございます。しかし、たとえば商業学校卒業とか、そういうふうな一般的な資格は各都道府県の人事委員会でおきめになつておられるというふうに承知しております。

○内田善利君 実習助手は、そういった方向で採用になつておるわけですが、それでいいわけでしょうか。各都道府県におまかせして、高校卒業程度といふこと、それですけれども、やはり実習助手、特に工業高校、あるいは商業高校、農業高校におきましては実習助手の存在というのは非常に大きな、何といひますか、意義があります。当然なくてはならない実習助手でございます。私、私も工業高校におきましては実習助手が、おつていただけて非常に助けてもらつて、そういった意味からも、またこの実習助手については給与の面でやはりまだまだ考へてあげなければならぬ面があるように思ひます。というのは、非常に臨時的にずっと実習助手をなさる方は少ないわけですね。そういった実態をつかんでいただきたいと思ひますが、こういった実習助手をしながら大学を受験していく、あるいは夜間大学を出ながら実習助手をしておるとか、そういった実態をよく把握していただけて、こういった実習助手はもうなくてはならない仕事でございますから、実習助手についてももう少し文部省としては実態を承知していただけて、給与改善なり身分保障をしていただきたい、このようにお願いしたいんですが、この点はいかがでしようか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま先生のお話にございましたように、実習助手というのは教育の面では非常に便利と申しますか、貴重な存在でございますけれども、しかしながら、高等学校卒業程度で実習助手になつてしばらくの間はよろしいのでございますけれども、先行き家族を持ち、それから年齢もたつていくというふうなことになる、いわゆる袋小路と申しますか、になつてしまつて、人事管理上も非常に問題の多い存在になるというふうな点があるわけでございます。したがつて私どもとしては、そういう若いうちには確かに実習助手として処遇されているという点は別に不都合はないと思ひますけれども、将来にわたつてやはりこういったふうな方々の処置というものは考へていかなければならぬんじゃないかといふことを常々考へておるわけでございます。まあ、どういふふうにやつてまいりませうか、具体的問題としてこれも検討してまいりたいといふふうに考へております。

○内田善利君 よろしくお願ひしたいと思ひます。それから養護教員について、先日質問がありましたが、重複しないように質問したいと思ひますが、免許法の十七条の三項に養護訓練の免許状についての規定、それが今回初めてなされるわけですが、現行の養護・ろう・養護学校以外の学校の養護訓練、これはどのような先生が担当しておられるのか。またその数はどのようになつておるまいしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 現在盲・ろう・養護学校につきましては、養護訓練を担当する教員といたしまして二人ないし三人でございます。その定数上の措置をしているわけでございます。しかしながら、そのほかにつきましてはまだそういうふうな措置をしておりません。いまのお尋ねがどういふあれか、ちょっと理解できないのでございますが、現在盲・ろう・養護学校につきましては、そういうふうな教員をワク外教員として措置をしていられるという実態でございます。

○内田善利君 盲・ろう・養護学校以外の学校の養護訓練の先生はどういう先生が担当されておるのか、これをお聞きしたわけですが、聞くところによりますと、保健体育の先生がかわつてやつていらつしやるのか、そのように聞いておるわけ

すが、その実態はどうなのか、これをお聞きしたわけですが。

○政府委員(岩間英太郎君) 御指摘は、たとえば特殊学級あたりでそういうふうな養護訓練を必要とする子供たちが現実問題としていて、それに對してどういうふうな手当てをしているかというふうな御質問かと思えますけれども、そういう点につきましてはまだ私どものほうで定数法上の措置とか、そういうことはやっておられないわけでございます。実態につきましてはちょっとお答えするだけの資料を持っておりません。

○内田善利君 養護訓練教諭の養成計画ですが、現在は養成機関はないわけですね。

○政府委員(木田宏君) 新しい領域でございます関係上、養護訓練の教員を養成する養成機関というものは現在ございません。

○内田善利君 そうしますと、これは現在はないわけですが、新しい領域を設けるわけですが、この養成機関にかわるものとしてはどのようなことにいくわけですか。

○政府委員(木田宏君) リハビリテーションの専門家の養成は厚生省の関係でいろいろとくふうをしておられます。そういう実務を通じての専門家が養成されておるわけでございます。したがって、今回養護訓練というものを特殊教育の中の教科として、教科の一領域として設けることになりましたので、私どものほうでは、資格認定試験の制度を取り入れることによりまして養護訓練についての実質的な経験のある人に免許状を出せるようにしたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○内田善利君 そうしますと、新しい養護訓練という領域ができたわけですが、養成機関はないと、厚生省でそういった人を養成しておるといふことですが、そういった資格のある人を認定試験で試験をして採用すると、こういうことですか。

○政府委員(木田宏君) 今日まだ正規の大学教育の課程の中での養成というものが行なわれており

ませんので、資格認定試験によって経験者に資格を付与する、こういう以外に道がなからうかと思っております。なお、こういう広い意味でのパラメディカルの職員の養成につきましても、一般的に大学教育の中でこれを行なうという体制ができておりますので、今後私どもはパラメディカル一般につきましても大学教育の中で、こうした必要な指導者の養成ができるように今後の課題として取り組んでいきたいと考えておりますが、それにいたしまして、当面資格認定試験の制度で必要な教員を確保するという以外には方法がなからうかと考えております。

○内田善利君 その資格認定試験はどのような方法でやるのでしょうか。また厚生省で養成しているということですが、どこで養成しているわけですか。

○政府委員(木田宏君) 厚生省の関係では現在理学療法士とか作業療法士とか視能訓練士等の資格の養成訓練をやっておられるところが必ずしも数が多いわけじゃございません。これもごく最近にこうした体制が始められた状況でございますから、国内での養成が必ずしも十分にいくというわけじゃございませんが、そうした厚生省関係の施設で訓練が行なわれておるところでございます。私もそういう養成施設の指導者、その他の指導的な人に委員、試験官になっていただきまして資格認定試験を実施してまいりたいと、こう考えておるところでございます。

○内田善利君 厚生省で何名ぐらい、年間何名ぐらい養成されておるわけですか。また、その中からこういう養護訓練教諭を採用するということになりましますと、大体どれぐらい推定、文部省としてはされるわけですか。

○政府委員(木田宏君) 今日、厚生省で実施いたしておりますその訓練施設でも、その養成の数というものは決して多いものではないと思います。したがって、養護訓練の教員をいまして、特殊教育の領域でとりあえず年間百二十人程度の需要を考えなければならぬのではなからうかと

いうふうに思っておりますが、それらにつきましては今日までも特殊教育の教官の中で必要な現職教育等を行ないまして、講習を通じて資質を高めていくというようにいたしておりましたから、この資格認定試験を実施いたしまして厚生省の訓練機関の卒業生だけということでもなく、現在の職場におられる教員の方々の関心の強い人たちが、それからまた理解のある人たちに積極的な現職教育を加えることによって資格認定試験をあわせて単位をとらせる、免許状を持たせる、こういう措置を講じてまいりたいと考えておるところでございます。

○内田善利君 私は、少し甘いような感じがするんですが、この養護訓練というところは、われわれが見ておりましたたいへんな仕事だと、このように思っておりますけれども、そういった養護訓練教諭を現職教員の中から希望者をというところで、これはたいへんなことじゃないかと思いますが、これはたいへんなことじゃないかと、このように思っております。文部省自体でこういった養成機関を、あるいはそういった講習を受講者集めてやつたほうがいいんじゃないかと思うんですが、厚生省のそういういった受講者、卒業生というんですか、そういった中から採用するというのじゃなくて、文部省自体でそういった養成を検討したかどうかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 昭和四十七年度に国立の特殊教育総合研究所も生まれまして、養護訓練に関する各種の研究をその研究所においても行なうことになっております。四十八年度には中堅の教職員三百人を対象といたしまして三カ月間の研修を特殊教育総合研究所で実施するというような計画もございます。また、何といたしましては現職者の中で希望者を募って指導するというのが当面の課題でございます。それから、特殊教育研究所では、さらに一年間五十人という長期研修を考へておるわけでございます。文部省の立場におきまして、養護訓練の適格者を育てていくという努力はもうすでに始めておるところでございます。

なお、一般的には理学療法士等の養成訓練を、これも大きな大学教育の課題の中で考えていくべき課題ではございますが、何と申しまして、今日のわが国の実態ではこの領域における専門家というものが非常に不足しております。とりあえず講習を中心にして、そうして関係者の養成を急ぐということにしたいと考えておる次第でございます。

○内田善利君 養護訓練について昭和五十四年度から当分の間ということでありましたけれども、昭和五十四年度から府県が養護学校を設置しなければならぬ、また心身障害の子供がおりましても就学させなければならぬ義務、これを施行すると衆議院の文教委員会と奥野文部大臣もおっしゃっておるわけですが、そうなりますと、心身障害児が五十四万人と推定されておるわけですが、かりに全員入学したとしても定数が七・五人で一学級ですが、定数八として六万七千学級必要になるわけですね。そうすると現在の養護学校、特殊教育の教員の数がすくなく、兼務者も入れて一万五千二百人と六年間で現在の六倍の教員が必要になってくるわけですが、こういった計画はなされておるわけですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 私どもが障害児と考へておりますが、先生、御指摘のとおり五十四万人おるわけでございます。しかしながら、こういう子供たちをどこで教育をするかという問題になりますと、父兄の間では普通の学級で教育してほしいというふうな要望がかなり強い方もございます。そういう方で、普通学級で教育をするほうが適切な方はこれは普通学級に入れる、それから特殊学級で教育をしたほうがよい方は特殊学級へ入れよう、それから養護学校で教育をしたほうがよい方は、これは養護学校に入れるというところでございまして、養護学校の対象者として一応考えられますものは、現在就学猶予、免除を受けております二万一千人がその大きな意味の

対象者になるわけでございます。しかしながら、その二万一千名の中でも治療をやはり優先的に考えたほうがよろしいという方々がおられるわけでございまして、そういう方は学校での教育というよりはむしろ治療のほうに重点を置いて、先生からもう御指摘ございましたように、訪問教師とか、そういうふうなものを活用していく道もあるんじゃないかろうかということございまして、いずれにいたしましても、総合的にこの問題につきましては計画を立てまして、大臣からお答え申し上げましたように、五十四年度からは二部制にし得るよううに、いま各都道府県とも協力をいたしまして詳細な調査、それからそれに対する対応策を検討している段階でございいます。

○内田善利君 障害児教育を担当する教員の養成機関として、大学の養成計画についてですけれども、特殊教育の養成課程の教官定員が二名なんですね。学生数が十五人から二十人、教官定員が二名ということですけれども、これでは医学、心理、教育と三つの面から考えましてもちょっと少ないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 先ほども申し上げましたように、特殊教育の教官も幼稚園の場合と似たような事情もございまして、基礎免の教育は他の小学校課程、中学校課程と同じように勉強をするわけです。まして、十単位、あるいは一級をとろうとします場合に二十単位の特殊教育の領域を勉強するということに相なるわけでございます。その指導時間等との関係から専門課程におきまして二名の教官を配当するという措置を講じておる次第でございますが、他に非常勤の教官等も加えまして必要な課目の履修は支障のないようにいたしておるところでございます。ですから、二名ということが必ずしも少ないということにもなるまいかと思うのでございますけれども、今後特殊教育の教育内容の充実と相まちましています点は検討いたしたいと考えます。

○内田善利君 実験学科ですけれども、助手の定員がゼロということはどういうことですか。

○政府委員(木田宏君) 教員養成大学は一般的に申しますと科目の窓口が広いものでございますから、学生当たり教官数は他の学部よりは必ずしも少なくないのでございます。また、講座制をとつておりませんために教授、助教授、助手といったような助手の構成を科目ごとに入れるというような整備の方針になっておりませんために、いま御指摘のような助手の配置状況が必ずしも全実験科目に対応するというふうになっていない点もあらうかと思ひます。これは教員養成大学の多岐にわたります科目に対しての教官整備全体の問題として今後考えていかなければならぬ課題であるというふうに思つております。

○内田善利君 これは、前にもどなたか聞かれたかもしれませんが、養成課程を出て盲・ろう・養護の免許を取っている人、一年間に一級免取る先生何人ぐらい出ておられますか。

○政府委員（木田宏君） 昭和四十七年で申しますと、特殊教育の諸学校の免許状を取りました者が、教員養成大学の学部卒業者で一千百名でございます。一般大学で六百名、短期大学で百名、合わせて千八百名が特殊教育の諸学校の免許状を取つておる次第でございます。

○内田善利君 千八百名でだいじょうぶでしょう
か。

○政府委員(木田宏君) この特殊教育の関係の教員の最近におきます年間の需要数が約九百名でございますまして、先般当委員会でも御答弁申し上げましたが、これがやはり小中学校等の学校の教員と、何といいますか、一体の人事として任命権者が人事管理を行ないます関係上、小・中学校の基礎免を持っております人たちの中からまた特殊教育の学校へ回っていくという人たちも多い実情でございます。

また、今日の特殊教育の諸学校の拡大を考えます際に、校長及び中堅教員等々の充足を考えますと、どうしても小・中学校の教員との交流ということを前提にして職員構成を考えなければならぬと思うのでございます。そういう関係で九百名

が全部特殊教育の免許資格を持つておる者でないという実態等がございますんですが、当座の間のやむを得ない措置ではなからうかというふうに考えます。また、そうした教員の人事管理の実態から勘案いたしますと、免許状の取得者が千八百あるという点はさしずめ少ない数字ではないというふうに考えておる次第でございます。と申しますのは、このほかにもいろいろと講習その他の措置も講じておるからでございます。

○内田精利君 寮母についてちょっとお聞きしたいと思いますが、学校教育法の施行規則で「世話及び教育に当る」職員としての規定、これしかないわけですが、この採用の条件といいますが、資格、これはどういうわけですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 寮母の仕事でござい
ますけれども、いま御指摘になりましたように児
童等の「世話及び教育に当る」ということでござ
いますけれども、いろいろ宿舎での世話でござい
ますとか、教育でございしますとか、あるいは起床
から就寝までの食事そのほかに洗たく、掃除、子
供の生活指導、学習指導いろんなことをやってお
られるわけでございます。いまのところまたいろ
んな福祉施設等でも御案内のとおりこういうふう

な世話をしていただけの方がなかなか得にくいという事情もございます。特にどういう資格を定めようというか、非常にむずかしいところでございますので、ともかくそういうふうなお仕事に非常に関心を持ち、あるいは子供たちに対して愛情を持って当たっていたかどうかという方が必要なわけでございます、それはちょっと客観的な資格としてはあらわしにくいという点がございますので、現在のところ資格を定めておられないというのが実情であらうかと思えます。

○内田蕃利君　これは「世話及び教育に当る」職員ですから、やはり教育に当たる職員ということになれば、私はある程度の資格が必要なのではないか。それと、この「寡母」という名称ですね、これもおかしいんじゃないか。男の人もおるように聞いておりますので、「寡母」と言うのはちよつ

とおかしいんじゃないかと思いますが、適當でないと思いますが、「教育に當る」職員と、このようにはつきりと銘打つてあるわけですから、こういう資格ということも必要ではないかと、このように思いますが、それと「寮母」という名前が適切であるかどうか、これはいかがでしょうか。

○政府委員 岩間英太郎君） 名前につきましては、まあいろいろ御感觸もあろうかと思いますが、私は非常にあなたがかい感じのするいい名前じゃないかというふうな感じがしているわけでございます。

資格につきましては、教育と申ししてもいわば母親にかわる家庭教育というふうな観点からとらえたほうがよろしいような内容ではないかと思うわけでございますけれども、正規の学校教育は、もちろん資格のある方にお世話を願うわけでございます。一般の就寝、起床その他のしつけ、そういうものも広い意味で教育でございまして、そういうふうな教育に当たっていたかどうかということ、まあたいへん大事なお仕事でございしますが、それについて資格をきめるというふうなことは、ちょっとなかなかむずかしいんじゃないかというふうな感じがするわけでございます。

○内田審判君　時間がきたようでございますが、この特殊学級についてですけれども、高等学校にも置くことができます、このように法の上ではなっているのですけれども現在ゼロなんです、まあ高等学校までは手も回らないという実情と思いますが、また義務教育ということで義務教育のほうに重点があると思うんですけれども、もう今日高等学校も義務教育制度化して、九五％以上が高等学校に入っているわけですから、やはり高等学校についても特殊学級を設置することを検討しなければならぬ段階に入ったと思うんですけれども、そういった設置する意図がおりであるかどうか。ないとすれば、義務教育関係だけということでなしに、やはりそういったことも検討する必要があると、このように思いますが、この点はいかがでしようか。

○政府委員(岩間英太郎君) いまのところ義務教育段階では、御案内のとおり、特殊学級を設けました一番大きな原因は、精神薄弱児の出現率が非常に高くて、盲学校、ろう学校のように単独の学校に収容できないというふうなことが理由でございまして、しかしながら、最近ではそれ以外の心身障害者の方々も受け入れている学級があるわけでございます。そういう意味の学級でございまして、これは法の規定でもあることでございまして、これから考えていくべきことであらうというふう

に考えるわけでございすけれども、精神薄弱の場合には、これはいろいろ父兄あるいは御本人の心理的な抵抗もございまして、なかなか現実問題としてはむずかしい問題ではなからうかというふうな気がするわけでございす。いずれにいたしましても、法律上の規定があるわけでございまして、いままで御指摘のとおり、義務教育段階での充実というものを急いでおりましたので、そちらのほうに手が回っておりませんけれども、これからの課題として検討してまいりたいというふうに考えます。

○内田善利君 もう一問、質問したいと思ひますが、まあ、一番たいへんでして専門的でなければならぬ。もう、養護学校の教員の免許状の所有者が大体五〇〇程度ですね。これでは私は免許状の所有者が少ないうえに、かと思ひんだけれども、これからどうしてこの一番たいへんな、しかも、専門的な盲ろう学校の教員の需給状況を調整していく考えであられるのか、この点だけお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) 今日、特殊教育の教員養成の課程は定員の学校だけで見ましても千二百五十名ほどかかえておるわけでございす。これが、これから当分特殊教育の学校の拡大ということとは続いてまいらると思ひますけれども、しかし、人事管理の必要性等から考えますと、先ほども申し上げましたように、小・中学校の教職員の教員層の協力を得ながら、特殊教育の学校の職員を構成していかなければならぬ。まだ当分の間、そう

いう時期にあると思ひます。そこで、私どもとしては今後の課題として、さらに特殊教育のための養成増を考へるだけでなく、特別の専攻課程の増設を四十八年度三校実施いたしました。これを広げていきたいというふうな思ひでございますし、認定講習の充実等をはかりまして、そうした基礎を保持しております教師に対する必要な資質の確保、免許状の取得ということに力を合わせていきたいというふうな考へる次第でございす。これからの特殊教育の拡充整備を考えますときに、こうした認定講習とか、実務経験者の特殊教育の領域への積極的な参加というのを期待し、それに即応するような奨励策を十分に考へて、充実した学校がつくられるようにしてまいりたいというふうな考へておる次第でございす。

○内田善利君 最後に、文部大臣にお伺ひしますけれども、約二時間にわたって質問してきたわけですが、この免許状について特に養護学校、養護関係特殊学級、こういった先生方が非常に不足している。それから幼児教育についても、幼稚園の免許状について質問してきたわけですが、最後に文部大臣の御所見をお聞きして終わりたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教育界に進んで人材が入ってくださるような施策をあわせ講じながら、いろいろ御指摘いただきました教師の確保に最善の努力を尽くすようにしたいと思ひます。

○委員(永野鎮雄君) 午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会
○委員(永野鎮雄君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き教育職員免許法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は御発言を願ひます。

○安永英雄君 今度のこの法案で、趣旨として、

教員の不足、これを補てんする意義が非常に大きいわけですが、これについて、この法律を施行したとして、大体どれくらいの数が確保できるのか、これはやってみなきゃわからぬと思ひますけれども、大体補てんをするという趣旨であれば、その予定はあらずですか。

○政府委員(木田宏君) 教員資格認定試験についてのお尋ねと考へるのでございす。小学校では受験者はかなり出るかと思ひます。小学校五、高等学校は五種目合わせて百人、特殊教育の養護訓練は二種目合わせて六十人くらいを予定しております。

○安永英雄君 計どれくらいになっていすか。

○政府委員(木田宏君) 計六百六十名ほど心づもりとしては予定しております。

○安永英雄君 初中局長まだ見てないんですけれども……

○政府委員(木田宏君) もし、私から答えられることでございしたら答へますから、ひとつ……。○安永英雄君 この前もちょっと質問が出たんですけれども、そういった六百六十人くらいは数が足りないというので、相当欠陥を持てているこの法律案を通した、こういったことよりも、現在いる人材を集めるということであれば考慮すべきでないかというのが私の趣旨なんです。これは、私はあとで申しますけれども、この免許法の改正については、内容的にはやはり今後に悪例を残す、千載に悔いを残していくような個所が相当出てくる。したがって、退職をしていく人あたりの考へてみると、あとで初中局長に聞きますが、実際本人はやめたくない、しかし、各都道府県教育委員会段階あるいは地方教育委員会段階でとにかく肩の骨が折れるほど肩たたきをやって整理していきまう、本人も十分意欲がある、こういう人材はたくさんあるわけですからね。この点について私はあとで初中局長——見えたすな、さっそくお聞きしたいと思ひんですけれども、一体、現在自然

退職すね、要するに人事のときに使う用語で自然退職というものはどれくらいあるかということ。

○政府委員(岩間英太郎君) 毎年の退職者は大体全体で二万名でございまして、たとえば四十六年度末は一万九千八百八十八、それから四十五年度末は二万八千九百三十三というところでございす。そのうちで勧奨退職者は四十六年度末で九千六百八人でございすから約半数でございまして、あとのやはり同数程度が自然退職ということになるわけでございす。

○安永英雄君 この点、いま局長は自然と二つに分けられたけれども、この点は、実際は内容を御存じかどうかしりませんが、この区別はなかなかつかないんです。また、いまおっしゃったように勧奨をして退職をさせるということ自身が私はおかしいと思ひんですけれどもね。これは平気で正面切つて言われたけれども、勧奨退職、勧奨して退職させるといふのはどういふ法規に基づいてやっておるんですか。法規ありますか。

○政府委員(岩間英太郎君) これはいわゆる退職金の算定の際に、勧奨を受けて退職した場合はいわゆる割り増しがつくわけでございす。そういう意味では給与法上のそういう勧奨という制度があるわけでございす。

○安永英雄君 これは、肩たかかれて泣く泣くやめていくときに、そのときに、あとで計算して結果として出てくる問題ですから私は法的にはあなただめなさいという形を強制するというのが勧奨退職であつて、法的な根拠はないと思ひんです。違法なことを私はやってるんじゃないかというふうな気がする。これは個々の事例を持ってこなければあつて、いろんなケースがあるからあれですけれども、しかし、一般的に言えることは、あなたの方のほうで勧奨して、その結果やめた人については優遇をするという給与法上の問題に照らしてというけれども、これはあと先の問題なんで、やめさせるときは武器なんですね。本人はやめたくない、しかし、やめるとこれだけの金がかかるじゃ

ないか、もう退職金から年金から計算しちゃって突きつけて自宅まで行って、そしてあなた、これだけの金が入るのどうしてやめぬのだ、こういうことで、これは勸奨それ自体は違法だというふうに考えますが、どうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 本人の能力判定とそれから客観的な能力判定というのかなり違うわけでございまして、七十でも八十でも御本人としては働けると思っておられても、仕事の上で実際上支障がある場合もあるわけでございますから、この制度自体が私は違法であるというふうには考えません。

○安永英雄君 しかし、その点は程度によるけれども、行き過ぎがあつてはならないと思うのですよ。私は違法と思うけれども、あなたは違法ではないと言ふ。しかしこれは強制的に、とにかくやる意思のない者について何回も何回も言つてそれでとうとう退職願を出さしたという形はやるべきでない、こう思うのですが、そこらあたりどうです、文部省の考え方は。

○政府委員(岩間英太郎君) これは勸奨退職を進める方にとりましては、やはり人事管理の責任者としての問題があるわけでございます。そういう意味から申しまして、ただいま御指摘のようにそういうふうな過度の勧奨退職が行なわれますようなことは、これは避けなければならぬというところは当然でございますが、それにはやはりその裏づけになるような慣行ないしは法的な整備というものが必要であらうというふうに考えるわけでございます。

○安永英雄君 私は、そういう人事面の質問をするのが本旨じゃありません。そこで、各県で勧奨数何人、とにかくことしは退職者を出すのだ、そういう線を引いた上でそれに基いて忠実に人事主管の關係の者や地方教育委員会が一斉にそのワク内を果たそうと思つて、そこに行き過ぎができてきていわれる私どもの強制退職、こういうものが生まれてきておる。そこで文部省のはう、そのワクというのは大体実績からいけば二万という

のが出ていますね、結果としては二万出ている。そして肩をたたいたかたかないかは別として、勧奨した、こういうのが九千六百もこの中に入っているというので、この九千六百というのは、私は数は明確に出てこないと思うけれども、教員としてさらに続けていきたいという意思の人は相当数の中に入っているというふうな考えをわけです。したがって、大もとは何人教員をやめさせて何人新規採用するかというこの机上の計画というものに人事の作業というものが必死になつてそれについていっているところから非常に無理がくるわけですが、各県の線の引き方、新陳代謝とか、新風を吹き込むとか、こういった看板で線を引いている、そこらあたり把握してありますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 一応、各県で基準としてきめております基準は、六十歳以上八件、五十八歳から五十九歳が十四件、五十六歳から五十七歳が十七件、五十五歳が七件というところでございまして、実態を見ますと特に去年、ことしあたりはこういうふうな一応基準をつくらせておりましたも、たとえば五十五といつておりましたも五十八とか、五十八歳以下は退職者がないとか、あるいは五十六といつておつても五十九までではないとか、そういう県が出てまいっております。

○安永英雄君 そういつた定年制の問題も、教員の中には何もなければ、線を引くというところ、これは好ましいことかどうかという問題ですが、その点はどう思いますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 積極的に好ましいというところとございせんが、これはある程度後進に道を開くというふうな点から申しますと、あるいはやめてからあとのいろんな設計がお立ちになると。それから申しますと、そういう一応の線があるというところは悪いことじゃないというふうな考へております。

○安永英雄君 私は、その点は問題だと思ひますよ。文部省がそれを認めるならば、この点をたいへんなことだと私は思ふんです。一応人事をさばいていく場合に、いわゆる一つの基本的な方針

というものをきめて、そしてやることはいいと思ひますよ。何も、無定見に人事をさばいていったらこれは大混乱をすることは私もわかつてゐる。わかつてゐるけれども、その中で、五十七歳にきたらあなたはやめなさいと、こう言うし、事実やめていっている。女子の先生のごときはもう五十歳あたりから肩をたたかれて、五十五あたりでは姿を消していく。あるいは夫婦共々せざと、こういったものについては、どちらかやめなさいと、あるいは年のいった、まあ今度は教頭になろうか、校長になろうかというそのときには、主人が教頭になりたいと思へば奥さんは内助の功で、あなたはやめなさい、これは平気であるんですよ。そうしてそれは何かというと、先ほどの線があるからです。その線に従つて、それをいかにももう定年制がしかれておるような、もうとにかく一つの法律みたいな観点でやめさせてきているというところは、私は、文部省のほうがあるときにはやっぱりその線があることも必要だという是認の姿をとれば、これは奨励しておるようなもので、定年制みたいなものを示したようなものなんです。私は、少なくとも文部省が各県の人事に関する行政について指導する場合には、少なくともこれを積極的のこの線を出してもけつこうなんだとこれを是認するという立場は私は許せないと思ふんですがね。これはもの言いがいろいろ表現のしかたもあると思ひますけれども、これは頭から私は否定してかかつてゐる。やはり人物本位とか、あるいは本人の教育に対する熱情とか、身体的条件とか、大体普通はつきりしたものであつて線を引いて、とにかくその線からやめさせるとか、やめさせぬとかいう人事作業というものはすべきでないという指導こそ私は必要じゃないかと、こう思ふんですがね。この点どうでしょう。

○政府委員(岩間英太郎君) 文部省でも、現在国立学校の事務系を含めまして、あるいは先生の場合にも、定年制と申しますか、これは慣行としてあるわけでございまして、まあそれはきわめてスムーズにいつていると思ひますし、

【委員長退席、理事楠正俊君着席】

また、たとえば東大で六十歳から六十歳といひした場合に、ほんとうに惜しい方もおられます。しかしながら、そういうふうな慣行がしられまして後進に道を譲るというふうなことは、これは全体として見ますと、私はいい制度じゃないかと。ただ、御本人にとりましては、これは御不満の場合もございまして、やはりいままで文部省あるいは国立大学全体としてやっておりますことは、別にそれによりまして支障が起つておるというところではない。ただ、年齢であまり若い方に対してそういうふうなことが行なわれるというふうな問題はあらうと思ひますが、制度全般としましては、私は悪い制度ではないというふうな考へております。

○安永英雄君 そこで、本題に入りますけれども、先ほど大学局長のほうで、今度の法律で大体予測しておる、また期待もしておる、この新しい先生の獲得という問題で六百六十程度の数を、非常に矛盾があるこの法律で、当面の問題としてやはり教員が足りないという立場から提案をされておる、ということですが、いまでも言つたように、肩たたきで、全部とはいひませんが、約九千六百という、りっぱな免許状を持つて教育経験も豊かだ、こういう人たちの、片やとにかく肩の骨の折れるまでたたき落としてやめさせておいて、そして非常に不十分な——やっぱり教員養成機関というものを根底からやっぱりゆすぶりますよ、これは。何も教育実習もしないような、とにかく促成栽培やろうというのとはつきりしてゐるんですよ。これはやっぱり教育のためにもよくないというんですが、たとえばあなたのほうでその線というものをたとえば最後まで撤回しないというところであれば、たとえば五十五歳と、あるいは五十七歳と、福岡県あたりは五十七歳主義だと、これを五十八歳にしたら約二万は出てくる。その中から選んでくるという形を考へてもいいのではないかと、こう思ふんですが、私もう一回、あととはよく聞きませんけれども、大学局長のほう

うで、この六百六十ぐらいの、これはまあ一年の、当面の問題でしようけれども、そうまでしなれば先生というのは獲得できませんか。ほかの意味はわかりませんよ。ほかの場合のそれだけの法律案の趣旨でないというところはわかりませんが、少なくともそこそこ人間の確保する、こういった面からして、私はそうまでしなくてもいいんじゃないかと思うのですけれどもね。あなたの立場から言って、どうしてもこれを提案し、可決しなければならぬという理由をおっしゃって下さい。

○政府委員(木田宏君) 需給の点だけで御提案申し上げておるわけではございません。教育界に広くいろんなキャリアの方にも、熱意の持った方は教育界にお迎えしたいという気持ちが一つございます。学歴だけが唯一ではなからうという考え方がございます。それと同時に、需給につきましても、先般来申し上げました地域別に、あるいはその年によりましてどうしても若干の変動等もございいますから、そうした措置を考えた。また、特殊教育、高等学校の一部の教科の領域等、今日大学教育で十分な養成ができてない、大学教育になじまない領域もございいますので、そうした補完的な措置としてはひとつ御理解を賜わりたいというふうに考える次第でございます。

○安永英雄君 まあ、とにかく教員の数を確保する、人材を確保するという立場からいけばあまり意味のないものではないことは私はいまのことばでわかると、別のほうの意味のほうが大きいというふうにとらえていいですか。どちらですか、あくまでもどちらですか。

○政府委員(木田宏君) 基幹となります教員の養成を確保しようという趣旨のものではないでございます。これはこれまで繰り返し御答弁申し上げたとおりでございます。基本的な小学校教員、中学校教員の養成は、本則によりまして、大学におきます養成課程を拡充するということが趣旨であることに変わりはないと思っております。その点はまたお間違いのないようお願いをしたいと思います。

○安永英雄君 そこで、大臣にお尋ねをいたしますが、今度の七十一国会で田中総理が施政方針演説をやられたわけですが、この中で特に強調をされた教育面の問題として、「小・中学校の校長が退職後再び町に職を求めなければならないような現状を改めるため、定年の延長について真剣に検討をいたしておるのであります。これはいままでもかつてなかったことであります。しかも、施政方針演説の中で明確にこの点は言われ、そして私は予算委員会の際にもこの問題について詰めてみた。やはりこの問題は、教員というものがやめていって、そしてやめたときが一番金のかかる、子供等の学費その他金がかかる時期だ。あるいはまた、非常に有能な、地方における有能な士であるから、この人たちのとにかくやめたあとというものは自分としても十分考えていかなければならぬ、こういう発言もあつたわけですね。まあ田中さん自身は、地元の話を聞きますという、自分の習った先生については非常に報いられておると、そして歴代大臣にない、教員のやめたあとの問題について非常に気を配っておるといふことは聞いておつたし、異例の施政方針演説の中に入れたことということは、私は教育界にとっては一つの大きな前進だと、こう思つておつたわけですが、この点については、田中内閣ができた当時からこの問題は盛んに演説その他でやられたものなんでしょう。で、私は、これについて当時の稲葉文部大臣に質問をやつたことがあるんです。稲葉さんとはにかく大臣になられて、もうなられたとたんにはほんばんほんばん花火を上げられて、定年制六十五歳、それから給与は倍にすると、教員養成大学をつくるとか、あるいはある程度の給与、四十何万を給するとか、ほんばん上げられたわけですね。でも、これあたりは田中さんの発言と一連の関係があるし、自民党の政策がその当時打ち出されたときの項目をほんばん打ち上げられていたわけですから、そこで、私は聞いたわけですが、ほんとうに六十五歳というのを考えているのかどう

かという質問に対して、その発想はこういうところでございます。昔から見て六十のころはまだまだお達者で、教育の業に従事していただける、これが世間の常識ではないか、そうしてわれわれのような無力な人間も就職などをお頼みされませんが、しっかりとつばな、しかも教育経験豊かな人をここでやめていただくのはいかにももったいないという感じもしますものだから、せめてもう少し定年を延長する、そうしてできれば学級の生徒などももう少し減らしまして、したがって定員も要るでしょうから、急にはできませんから、りっぱな経験豊かな教育者というものはそうやすく得られるものではありませんから、お働き願つてつこうじゃないかと、こういうところの発想でございます。こういうふうな発言も、これは決算委員会でありましたが、こういう発言もあつたわけですね。非常にやっぱり全国の教師のこの点については期待をしておつたわけですね。

まあ、話ついでに続けまされども、その当時、各全国の都道府県の教育委員会あたりはこの発言を聞いてびっくりして、そして定年制反対の決議をして文部大臣のところに持ってきたということも私は聞いています。少なくとも私の知つておるのは、九州ブロックの教育長が福岡に集まつて、この発言聞いて、この質問のあとびっくりした。これじゃ人事ができないということでした。けれども、少なくとも私は、一連の総理並びに稲葉文部大臣、こういった大臣の考え方、これについて、今度やられた文部大臣の所信表明の中にはその点は触れてない。国会で小選挙区の問題について急にこれを提案しようかなというふうな動きを田中総理はされた。そのときにわれわれの反対の一つの理由として、この所信表明の施政方針演説の中にもこれはないのを急に出して、これは何事かという問題ですが、私は総理のこの施政方針演説というのには非常に重要だと思つて、その中できめてこの近代まれな教育の問題、特に定年制の問題、こういうものに触れられたのは画期的と思つて、まづこれどもね、大臣のほうはこれ一つもないん

ですが、私はこれを受けて、いまさっきの勸奨退職あたりの関係も思い合はせると、大臣のこの教員の退職後という問題について、あるいは退職後じゃなくて、現在の先生の定年をさらに延ばして、有能な先生を総理が言っているようにまだまだとか、現職として残っていただいて、その経験、豊富な手腕、識見というものを生かしていただきたいというその気持ちというものは全くないのかどうか、あるいは定年制についてどう考えるか、この点についてお伺いいたします。

○国務大臣(奥野誠亮君) 総理の施政方針演説、それは内閣全体がそういう考え方で政治に取り組んでいこうということでございますので、文部省におきましても、もとよりそういう考え方で努力を続けておるわけでございます。同時に、生活等のことに心配なしに教職に勤んでもらいたいという考え方でございまして、一面には、処遇の改善を抜本的にはかかっていかなければならないと思つて、そういう意味において、今回人材確保法案を提出させていただいたようなわけでございます。

退職年齢を引き上げていくという問題につきましては、全国の教育長会議や教育委員長会議におきまして、私からさしあたり六十歳以下のところは六十歳まで引き上げていただきたい。将来は六十五歳を目標に進んでいきたいということも具体的に申し上げておるわけでございます。過疎県と過密県によりまして、かなり事情が違うのでございまして、過疎県におきましては教員の定数がふえないものでありますから、なかなか引き上げることが困難だという事情もございまして、事情もございまして、若干教職員の定数をよけい配分するよううなことをする。あるいはまた今回設けました非常勤講師の制度、これを使いまして、この定数を割り当てるといふようなことで引き上げてもらうことに御協力をお願いしているところでございまして、一挙にきめてしまふということになりますと、やはり定年制という制度を法制化しなければなら

ない、こういう問題になるわけでございます。今日そういう時期でもございせんし、またこれについてはいろいろな意見が従来からあるわけでございまして、将来の問題は別といたしまして、さしあたりは定年制を延ばしていく、そのことの困難な点につきましては、いろいろな面において文部省が協力をしていく、そういうこととかならうかと考えながら、一応基本的な考え方を打ち出し、あとは具体的な問題につきまして個々に相談をするということで努力をしているつもりでございます。

○安永英雄君 そうすると定年制の問題については、その方向ははっきり持っている。六十五歳という線は持っているというふうにとつてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) そのとおりに考えております。

○安永英雄君 そうすると、具体的にそれに到達するということ、ことしの予算の中に非常勤講師という形で、そういった退職後の先生を迎えるというふうなことも考えていらっしゃるのですか、この点は、非常勤講師の予算と定数の問題は、どういうふうな形になっていますか。

○政府委員(岩間英太郎君) ことし大臣のお力によりまして、一億円の予算を、補助金をさしあたり取つていただいたわけでございます。この配分につきましては、いま各府県と相談をしているところでございますが、こういう制度を今後とも拡大する方向で努力していきたいというのが大臣のお考えでございます。

○安永英雄君 定年制の問題はまた機会があると思ひますから、この点は、ただ文部省だけの問題でもないと思ひますし、内閣すべてがこれを考えていかなければならぬ大きな問題ですから、ここでは申しませんが、その方向を見詰めつつ、ことしの総理の施政方針演説の一つの具現化として、ささやかであるけれども、とにかく非常勤講師というものの予算のワケを取つたということですがね。これは、使用というのはいくつ

○政府委員(岩間英太郎君) この目的は二つございまして、一つは研修の代替教員を確保したい。それから、ただいま大臣から申し上げましたように、定年制の延長の一助としたいということでございます。来年は定数問題につきましても全般的に考えなければいけないということでございまして、また新しい考え方もできるかもしれません。いずれにしても非常勤講師というふうなものが出ましたという点は、これは私も非常に喜んで

○安永英雄君 そうすると、今度の提案されている新しい免許法で六百六十程度、それから来年度の卒業生という形をすれば大体充足できると思つておられますか、教の上からいって。

○政府委員(木田宏君) 四十九年度の小学校教員の需給、これは大体ことしと同じように一万七千程度ではなからうかというふうな考えておるのでございます。

先ほど申し上げましたように、今度の資格認定制度によりまして措置はあくまでも補完的なものでございまして、教育界に大学出の有資格者以外の人でも適任の、熟意をお持ちの方を迎えたいというところでございまして、これで四十九年にすぐ需給がどうこうというところではございせん。ただ、今後の持つていき方といたしましては、教員養成大学の拡充整備を進めてまいりまして、その効果があらわれてまいりますのは、やはり数年先になりますので、どうしても過密県その他で需給に問題の起こります点は、今回の資格認定試験の方で若干の調整をはかるというふうなことは考へて、そして全体としての需給には支障のないようにしていきたいというふうに思ふ次第でございます。

○安永英雄君 これは直接定数と関係はありませんが、稲葉さんもそうおっしゃったのですけれど、退職後の医療給付という問題についてぜひ考へていきたい、検討したいとおっしゃっておつた

のですが、大臣、どんなふうなものでしょうね。これはもう少し内容を見ますと、話したのは、いわゆる元気に教員として三十年、四十年働いてきて、その間、病気一つせずに、共済組合の掛け金は徹底的に払つてきて、退職したところがその医療給付のほうもない、これは何か考へてやらなきゃならぬのじゃないかという約束をしておつたのですがね。ここで、退職後の先生の優遇という問題について、せめて、これは年金とか何とかいう問題もありませんけれども、すぐやめてやらなきゃならぬのは、ほんとに多いんですよ。ほんとうに健康でもう一生涯教育事業に携わつてきて、そうしてやめたとたんに共済組合の効力はなくなつてしまふ。だから、やめたときから老後に入つてそちらの不安がすぐにつきまといつてくる、こういうことですが、これくらいはとにかく明年度予算あたりの中にもきちんとして入れて、そしてやつてあげなきゃならぬのじゃないかというふうな考へますが、どうでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 退職しますと共済組合員から国民健康保険の組合員になる。その結果は一部負担がつかまうというふうなことで、御指摘のような問題が起こつていられるわけでございませう。したがって、退職後も一定期間は共済組合の組合員として給付を続けたいと考へて、こういうことでいろいろ議論をされておられるわけでございまして、ぜひ、そういう方向で問題を解決していきたいと、かように思ひます。なお、今後の問題としても努力をしていきたいと思ひます。

○安永英雄君 次に、教員養成機関の問題についてお尋ねをしますが、これも稲葉さんの話じゃありませんが、いまの田中内閣の方針として新構想教員養成大学の設置というものを高く打ち上げられて、そしていまにもこれにかかろうかと、昭和五十一年には新卒あたりでも出したいというふうな具体的な案まで出されて、われわれとしてもびくつきしたことがあるんですよ。大臣はいわゆる新しい教員養成大学というふうなものを考へておられるわけですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 四十八年度の予算の上でそういう問題をどうするかというところで、調査費を計上させていただいたわけでございまして、調査会で検討していただいておりますので、その結論を待った上で具体化の方向をきめさせていただきます。かように考へております。

○安永英雄君 そうすると、稲葉さんのとき考えられた文部省の――まあ文部省の構想が稲葉個人の構想か、そのところは非常に混乱しておつたんです、その当時。しておつたけれども、少なくとも稲葉さんの構想、その裏には自民党の文教政策としての構想も確かにあったようでありまして、けれども、もちろん、いま私が質問すると、大臣としてはいまそういう検討をしておりますというところ以上にはわからないと思ひますけれども、しかし、いまの大臣が一つの方針を持っておられるかどうか、その点についてお答え願ひたいと思ひます。

とにかく相当詳細な話があられたわけですがね。入学者の選抜、こういふものは高校長の推薦のほか調査書、作文、身体検査、人物考査を原則とする。文学、歴史、哲学、宗教、倫理、道徳等、これを必修とする。低学年は全寮制を原則とする。教育実習は三十五週ですから約一年。一年間のいわゆる昔言つた強制をさせる。教育実習のため付属学校のほか教員の協力校を設立し、国が直接財政援助を行なう。在学中中国費で外国の大学において一定期間研修を行なう。以上の趣旨を実現するために大学の設置事務については必要な改正を行なうということで、こういう内容をお示しになったわけで、相当進んだ、せつちかな方向だということでも私もたしなめたことがあるわけですが、これでも、大体そういう稲葉さんの考え方、これを引き継いでそういう方向でひとつ結論を出してもらいたいというふうな検討に入つておるか。もうとにかく全く白紙で、そこでひとつ新しい教員養成制度あるいは大学というものを検討してくれ、こう出されておるか。そこらあたり確かめたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 四十八年度の予算の上でそういう問題をどうするかというところで、調査費を計上させていただいたわけでございまして、調査会で検討していただいておりますので、その結論を待った上で具体化の方向をきめさせていただきます。かように考へております。

○安永英雄君 そうすると、稲葉さんのとき考えられた文部省の――まあ文部省の構想が稲葉個人の構想か、そのところは非常に混乱しておつたんです、その当時。しておつたけれども、少なくとも稲葉さんの構想、その裏には自民党の文教政策としての構想も確かにあったようでありまして、けれども、もちろん、いま私が質問すると、大臣としてはいまそういう検討をしておりますというところ以上にはわからないと思ひますけれども、しかし、いまの大臣が一つの方針を持っておられるかどうか、その点についてお答え願ひたいと思ひます。

とにかく相当詳細な話があられたわけですがね。入学者の選抜、こういふものは高校長の推薦のほか調査書、作文、身体検査、人物考査を原則とする。文学、歴史、哲学、宗教、倫理、道徳等、これを必修とする。低学年は全寮制を原則とする。教育実習は三十五週ですから約一年。一年間のいわゆる昔言つた強制をさせる。教育実習のため付属学校のほか教員の協力校を設立し、国が直接財政援助を行なう。在学中中国費で外国の大学において一定期間研修を行なう。以上の趣旨を実現するために大学の設置事務については必要な改正を行なうということで、こういう内容をお示しになったわけで、相当進んだ、せつちかな方向だということでも私もたしなめたことがあるわけですが、これでも、大体そういう稲葉さんの考え方、これを引き継いでそういう方向でひとつ結論を出してもらいたいというふうな検討に入つておるか。もうとにかく全く白紙で、そこでひとつ新しい教員養成制度あるいは大学というものを検討してくれ、こう出されておるか。そこらあたり確かめたいと思ひます。

とにかく相当詳細な話があられたわけですがね。入学者の選抜、こういふものは高校長の推薦のほか調査書、作文、身体検査、人物考査を原則とする。文学、歴史、哲学、宗教、倫理、道徳等、これを必修とする。低学年は全寮制を原則とする。教育実習は三十五週ですから約一年。一年間のいわゆる昔言つた強制をさせる。教育実習のため付属学校のほか教員の協力校を設立し、国が直接財政援助を行なう。在学中中国費で外国の大学において一定期間研修を行なう。以上の趣旨を実現するために大学の設置事務については必要な改正を行なうということで、こういう内容をお示しになったわけで、相当進んだ、せつちかな方向だということでも私もたしなめたことがあるわけですが、これでも、大体そういう稲葉さんの考え方、これを引き継いでそういう方向でひとつ結論を出してもらいたいというふうな検討に入つておるか。もうとにかく全く白紙で、そこでひとつ新しい教員養成制度あるいは大学というものを検討してくれ、こう出されておるか。そこらあたり確かめたいと思ひます。

とにかく相当詳細な話があられたわけですがね。入学者の選抜、こういふものは高校長の推薦のほか調査書、作文、身体検査、人物考査を原則とする。文学、歴史、哲学、宗教、倫理、道徳等、これを必修とする。低学年は全寮制を原則とする。教育実習は三十五週ですから約一年。一年間のいわゆる昔言つた強制をさせる。教育実習のため付属学校のほか教員の協力校を設立し、国が直接財政援助を行なう。在学中中国費で外国の大学において一定期間研修を行なう。以上の趣旨を実現するために大学の設置事務については必要な改正を行なうということで、こういう内容をお示しになったわけで、相当進んだ、せつちかな方向だということでも私もたしなめたことがあるわけですが、これでも、大体そういう稲葉さんの考え方、これを引き継いでそういう方向でひとつ結論を出してもらいたいというふうな検討に入つておるか。もうとにかく全く白紙で、そこでひとつ新しい教員養成制度あるいは大学というものを検討してくれ、こう出されておるか。そこらあたり確かめたいと思ひます。

とにかく相当詳細な話があられたわけですがね。入学者の選抜、こういふものは高校長の推薦のほか調査書、作文、身体検査、人物考査を原則とする。文学、歴史、哲学、宗教、倫理、道徳等、これを必修とする。低学年は全寮制を原則とする。教育実習は三十五週ですから約一年。一年間のいわゆる昔言つた強制をさせる。教育実習のため付属学校のほか教員の協力校を設立し、国が直接財政援助を行なう。在学中中国費で外国の大学において一定期間研修を行なう。以上の趣旨を実現するために大学の設置事務については必要な改正を行なうということで、こういう内容をお示しになったわけで、相当進んだ、せつちかな方向だということでも私もたしなめたことがあるわけですが、これでも、大体そういう稲葉さんの考え方、これを引き継いでそういう方向でひとつ結論を出してもらいたいというふうな検討に入つておるか。もうとにかく全く白紙で、そこでひとつ新しい教員養成制度あるいは大学というものを検討してくれ、こう出されておるか。そこらあたり確かめたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) いま御指摘がございました内容は、稲葉文部大臣が御発表になったものというよりは、むしろ、当時自由民主党の一部御関係の向きで検討されたものが紙面にも載りまして、安永委員からのお尋ねもあり話題になったことかと考えております。

今日の教員養成大学の教育内容等につきましては、当委員会でもいろいろと御議論がございましたように、教育実習をいまのままでいいかどうかという御検討もございまして、また、その教育内容等がはたして今日のままでいいかどうかという点、いろんな立場の方々からそれぞれ御意見があるわけがございます。教員養成審議会におきましては、先般御提示を申し上げました昨年の建議の中で、教員養成のためのこれからの教育課程として幅広い人間形成とか、教職意識の涵養でありまして、あるいは教育実習の単位をふやそうとか、そういう御提案が出ておるわけでありまして、これを今後つづけてまいります。教員養成大学、特に需給の関係から申しますと、小学校教員につきましては、本格的な養成を少し拡大するということをしなければならぬわけでございますから、その新たな大学の増設の際に、教育内容、また指導方針、付属学校との関係、それらをどういふふうに改善したいかということを中心に行いたしまして、いま調査会に検討をお願いをしております次第でございます。

○安永英雄君 そこんです、私の聞きたいところは、だから、現行の教員養成機関というものを否定するという立場で、新しいものをつくらうという、それをいまこの予算の中にある研究費といいますが、調査費、それを使ってやっているのか、

(理事楠正俊君退席、理事久保田藤麿君着席) いまあなたがちょっと言った、いまから新しい養成機関というものを、そこから出発するのか、あるいは現行のいまある養成機関のそのあり方というものを、いろいろその中にどういう問題があるのかということ、そこを修正する

り改正をしようとするのか、ここらあたりが稲葉さんの場合ははっきりしておたから、私はそこをいまから聞きたいわけです。これは筑波に御関係がある、そういうものかどうかということ。いまの大体全般的な教員養成機関の各大学というもののあり方について、いろいろなところにある。そういうものをえぐり出して検討してくだされ。検討にいま入っておるのか、あるいはもう全く新構想に基づき新しいものの養成機関というものを抜本的に考えて、それでいまからこれをつくらう、稲葉さんの場合はブロックに一枚ずつと、こういった考え方、場所まで、数まである程度出た、そういうものをいま予算の中にあるこの研究調査費で研究しておるのかどうか、ここが分かれ目です。

○政府委員(木田宏君) これから新しい教員養成大学を、既存の大学の整備だけでなく考える際に、新しい大学としてだけ新規なことを取り入れてやたらいいかという問題はあつたわけでございます。また、それは行く行くは既存の大学の改善策につながることもございましょう。しかし、いづれにしても幾つかの大学を新設してまいらなければ、将来の需要に対して間に合わないという事態でございますから、その新たな大学というふうにつきまして、従来の大学の問題点をどういふふうに改善し、前へ進めたいかということ、御議論をいたしておるわけでございます。それは、従来の大学をいつまでもいまのままに残しておくという意味では必ずしもございせん。しかし、その検討の中身におきましては、既存の大学の行き方も一つの行き方、今度の新たな大学の場合に、従来とは内容なり教育の方針なり、持って行き方が違った形態のもの、違った教育方向のもの、そういうものがあり得てもいいではないか、だから、そういう意味で、必ずしも従来のパターンにとらわれないで、ほんとうにいいもの、考えられるとすれば、どういふ大学を構想したいかという点での御議論をいたしている次第でございます。

ます。その御議論の成果によつては既存の大学の改正という問題も随伴して出てくるかもしれせん。しかし、既存の大学は既存の大学で整備し、新たなものは新たなものとして、多少さまの違ったものを考えるということの許容もあつてよろしいのではなからうかと、こういう心づもりで今日の問題点、改善すべき点等を御議論をいただいております。こういう次第でございます。

○安永英雄君 そのところ、ある程度わかつたんですが、これは私は文部省の内容は、よしあしは別として、その方針は早く大学関係者には、その態度はこれは国会を通じてわかつておると思いますけれども、明確にしておかないと無用の混乱を私は起こしてやると思う。予算は小さいし、予算の中でこの検討をする予算なんというのは小さい予算ですから、しかし非常に注目をしておるわけなんです。いまの言い方から聞きますと、私は非常に危険なものを感じる。だから、既存の教員養成大学というもののいろいろ改善というもののより、むしろ、稲葉構想に似た全く新しい教員養成大学というものを構想しておるというふうに考えるわけですね。その中から、既存の中にためになることは取り入れてもいいけれども、この検討の目ざしておるところは全く新しいものをひとつつくろふじゃないかということを検討をするという出発に入っておるということ、これは非常に問題があると思うし、また幾ら聞いてもこれは大臣、いま検討しておりますし、その点についての注文、その他はつけていないし、そこから何が出来るか、それは出てきたことだとおっしゃるけれども、文部省の意図というものは、今の法では私は筑波に通ずるような気がする。筑波の新しい大学をつくるというあの発想と同じような発想がくるし、またこの問題は、若問伝えられておるいわゆる五段階というふうなことも言いますけれども、いわゆる上級教員、中教審あたりが言っておるような、ああいったものを目ざして全く新しいものをつくるという方向だというふうに私も考えて注目をしていきたいというふうに考えますが、この

点についてはここで注文しておきますけれども、委員会あたりで中間なり、この報告はいたしますか。いまの検討委員会なるものの性格と、それから構成と、それから大体そういう報告、どのくらいの期間あたりでまとめていくのか、その構想をちょっとお聞かせ願いたい。

○政府委員(木田宏君) いま調査研究の委員会を、教員養成に御経験の深い大学の教官あるいは現場の先生方を加えて、二十三名の構成で御検討をいただいております。その御検討の規模は、新しい大学の性格あるいはその規模、教育課程と教育研究の体制、それから、つくり出す場合のいろんな付属学校との関係、学生の生活環境、そういうことを含めまして、それに必要な大学の教育研究を助けるための管理組織等全般にわたります御検討をいただいております。もう一つ、大学院をこれから教員養成の領域につきましても考えてまいりたい。その大学院の考え方、規模、組織、そうした点につきましても御研究をいただいております。次第でございます。今年度中にできるだけ進めた御意見をまとめていただいて、次の施策へございまして。いづれ御意見がまとまりましたら、中間の段階で各方面の御意見を聞くこともございまして、また、その段階で私どもがその御意見を伺いながら実施の過程に進めていく、こういう手順にならうかと考えております。

○安永英雄君 この点は、それ以上は申しませんけれども、私は筑波大学の問題とともに、私どものところに唐突として出してくる、そしてその構想についてどういふ経過を踏んで審議会等が話をしたかという記録その他もなかなか、これは出さないという形になる。これは私はいけないと思うんです。少なくともわれわれのほうに、そういう審議会の間は秘密秘密というふうなことじゃなくて、そのつどやはり、質問もします、質問もこちらのほうもしますけれども、積極的にいただくのほうからやばりいまの審議の過程はこうなんだと

いうくらの中間的な報告を次々にやって、広くやっぱり国会だけじゃもちろんございせんが、これは各層にやっぱり並行しながら意見を聞いていくという形をとって、国民合意の立場をとらないうと、これは大きなやはり教育の変動を来すような問題をやらんでおりますから、これはもちろん免許法との関係非常に出てくるわけですから、この点はひとつ私は注目をしておりますけれども、積極的に出してもらいたい。それから記録等についてもそれは個人の発言などというものはなかなか出ないものですが、そのつどまとめておけば、ずつと経過はわかっていくわけですから、手抜かりなくひとつ中間的にまとめて出してもらう、こういう約束できますか。

○政府委員(木田宏君) いずれ、調査会を設けて御検討をいただいでいることとございしますから、その案がまとまりました段階でいろいろ御批判をいただくといい機会ではどうかと考えております。

○安永英雄君 次に、初中局長にお聞きしますけれども、いわゆる採用、それから昇任、こういう問題についてちょっとお聞きしておきたいと思うんです。

この教員養成大学を卒業して、それから採用試験をやって、それから先生になる、こういうことなんです、実態はどうなんです。どれくらいは大体試験を受けて、そして教員になるという数のパーセントはどんなものですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 全体的な資料はございせんが、私どものほうで採用の困難であるかもしれないという過密県につきまして調べたものがございますが、たとえば埼玉県でございますと、四十七年度は志願者が三千六百六十六名ございまして、受験者が二千六百九十五名、合格者が二千二百八十二名、採用者が千六百九十五名採用すると発表いたしましたけれども、現実の問題としまして千七百七十二名しか採用できなかった。五百八十七名は採用を辞退をしたというふうな数字が出て

おります。これは小学校の場合でございます、中学校の場合にもほぼ同様な傾向があらわれておりまして、採用辞退が四十七年度で埼玉県では五百三十三名の辞退者がございました。

○安永英雄君 採用試験という制度は、根拠はどこに求めているんでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 教育公務員特例法十三条によりまして、教員の採用は選考によって行なうと、その選考は教育長が行なうということとございしますから、これは教育長のほうで基準をつくりまして、実際問題としましては先生ただいま御指摘のとおり、筆記試験あるいは口頭試験を行ないまして、その中から合格者を発表する、それからまた具体的に現場の校長先生、その他と御相談をされて、具体的な採用者を発表するというふうな方式をとっております。

○安永英雄君 私の考え方は、他の職種、職場と違つて、たとえば小学校の先生になろうと思つて大学を出て免許をもらい、そしてこれが就職するということになれば、これはもう年がいておろうがいておるまいが、経験年数がどうであれ、とにかくもう完全な一人の完成された教師というものがあるの職種と違つて要求されるわけですね。したがって、私は、この免許状を渡すときに、いわゆる免許を取得する場合のこの大学におけるその期間というものが非常に大事だと思つて、すよ。他のほうの大学を出て、そして商社でもどこでも入つてくれば、初めはそれはどうせ未熟だという形でそれは許される。そしてだんだん経験を積んでいながら一人間になつていく、こういうことですけれども、教師の場合はそうはいかないという性格は違ふと思つて、そういふ場合、私は、当然免許を渡す場合には、それだけの条件というのを具備して置かなければならぬというふうな考え方をします。したがって、これと関連してきて、今度の免許法の中で、教育実習がないというのは私はもうそれ自体もう欠陥だと思つておりますが、それにはいま触れないんですけれども、本来この採用試験というものは

すべきでないという私は立場を文部省としては指導方針として持つべきだという考え方なんです、その点どうでしょうね。私は、やっぱり選考するのは当然なこととす。たくさんの方が来るのですから、選考はしなければならぬ。何らかの方法でしなければならぬ。しかし、これについて、筆記試験とか、試験と、こういう形でそれで採用不採用がきまつていくという形は私はいけないうんじやないか。本来やはり大学で免許状を取ったときが当然一人前の教師だという立場をやっぱり基本的に文部省としてはとっておく必要がある、基本的には押えておく必要があるんじやないかというふうな気がするんですが、そこあたりどうでしょう。

○政府委員(岩間英太郎君) 大学の場合には、学生個人というものはこれは先生が接触されました、十分人物とか、そういう点はきわめていただけるというふうな思つてございします。まあそういう意味で、大学での御判断というものはやはり選考の際に適正に反映されてしかるべきだと思つて、またその個人ではなくて、学校という組織の中で、また具体的に子供に接して仕事をしたいという意味から申しますと、採用されるほうでも、また違つた観点から選考を行なう必要があるかと思つて、まあこの前も筆記試験につきましていろいろ問題が、まあだいぶおかしんじやないかというふうな御指摘もございしましたけれども、まあそういう意味では、組織の中に入りましてうまくやつていけるかどうか、性格の問題もあると思つて、また最近新聞をにぎわしておりますようなまあ欠陥教師等の問題も、これはある場合には採用の際に防げたのじやないかというふうなものもございまして、そういう意味で、採用される際にまあ慎重にやつていただくといいことは必要ではないかと思つて、す。

それからまた、これはちょっと言いにくいこととございしますけれども、多くの大学の中では、免許状を出しました免許状と実際の学力とがはたし

て見合っているのかどうかというふうな問題もございまして、たとえば数学の先生が非常に足りない。したがって、数学の先生をかねや太鼓で探して、もう実際に高等学校の生徒が解くような問題がどの程度解けるかというふうな話も聞かないことではございせん。そういう意味で、やはり三十数年間も子供を預かつていただかなければならぬ方々でございしますから、そういう意味の慎重さというものはあつてもよろしいのではないかと、ううううに考えます。

○安永英雄君 私は、先ほど申し上げましたように、これ以上くどく申しませんけれども、採用試験というふうなことはじやなくて、大学の在学中に、とにかくもうはつきりした責任の持てる教師としての養成というものを遂げて、それから出てくる。したがって、試験というものは、在学中の成績なりなんなりで、いまのような現行で、たつた一日の試験で、そしてちよつと五分か十分面接をするということじやなくて、学校差があればあつて、その点はつけてもいいと思つて、やっぱり基準にして選考していくという立場をとるためには、試験はやるにしても、これは一参考にすぎないという形にしないと、試験の成績即採用採用じやないかという、こういうつたままの悪弊を、ひとつこれは何とか解消しなければならぬのじやないかという時期に來ていると私は思つて、この点ひとつ、ぜひそういう指導はやつてもらいたい、こう思つて、方針はもう聞きません。

これとよく似た関係で、昇任、昇格の問題ですが、教頭、校長、こういう上者の試験をする。これはもう相当、三十年なりそれ以上の経験を積んで、そこで一日かん詰めにしまして、それこそいろいろな問題にマル・バツつけたら、汗みどろになつて、そこで校長になるかならないか、教頭になるかならないか。またそういう試験は反対であるといつてビケを張つてそういう試験場を取り囲んで、とにかくせまいとする動きもある。それだけの混乱を私は起こす必要はないと思つて

す。

ですね。試験は撤廃すべきじゃないか。新卒と違つて、少なくともその人は長年の経験で人物、識見、すべてわかつているわけですから、この点があんがいまた試験、ただ一べんの試験と面接という形でa、b、c、dつけられて、あなたはdだから校長になれる、こういうふうなやり方で非常に全国的にトラブルを起こしているということですが、この点についての考え方はどうでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) この点は先生のお考えに私も近いような考え方を持っているわけですが、さういふ先生の中から教頭さんを選ぶというふうなことになるわけで、どうしても公正というものが、必要になってくるわけではございません。おそれる各府県でやりなすおられます。情実を以て公正にやるというふうな意味合いが強く働いていゝるんじゃないかというふうな気がするわけでございます。一般的に申しますと、たとえば私の場合も局長試験とか何とかやられるということになると、これはあまり気持ちのいいことではないわけでございます。現職の方の中からそういうふうな者を選ぶ場合には、なるべく任命権者の判断でやるということが、これが筋道ではないかというふうな気がいたします。しかしながら、これも教育長の権限の範囲でございますから、私もどうか言う筋合のものではないと思ひますけれども、まあ公正を確保しながら、しかも先生方にそういうふうな心的な圧迫というものを与えないで何かいい方法はないかということはたえず検討しなければならぬというふうに考へてゐる次第でございます。

○政府委員(岩間英太郎君) そうあつてもいいものではないことは考へておりますが、それは任命権者の権限の専管に属することでございますから、私のほうからとやかく、ああしろ、こうしろというふうなことは言うべきではないというふうに考へております。

○安永英雄君 それはしかしちょっと逃げ腰じゃないですか。それは任命権者は県のほうだから、私どものタッチするところではない。そういうときは指導、助言のほうはすつと消えるのですか。いろいろ都合のいいときには指導、助言があるからということであつて、こられるわけですが、私は、それくらい指導は全面的にやるべきだと思ひます。これは弊害あるのですから、ペーパーテストだけでばんときめていくというのは、その点はやはり言うべきじゃないか。そういう機会があれば指導すべきだという立場にあるんじゃないですか、これは。もう一べんお聞きしますけれども、それははっきりしておかなければいかぬのです。

○政府委員(岩間英太郎君) 文部省は指導ばかりではなくて、助言という権限もあるわけでございます。言つてみれば助言の部類に属するようなことはではないかというふうに考へます。

○安永英雄君 そうすると助言をするのですな、私のいまさっき言つたように。校長なり教頭の選考というものは、そういうものは唯一のものではない、するとすれば参考程度にやるべきだということをお言ひしますか。

○政府委員(岩間英太郎君) そうありたいということをお集まりの際には申してみたいと思ひます。

○安永英雄君 次に、助手の關係についてお尋ねをいたします。これは先ほど内田委員のほうからの質問にもありました、違つた角度から質問をいたします。

これは具体的に例を申したいと思ひし、全国的な問題に波及しておりますから申し上げてみたいと思ひうのですが、福岡県の高等学校の場合です。

で、現在刈田工業、浮羽工業、大川工業、田川工業、田川農林、山田の定時制、嘉穂農業、鞍手農業、この八校、ここに十三名がクラス担任を行なつております。いわゆる学級担任をしておられる。これについて県の教育委員会はこの学級担任、クラス担任まかりならぬ、こういうことで職務命令を出してまでもとにかくこれを排除する、こういう動きがあつて、いまこの点について話し合ひをしておるようでありますけれども、なかなか話がうまくいかない、こういうことであります。が、まずお聞きしたいのは、この学級担任というのは、文部省としては、私はどこをさがしてもこれは法規にも何もないのですから、どういふ性格のものと思ひますか。これになつちやいかぬとか、あくまでもなるというのだったら職務命令を出して、あなた学級担任やめなさいと、こつちやう筋合のものかどうかというのが結論なんですけれども、ね。学級担任というのは、そもそも何かという問題ですが、これは、はっきり助手というものを差別してゐると私は思ふのです。これは給与の問題とか、自分の問題でそれは差別されてゐます。さういふ問題でも、学級担任になるからならぬ筋合のものではないと、私はそう思ふのですが、そもそも学級担任というものはどういふものかというところから私はただしていきたいと思ふのです。文部省どう思つておられますか。

○政府委員(岩間英太郎君) これは学校教育のやり方の一つの形態でございますけれども、学級担任というものは一つの学級の、三十人なり四十人なりの子供のめんどうを見たと申しますか、正規の教科の教育というところではないわけでございますけれども、まあしかし学校の教育の形態としまして、たとえばホームルームだとかいろいろなことがあるわけでございます。そういうものにつきまして子供を指導する一つのやり方で、これは学校の校長がそういうふうな分担任を命じて、そしてそういうふうな学校の教育の仕事に当たらせるといふふうな筋のものであらうと思ひます。したがつて、法規上の別段根拠というものはないわけでございますけれども、広い意味の教育をつかさどる一つの方法、形態であらうと思ひわけでございます。したがつて、これは実習助手というものは、実験または実習について教諭を助けるということでございますから、その範囲を越えて級担任がやるということとは、これはまあ常識で考えましても異例なことではございません、ちよつとそれは実験実習に限つてそういう教諭の職務を助けるような形で学級の指導をお世話するという場合でしたらかまいませんけれども、広くホームルームだとか、そんなところまでやるべき性質のものではないというふうに考へておるわけでございます。

「理事久保田藤磨君退席、委員長着席」

○安永英雄君 これは実習教師という形になつておつて、そして学級担任というものになつてはならないというのはいさう詳しく言つてくだされ。非常識とは私は受け取れない。あなたのほうが非常識じゃないですか。学級担任というのはそもそも何か。どういふ仕事をやるんですか。それはいわゆる実習教師だから学級担任になるのは非常識だといふ、こういう文部省の解釈というのはどこから出てきますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 学級担任というのは、その学校の職務分担の一つであらうと思ひますけれども、広い意味の教育、たとえば生徒指導でございますとか、それからホームルームでございますとか、いろいろなことがあるわけでございます。そういう職務につきまして、実習助手というのはそれを助けるような形になつておられます、法令上。したがつて、そういうところまで踏み込んでやるということとは、これはおかしいということをお申し上げてゐるわけでございます。

○安永英雄君 そうするとこれは助手という立場というのは教育的な、この場合、助手いわゆる実習教師というものは一般の教諭、助教諭というものの上下関係とか、何とかという形になるのですか。上下関係はないでしよう。

○政府委員(岩間英太郎君) これはまあ平たく言

えは上下関係があると言つてもいいわけですが、まして、実習助手につきましては学校教育法の施行規則に規定がございますように、実験または実習について教諭の職務を助けると、そういうことでございますから、その範囲を逸脱するようなことはこれは当然おかしいと言わざるを得ないわけでございます。

○安永英雄君 この実習免許の取得ですが、この実習専任の教諭にすべきことを免許法の中でも示しているのじゃないですか、この点は。だから結局この免許法の精神というのは、上下の関係じゃなくって、両者がお互いに補い合うという教育の問題に関して、そういう形で、上下という形になりますか、給与の問題とか、その問題は別として。だからおまえ一段下だから学級担任まかりならぬ、こういう根拠はどこから出てきますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 学校教育法の体系で申しますと、たとえば大学の場合でございますと、教授は学生を教授すると、それから助教は教授の職務を助けるというふうな関係になっておるわけでございますが、実際問題として、各教室等におきましてはやはり教授が助教を指導するとか必ずしも並列の関係にあるわけではございません。それから小、中、高等学校の場合でございますと、教諭、助教論とあって、助教論というのは教諭の職務を助けると、そういうことでございまして、上下の関係にあると申しますか、指導するしないの関係にあると、そういうふうにごく普通に考えますとそういう関係になっておるわけでございます。もちろん、教授がいなければ助教が教授の職務をやるということはあり得るわけでございますけれども、完全に命を受けてとかいうふうな規定はございません。しかし、そこにおのずから常識的な範囲で上下の関係があるといえはある、そういうことでございます。

○安永英雄君 それが文部省の指導方針ということであれば、私は、まだ言いたいことがあります、先に移りたいと思います。別のときにやりま

す。その関係であれば、免許法の問題と大きく関係しますよ、それこそ。上下の関係という形、そんなにきびしい、あれでいわゆる免許法によって実習教師と、そして免許状も取得しておるといふうな者が一段下だから学級担任にはなるべからずという方針だと文部省は言い切るわけですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 私が申し上げておりますのは、そういう上下という関係で申し上げておるわけではございません。実習助手は実験または実習についてという職務の制限があるわけでございます。それ以外のことはやるべきではないというふうに考えております。

○安永英雄君 そういう差は、仕事の職務内容にあるにしても、教育に携つておる者として、規定も何もない、いわゆるホームルームとか、生徒指導とか、何とかというものはどうして、これはなつてはならないというのはどういう理由ですか。しゃばいということですか、教諭でなければ学級担任はしてはならぬという規定は何もないでしよう、これは。だから一にかかると私は人物本位じゃないかと思うのです。同じ教育の中でやっているものについて、そこそこ一線を引くというものがおかしいと思ふのです。年配の者がおるすがね、学級担任というものは、実際の者がおるし、助手として長いのがおるのですよ、実際いふと。それから大学あたり行ったら、実際若い教授よりもある面についてはもうその人がおらなければそこそこは研究も何もできていないと、こういう信頼される、人物的にもしっかりした人たちがおりますよ。しかし、さあそういう法規もないような一つの責任といふますが、分掌事務の中で何か一つやるといった場合には、この分掌事務については、おまえは助手だからやれないというふうな切つて落とせるものですかね、そういうところが。うまく行つておるところがたたくさんあるのですよ。これは全部はたたくとしていきま

すか、文部省は。

○政府委員(岩間英太郎君) 実習助手の場合には確かにりっぱな方がおられると、それから実習実験については、これはむしろ教諭の方よりも子供たちを指導するのに適切、適任であるもの、もちろんおられます。そういう分野におきまして生徒を指導するということが、これはもちろん否定いたしません。そのことはたいへんけっこうなことでございます。現在の学級担任というのは、むしろそちらとは別の仕事をやっておるというのが通常ではないかと思ひます。その教育全体につきましては実習助手がその中で責任を負うと、その方がたとえ学士号を持っておられましよう、博士号を持っておられましよう、職務の上では実習助手としての身分しか持たないということでございます。したら、それは教諭という身分を持っておやりになるなら別でございますけれども、それはできないというところであろうと思ひます。

○安永英雄君 それではひとつ学級担任というのは、そこまで言われるならば、仕事は何ですか、あなたの考えておられる仕事というのは。助手ではできない、教諭でなければならぬ学級担任とは何です。何をやるんですか。法規もないのにあなたの頭の中に何を描いておるのです。学級担任、教諭でなければならぬという、そこそこ何で差ができています。学級担任とは何ですか、具体的に言つてください。文部省のほうで出さなければ、文部省はつきり態度を出してください。学級担任とはこういうものなんだということ、仕事の内容を言つてください。

○政府委員(岩間英太郎君) これは別に、先ほどから申し上げておりますように、法規上の制限はないわけでございますから、これは校長なり、それから教育委員会なりそういうところで中身をきめていただくということであらうと思ひます。しかしながら、一般的に申しますことは、たとえばホームルーム、それから生徒指導とか、そういう面におきまして通常クラスの方々と常に日常接触をして、そういうふうな教科以外の教育上のいろいろな問題について相談に応じたり、あるいは指導したりというふうなことであらうと思ひます。

○安永英雄君 そうであれば、何も差はつくはずはありますまい。助手であらうと教諭であらうと、いまの仕事何も差はないでしよう。生徒を指導する、このところの生徒指導何とか免許状とか、ホームルーム何とか免許状とか、免許外がいかにならなくともかくとして、教諭だって免許外のことをやっている、生徒を指導している。そういう、あなたが言つただけの話の中で、その仕事というのは、教諭でなければできないということではないんじゃないですか。私はそこそこ理解できないのです。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、たびたび申し上げておりますように、実習助手の職務が限られておるといふ点があるわけでございます。役所でも、たとえば私以上の方もおられますけれども、私局長として責任を持っておるわけでございますから、私の仕事の範囲のことを幾ら資格があつても、それから私よりも人物、識見ともに高くても私の職務をやるということではできない、これはやはり局長という職にあるものがそういう仕事をやる、そういう責任を持つということでございます。それから、それは学校に教諭や何か全然おらなければまた別の話でございますけれども、これはそういうちゃんと指導される方がおられるわけでございますから、そういう方に分担をしてもらつて、そういう日常の生徒に対する指導というものを学級担任という形でやつていただく、実習助手の方が職務が限られておるのに、わざわざそういうことをやるという必要もないし、また、そこまでやるのは一般的な考え方からいってはずれる、こういうふうな考えております。

○安永英雄君 教諭の仕事も限られておるし、それから助手の仕事も限られておる、こうおっしゃるんですね。学級担任というのは限られた中で、教諭というもののの中に学級担任、これは入っているか入っていないか、法規上はない。法規上ありませんよ。だから学校教育法の二十八条ですか、あそこにはっきり書いてある。そこにはホームルームとか、いまあなたがおっしゃつた職務内容というのは包括的に入つておるかもしれない。そ

これは一緒に助手の方にも包括的に入っていますよ。だから、私は、そのところ差はないというふうに考えておるんですがね。限られておる、限られておると、教諭とあれば確かに仕事の範囲というのがありますよ。しかし、私は正体不明の学級担任と、こういったものが学校の中で生徒に教育の一環としてやるわけですから、そこには教諭という問題と助手という問題とは差はないと私は思います。これは要当しやないかと思うんですが、むしろそういったのは人的にこの人が一番適当だという人を選んでいくことが教育的に一番いいんだという運びをするのがいいんであって、私は極端にいったら、事務職員でも、何でもとにかくこの人は一番信頼を置けるし、生徒の信望も厚いし、そのところ学級担任という仕事をまかしたら非常に効果的にあるのじやないかと思えば、私はそういう人たちにやらしてもいいんじゃないか。私は坂田さんにかつて言ったことあるけれども、事務職員の校長つくりということに合意したので。二人です。一ぺんやってみようじゃないか、学校の中の教育という問題について、事務職員や養護教諭、こういった人たちの校長もやっぱブロックごとに、作爲的にでもいいからひとつつくってほしいんじゃないかという話まで進んでやっておったことがあるんですよ。私は、そういうことで助手という形をとっておれば、もう学級担任まかりならぬ、何とかいうふうな法的にあれば別ですよ、それは全然できないものなら別だけれども、けっこうこなせるし、その人のほうがいい、こういった場合には、私はその線を引かないでも、そこは著しく助手の人がとても学級担任にはしやばいといえますか、とても無理だといえはあれですが、一にかかって人物本位だと思ふんですよ。教諭の中でも、あの人は学級担任持たせぬほうがいいんじゃないか、この人はちょっとやっぱ学級担任となれば、ちょっとぐあいが悪いのじやないか、教科のほうにも専攻している人がいるからということであれば、助手の方もやっつてよろしい、ここはそう文部省の見解

として私は出るのは意外だったんだけど、そこは一にかかって人物なり、一番その学校の中の運営で教育的に一番やっぱこの人がよろしいというところに適材適所をやっていくのがいいんじゃないですか、これがほんとうじやないですか。あくまでもやっぱそのところは入れちゃならぬというふうに言えますか。そうしたら学校の中の運営はできませんよ。これ言い出されたときにはとてもできませんよ。自分の職務はこれだけです、こういうものじやないのです。学校の中は助手だろと教諭であらうと、校長であらうと、教頭であらうと、小使さんであらうと、みんながこう自分の分野というのを守っていったら、学校といふのはできないのですよ。みなこうかみ合って何とか学校運営できているんですよ。免許法じやないけれども、自分の免許というものは、自分の免許以外は持たないといったら、学校、全部の中学校、高等学校は麻痺状態になりはしませんか。免許法の問題でも教科外は一にかかって学校の中で話し合いでいっているんですよ。私はあとでも言おうと思つたけれども、いまさっきも質問がありました、新学期が始まって時間割りを私も組んだことがある。時間割り組むときに私の分野は、つまり良心的に内田さんはとられてあって、自分の免許状以外はずっと私は責任が持てない、そんなこと勉強したこともないし。しかしそれはやってもらわなければ、時間割り組めませんね、学校成り立たないですよ。自分の勉強以外は持ちません、こう言つたらできませんよ。そのところをやっぱり、自分は社会科の免許持っているけれども、国語のほう加勢にかぬと学校のほうがなっていないといふところで、そこところは話し合ひで、昔は金まで出して仮免の手続しよつたのですよ。そういう持ちつ持たれつの中で、学校の運営というのはいつていっているんですよ。あなたの言うように、助手と教諭との区別はこうなんだ、その分をわきまえておのずからその職務の限界があるんですよ、こう言われたら、学校の中いけませんよ。私の職務内じやありません、私は本務以外

しませんぞ、学校教育法に示してあるようなあの範囲しかしません、こう言つたらできないですよ。そんなものじやないと思うのです。そういうふうにして職務の関係だったら、明確になったら、免許法上で絶対教えちゃならぬとなっているけれども、そこそこ逃げて口上をつくつて、校長は頼みに頼んで、先生が足りないから、あんな図工持ってくれ、私は絵はへたくそだ、とにかく持つてくれといつてあなたの仮申請しますよ。あれは願ひになつていくけれども、願ひじやないですよ。何とか頼まれて出しているんですよ、そうじやないとか学校やつていけない。そういう面で、そんな教諭と助手との関係でみなで持ちつ持たれつでやつていかなければならない、学校の中の運営の問題は。学級担任というのにはずしてしまふ、こういったことが文部省の指導であるならば、これは私はそれをばつぱり言い切るならば、学校の他のほうに大きく影響してくると思うのですよ。ただ単に、この学級担任の問題だけではないと思う。文部省の考え方としては、やはりそういう適材適所といった形でやっぱやつていくんだというのが私は至当じやないかと思うのですよ、指導の方針としては。福岡県の場合はそういう形でござまつていっています。私中に入つて、福岡県教育委員会もいっています。そんなもんだということ、どういふ関係か、私福岡の問題出したから、そう言っているのかしらぬけれども、援護射撃にはなりませんよ。ほんとにどういふふうにして、全国的な問題ですから、そういうけじめをつけて徹頭徹尾やりましか、文部省は。

○政府委員(岩間英太郎君) 教諭あるいは助教諭が教育をつかさどるといふことは、学校教育法上明らかでございます。しかし、事務職員が教育を行なつた、あるいは実習助手がその範囲を越えて教育を行なつたりするといふことは、私どもは適切でないといふふうに考へておる次第でございます。

○安永英雄君 理科助手と特殊教科助手、これは他の助手と違つて二等級の渡りもできない免許法の規定がないと、こういうことですが、この理科助手と特殊教科助手、これが他の助手と違つてどこですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 理科助手とおっしゃいましたが、これもやはり実習助手でございますから、ほかの工業、農業、水産等の実習助手とは任用資格、それから待遇等におきましては、これは変わりがございません。

○安永英雄君 変わりがあつたんじゃないですか。変わりがあつたら私は聞いておるのですけれどもね。附則十一項のところ、それがそれぞれ高卒、短大卒、経験年数とか、そういったもので三等級適用といふことで、実習免許取得者については昭和三十八年十月以降教諭、助教諭の名称で二等級の方角にいっているのじやないですか。そしてちゃんと給与も渡るよう大体各県やっていますよ。理科助手、これと取り扱ひが違ひますよ。

○政府委員(木田宏君) 給与上のこと等については初中局長から答弁が補足されると思ひますけれども、今日の免許法の上では、助手には免許状の制度がございません。これは工業実習につきましても、農業実習、職業実習等、すべてにわたつて助手自体には免許制度がないわけでございます。ただ、工業実習あるいは商業実習等につきましては、教諭でその実習だけを担当される教諭がおられるものでございまして、免許状の種類として工業実習という免許状が出せることになっております。そういう関係から、その工業関係の助手として長く勤務をされました方に、その勤務経験を免許状取得の際に加算するといふ制度は位置づけてあるわけでございます。

これは理科のほうにつきましましては、理科の実習といふことはもちろんございすけれども、教諭の中に、その実習だけを相当するといふような教諭が設けられない、それはまあ理科におきまします実習の時間との関係もございまして、理科の実験、実習はすべて理科の免許状を持つた教諭が担当されるということになつておるものでございすから、そこで理科の免許状を取得しますについて理

○安永英雄君 免許法のはうを少し説明してください。

○政府委員(木田宏君) 実習助手につきましては免許法の要請、免許資格は加えられてございませう。だれでも任用できることになっておるわけでございます。ただ実習助手として勤務いたしました者が、免許法の規定の上でそれぞれの実習教諭の二級普通免許状を得ようといひます場合に、一定の勤務年数を加算するという措置がとられております。それぞれの学歴と勤務年数によりましてその年限、所定の単位等はそれぞれ違つておる次第でございます。

○安永英雄君 それでは、初中局長のはうは、そうなんても依然としてやはりこれは免許法にないからと言ひますが、免許法の関係からいけば附則の十一項というのは、われわれが日ごろ主張しておつたように、やっぱり教育に關係の密度が非常に高いということだんだんこつちにくいてゐるんじゃないですか。そういう趣旨じゃないですか。私はそう了解してゐるのですが。

○政府委員(木田宏君) 免許法では、実習を担当する教諭につきまして工業実習、商業実習等の免許状が用意されておるわけでございます。その際に、実習助手としての経験のあります者は工業実習、商業実習等の教諭の免許状を取りやすいようにその経験年数を算定しておる、こういう次第でございます。

○安永英雄君 初中局長、いまの経験年数、そういったものを加味して上がついてゐる、給与の場合もこれが二級に渡つてゐる、給与のよ、現実の場合、「渡る」といふことはそこまですべてないから「渡る」といふのですが、そこまですべて、もう経験年数だつて六年とか三年とか、とにかく成績優秀な人ですよ。そういう人たちが渡つてゐる給与をひとつ二等級に渡つてやろうと、こういうところまで来た人といふのと、全くそこまですべてないといふところと私は差があると思ひます。それは、何もそこそこ、努力もせずに、また経験も積んでない者を直ちに学

級担任といふのは、私はそれは多少問題があるかもしれないけれども、しかしここまですべている人を学級担任にして――生徒の信望も厚い、実際に仕事もできる、また各教科から点教持つてきて学級担任としての成績のまとめることができる、生徒の指導もできる、こういった人、それは一にかかつて人物本位じゃないか。その中ではやっぱりちよつと学級担任としては、につかわしくないといふ人を見れば、それはそうかもしれない。しかし、現にそういう学級担任をやつてゐる、といふところを職務命令でやつちやいかに、そこをはずれると処分しますよといふほどのことかと私は言つてゐるのです。その問題は、そこまではないければならぬ問題かと言ふんです。

○政府委員(岩間英太郎君) そういうりつぱな方がおられましたら、これは教諭にする機会があれば教諭にすればいいわけですが。やはりそういう職務の間の区分といふのは明確にすることが必要ではないかといふふうに私は思つてゐるわけですが。

○安永英雄君 免許をやらせませんか。免許をどうして取るのですか。「大学行け」と言ふんですか。「なりたかつたら、大学へ行つて正規のものを持つてこい」と言ふのですか。あなたの言ひ方はそうじゃないですか。捨てぜりふじゃないか、「学級担任になりたかつたら免許を取つてこい」と、そういう言ひ方じゃないか。そんな指導方針あるか。考えを言つてください。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、免許の場合と実際の任命の場合といふのは別でございます。それで、それぞれ任命される場合には、それぞれの仕事の範囲といふのがこれは当然きめられるわけでございます。その仕事の範囲において仕事をすると、その当然でございます。先ほどお話をいたしましたけれども、事務職員が教育をつかさどる、こういうことはこれはできないといふふうに考へておられます。

○安永英雄君 まあそれは坂田さんと話をして、そこぐらゐ考へていかないと、養護教諭やら事務

職の人の、いわゆる何といひますか、気分を高揚していくといふふうな政策的な考え方からいつてもという話を先ほどした話であつて、それは無理なことはわかつてゐるのです。わかつてゐるけれども、それは違ひです。教育に携わつて、助手といつても實際は教諭のはうにずつと入つてくるような形で、勉強もし、それでずつと入つてきておる。それで現にやつてゐる学級担任を、学級担任は何ぞやと言つたら、それは法規にもないし何もなしとあなた言つてゐる。それで分は守れと言つてゐる。分を守れと言つたら、学級担任といふのは、逆に言うならば、教諭のはうで、学級担任といふ職務といふのは私の職務ではない、こつこつ言つたらどうしますか。それは通りましよう。法規上はないですよ、免許状の中でも学級担任制といふ免許状はない。教育をつかさどる、生徒指導をつかさどる、これだけの話であつて、逆に今度、教諭のはうは分を守つていけと言つたら、私は学級担任といふ職務は私にはしません、業務命令とおまかせいと言つても、どこにありますが、法律に。学級担任とは何ぞやといふことがはつきりしてない。なりません、と言つたらどうなります。

そういうものじゃないので、免許の区別とか何とかいふものじゃなくて、学級担任といふのはやっぱり適材適所でやつていくと。あなたは学校の中の衛生管理といふふうなことが一番適しているからといふふうなことで、免許がないけれども衛生管理、消防士の免許は持たないけれども、あなたは火元取り締めと言つたら、火事があったときには全責任を負わねばならぬけれども、それは免許にもなければ職務の範囲にもないのです。思つてゐるけれども、学校の中で保つていけないからその人が責任者になつてゐる。そういうものと同じじゃないですか。衛生主任といつたつて、これは養護教諭の免許状を持たないのです。持たないけれども、あなたたちの指導では、大抵学校全般を動かして切るような教頭とか、その次ぐらしいのが衛生主任にはよろしいといつて、看護婦を飛び越して、養護教諭を飛び越して、それを衛生主任に

しておる。しかしそれ現実にやつてゐる。免許法からいつたらできないですよ。衛生の全般に責任持つてゐるような資格は持つてゐない。しかし学校を回していくためには、そういう免許状を持たなくても衛生主任になつてゐるじゃないですか。あなたたちの指導としてはそういう人が好ましいとなつてゐる。養護教諭のはうは、私が学校全般のこの衛生についての資格を持つてゐるし、全責任を持つてゐるから私が、と言へば、文部省の指導方針として養護教諭は好ましくない、むしろ教頭の次ぐらしいの、いわゆる学校全般を動かせるような年輩の経験年数もあるような人を衛生主任に持つていきなさい、こつこつこつこつ、そういう場合にはそうなるんですよ。なつてゐるけれども、それはもう免許とか、何とかいふことじゃなくて、やっぱり学校の全部の配置からいつてその人が一番適任だといつて、本人も納得したときに初めてできる話なんです。免許法の問題で万が一、そういう教諭に近づかないで、いわゆる附則十一項の適用者じゃなくても、助手でも学校の教育に携わつてゐる者で、それはあなたに言わせると、フラスコみがいてみたり、何やかやしておる助手といふのはもつてのほかなんていり、考え方だつたら、それは教育の全般の考え方として間違つてゐますよ。私はそういうものじゃないと思ふ。だからそれは万人が見て、やっぱり助手であるといふ形の一つの条件として、やっぱり学級担任にはいふうときは、一部そういう考え方があると思ふのです。そのところは、しかしさういふ切つてそれじゃだめなんだといふふうな言ひ方は、私は学校の運営といふものを惑わすといふふうな考えですが、それは依然として変わりありませんか、この考えは。

○政府委員(岩間英太郎君) たいへん恐縮でございますが、そういうふうな、学級担任をやるような教員の配置その他は、教諭のはうでやつてゐるわけでございます。したがつてそれ以外に、いまも基準で御説明いたしましたように、実験また

は実習を助けるためにこれだけの人が必要なんだというところで定数上の計画もできているわけでございます。そういう方々に学級担任という一般的な教育までお願いするということは、私は適切でないというふうに考えております。

○安永英雄君 寮母について、この現状と配置、定数法との関係。

○政府委員(岩間英太郎君) 寮母の数は、四十七年の五月一日現在で三千四百六名おまして、そのうち盲学校が千六百四名、ろう学校が千十三名、精薄の養護学校が三百二十六名、肢体不自由の養護学校が九百十一名、病弱の養護学校が九十二名ということになっております。

配置の基準でございますが、盲・ろう・養護学校の肢体不自由児を除く養護学校の数は、寄宿舎の寄宿生五人につきまして一人、肢体不自由の場合には四人について一人、ただし七人に充たないときは七人保障するそういうことになっております。

○安永英雄君 この寮母の職務内容、これは非常に混乱しておると思うのですけれども、職務内容は厳格にいえばどういふ内容ですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 寮母の職務内容は、「児童等の世話及び教育に当る。」というふうな規定がございます。まあ具体的な内容は実際には、起床から就寝までの間に、食事とか、着がえでございますとか、そういうことを通じてのいわゆるしつけ、それから世話、洗たく、掃除、まあいろいろなお話を願っているわけでございます。寄宿舎における生活の全般的な世話、それから家庭教育における諸教育というものを願っているわけでございます。

○安永英雄君 あなたのことで言えば、厳格にしておかなければならない、あなたのいまおっしゃったことを全部させるのですか。それは職務内容の中にはっきりしているのですか。自分の分というのがあるということですか。いまの話だったら何もかもじゃないですか。これは守らせるんですか。もう少しそれだったら法規上の問題等

明確にしてもらわなければならない。はっきり言ってください、記録に残しておく。これはいわばはっきりしているのですか、寮母の職務内容についてきちっとやってください。

○政府委員(岩間英太郎君) 寮母の職務内容につきましては、学校教育法の施行規則に、先ほど申し上げましたような包括的な規定がございます。具体的な仕事の内容につきましては、それはそれぞれ分担して最低七人の寮母を置いておるわけでございますから、それぞれにつきまして校長の命によりましてそれぞれの職務分担がきまっておりますということになります。その職務の範囲は、施行規則に書いてある「児童等の世話及び教育」というのが限界でございます。

○安永英雄君 しつこいようですけれども、いまさっきの助手の問題ですけれども、いまみたいな形で助手の仕事と、そしてあなたのいまの寮母の問題になっていくと、だんだんだんだん下のほうへ行って校長とか、何とかの裁量になってくる。学級担任もこういったものについては文部省でこれこれとはっきり流しますか、これとも裁量にしますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 学級担任は、これは各校長先生が職務分担に応じてそれからどの程度の内容をやるか、それはおきめになればいいと思います。

○安永英雄君 その際、文部省が一貫して指導するのは、助手と名のつくものは学級担任になってはならない、これは福岡県教委もそう言っている。文部省の指導だと言っているけれども、それは生きていますか。これだけは一本筋を通しておいて、あとはまかせると、こういうことなんですな。そこをはっきりしておいてください。

○政府委員(岩間英太郎君) これは学校教育法施行規則に書いてございます職務の範囲から申しますと、逸脱をするということだと思います。

○安永英雄君 大学の助手についてこの現状をひとつ。

○説明員(阿部充夫君) 昭和四十七年五月一日現

在で申し上げますと、国立大学の助手の数は約一万二百人でございます。助手の任用資格につきましては、大学設置基準、文部省令でございますが、これによりまして大学の学部を卒業した者、または前号のものに準ずると認められる者というようになっております。

○安永英雄君 いまのは短大、高専も入っているわけですか。

○説明員(阿部充夫君) ただいま申し上げましたのは大学だけでございます。四年制の大学だけでございます。

○安永英雄君 これは学問分野によつては、たとえば物理学あるいは数学など世界的水準に達している助手というのもしぶんいらっしゃる。しかし先ほどのような初・中・局長の冷たいことばからいえば助手は助手、こういう形では日本の学問の発展などというのではありません。何か免許とか、身分とかそういう形です。私も一昨々年ですか、高エネルギーの法律案の検討のときに言ったんですけれども、東大あたりへ行つてそしてあんなに原子炉あたりの説明できるのは教授でもないけれども、東大あたりで直接生徒の教育やっていると、これは大臣ひとつ聞いてください。東大あたりで直接生徒の教育やっていると、これは助手が五五％ですよ。半分以上ですよ、実際にやっていると、これは地方大学にくと大体八五％、八五％は大体助手が学校、学問、研究のもう主体なんです。ところが実際には公務員特例法上の準用というふうな形でごく身分人というふうなことに本人も知らぬうちにワク外の助手だったと、定員の中に入っていないというふうな、こういったお粗末な取り扱い、私は許せないと思うんです。先ほどの学級担任にし

たつて、熱意に燃えて一人一人の子供のとにかく家庭も回り、高等学校の生徒のとにかく相談にも乗り、ほんとうのおやじさんのような形で結びついておるやつをよく見たら助手だったと、文部省もそう言っている、助手をとにかく学級担任にすべからず、こういった態度が私は許されるかと思うんです。現地にいきなさいよ、局長は。私は先ほど言った十三人の学校のところを回つてらんない、あなた直接行って。どれだけの父兄の信望が厚く、生徒の信望が厚く、その人をとにかく職務命令で、おまえは助手なるがゆえに学級担任からはすなわち、このことは許されませんか。大学の場合だってそうでしょう。大学の中のことで半分以上、地方にいったら八五％はとにかくこの助手で大学は持っている。こういった場合でも、いまだにまだこの特例法の中には準用——準用ということは非常にいいまいな、身分がとにかくいいまいなです。こういったものについて免許法をすばり変える考え方はないか。先ほどの初・中・局長じゃないけれども、ぐしゃぐしゃから教員の免許を取つてみる、こういう言い方がありますか。そこあたりは取れるようにとにかく免許法のそういうあたりをもう少し改正して出さないよ。はっきりしたものをだしなさいよ。そういう考え方があるかどうかお聞きしたい。

○政府委員(木田宏君) 先ほど御説明を申し上げましたように、職業課程の実習助手で、一定の経験年数を経て、しかも所定の単位数を取りました者は工業実習あるいは商業実習の免許状を持つ教諭になれるわけでございます。ですからこの実習助手の場合には、かりに高等学校を出てない方でありまして、実地の経験九年以上を経て、さらに実習助手として三年以上の勤務年数があつて十単位をとられた場合には実習を担当するその教諭の免許状が取れる。したがって、その免許状を持つておられる方が教諭として任用されますならば、いままでいろいろと御指摘がございましたような幅広い、いわゆる工業実習という免許状で

ありまして、職責上は教諭として任用される道が開かれていくわけでございますから、それだけのりっぱな経験年数を持ち、また実力をお持ちの方々は、現在の免許法の先ほど御指摘がございました附則の規定等を御活用いただいて私は道が開けているものだというふうに考える次第でございます。

○安永英雄君 大学のほうはどうです。

○政府委員(木田宏君) 大学には先ほどお答え申しましたように、一人は助手と称せられる者がいるのでございますが、この助手の職責は学部等によりまして非常に大きな違いがございます。ちよつとなかなか一律には扱いかねるかと思つてゐるのでございます。医学部の助手などといわれる方々は、一般的に申しまして、もう四十になつてもまだ助手といわれるたいへんな方々がおられまして、病院の臨床にありましてはかなり重要な仕事を担当しておられる。一方、また同じ助手といひながら、きわめて事務的に近いような助手もおられるものでございますから、この大学の助手の将来につきましてはこれは大学の職制の一つの改革問題としてどこでも論議が行なわれている次第でございます。もう少しわれわれもそれぞれの領域別に、またその勤務の実態を考えながら、助手の中を区分けしていくことを今後進めていかなければならないというふうに思つてゐる次第でございます。

○安永英雄君 これは早速にひとつ、大学の問題はただ多種多様にわたつてゐるし、あれだからなかなかできないというのがこれまでの答弁なんですけれども、そうじゃなくて、やはりそれはそれであなた方も思ひ切つて、各種学校あたり、専修学校あたり、自民党はやつていますけれどもね。思ひ切つて整理する時期ですよ、これは実際に。そうして早く特例法の適用をはつきりして身分もはつきり安定させる、そうしてそれに伴う給与、そういったものをやらないと、自分でアルバイトしながらやつてゐるあの助手諸君はとにかくみじめですよ。しかも、やつてゐることは日本の最高

の学術の研究をやつてゐるじゃないですか。それをいろんなところでほんとうの助手という形に、いろんな助手がいるけれども、それと一緒にしたりしたらだめですよ。整理して早くきつちつとやつていかないとたいへんですよ。これはひとつ早急に急いでいただきたい。来年もひとつきつちつと提案をして慎重審議をやりましょう。

そこで、初中局長にお聞きしますがね、この高等学校と中学校で必修のクラブ活動というものをやつて全国的に問題を起してゐると私は見てゐる。私はこの前、体育局長でしたか、体育面のいわゆる必修のクラブ活動という問題について質問をしたんですよ。これはもう施設と教師——指導者というものが間に合わなくて混乱しておるから、早くそういった施設、教材、こういったものは追いつかせにやらねえ。制度つくつたけれども、とにかく追いつかせにやらねえ。確かにこんなふうにとにかく不十分なところがありますという答えがありましたけれども、ただ単に、あれだけじゃありませんよ。体育だけじゃありませんよ、この必修の問題ね。この点、免許法との関係ですけれども、あなたはなかなか厳格な方ですからあれですけれども、このクラブ活動免許というのはいないんですか。クラブ教師、クラブ活動教師という免許状はないんです。しかしこれがあなたのごところであつて必修なりということではこれをやつて、この必修の単位を取らないう卒業させないというところまで、きびしいところはものすごくきびしくしてゐる。だからこのクラブ活動というのは、やろうといつたつて施設の面等、そしてもうよく調べてみると、だんだん下のほうにいつて校長に一任ですよ。校長が適当にやりなさいと書いてある。実情に應じて、例の調子で。そして必修の中に入れておる。だからこの単位を取らないう卒業させないといううなきびしいところはきつちつと押えちやつて、あとは一任してゐるから、もう現場は大混乱ですよ。そしてこれは生徒の自発性を養ふと、自発性の根本は、おまえは何々のクラブ、何々のクラブと分けられぬのですよ。

だから優秀な先生とか、それから趣向によつてあるところはどうと生徒が集まつてくる。そうするととても一教室で一人の先生じゃとてもやれない。あるところは二、三人しかおられない。体育のごときは運動場にとにかく出て遊べ、これなんです。体育は一ぱい来る。そうすると体育の先生は運動場のまん中に立つておつてとても指導できませんよ。必修の時間というものは、とにかく運動場で日なたばつこか何かしておらないう責任負えない。そして単位をやるかやらないかということの問題については、校長からきびしく出せと、こゝう言われる。やれませんか、良心的な教師として。単位やれますか。こゝういふところにいまさっきのように必修といふことをちゃんと示して、それでやれと言つておつて免許法との関係どう考えます。

○政府委員(岩間英太郎君) クラブ活動は、ただいま先生から御指摘もございましたように、まあ生徒の自発的な活動といふこともございますが、上下の関係といふものが学校ではともかくとく途切れがちになるものでございますから、そういう関係をつくるのにも非常にいい。それからまた一方、体育の関係では、子供の体力が落ちてゐるというふうな面もございまして、まあいろいろな観点からこれが必修になつたといふいきさつは御存じのとおりでございます。また、必修になつたばかりでございます。いろいろの不備があるという点は、これはもう御指摘のとおりでございます。したがって、私も今後、施設の面、それから人的な面、そういう面でのいろいろ努力をしていかなければならないといふふうに考えております。私もどしどしは、できるだけ子供たちの適正に應じたような、あるいは興味に應じたようなものを選ぶようにしたいといふことで、現在は免許状を持った先生方にそれぞれ御指導を願つてゐるわけでございますけれども、しかしながら、非常に多岐にわたるものでございますから、それなりの方々のお手助けをいただくといふふうな道も考えなければならぬんじゃないかという

ふうに考えてゐるわけでございます。

○安永英雄君 お手伝いをしなければできぬのしょうが。みなで持ち寄らなければできぬのしょうが。厳格にそのところだけ言つたつてで、きつちつと、とにかく。あなた、とにかくちよつと絵を書きよつたことがあるから、あなた絵のクラブのあれになつてくれ、本人は国語の先生で、ちよつと趣味で絵を書きよつたのが、クラブ活動の美術のところの指導者ですよ。免許状ない。しかし私は、それは自信はない、国語のほうにいきたい。そうしたら国語ががらあきになる。校長なり何なりがとにかく頼み込んで、あなた、そこでやつてくれ、こゝう言われる。そのときにはかみ合ふなければならぬでしょう。ところが、あなたのはうでは結局、クラブ活動は厳格にやれ、欠席はちゃんと押えているのですよ、出席をとれ。出席もとにかく単位のあれだと、評価もしなければならぬ。こゝういふところはゆるめたらどうですか。できぬことをやらしてゐる。評価とは何だ。だれか知つておつたら、とにかくこのクラブ活動の単位と評価、この問題について具体的に文部省はどういう指導をしてゐるのか、言つてください。

○政府委員(岩間英太郎君) やはり必修教科として、必修の領域としてクラブ活動というものがあつて、必修でございますから、それに対する評価をいふものは、先ほど先生が御指摘になりましたように、みな進んでやつていけるかどうか、そういうような点の評価といふのはできることだと思ひます。具体的にどういふ評価をするかといふことでございますが、まあ子供たちが先生の指導のもとに自発的にやつていく、そのやり方の態度、その中身の充実の度合い、そういうものを考えれば評価といふのはできると思ひます。

○安永英雄君 私の聞いているのは、そんな抽象的なことではない。文部省で評価の問題について、基準を出してゐるでしょう。基準がなければ、とにかくあなたの言うような評価だったら卒業するとかせぬとかいふことにかかわり合ひのない問題です。必修の単位の問題、単位をどれだけのもの

をクラブ活動の時間にとつたらいいのか、明確に言いたくない。厳格に言わなければだめです。

○政府委員(岩間英太郎君) クラブ活動というのは、これを必修にいたしました目的があるわけでごさいます。その目的に沿って評価というものはできるはずでございす。ただ教科の評価と違ひまして、どの程度まで到達したとか、そういうような到達度みたいなものを基準にしてやるのではなくて、生徒の活動自体、そういうものを教科の評価とは別の基準で評価をする。一生懸命やっていると、いろいろなその態度はどうであるとか、いろいろなことがあると思いますが、そういうものを総合して評価というものは可能であるというふうに考えます。

○安永英雄君 あなた考えておるけれども、そうではないでしょう。まだわからぬならわからぬと言つたほうがいいですよ。あなたが言うようだったら、とにかく卒業するときの単位が足りるか足らぬかという問題ではなくて、あなたの言うようなことだったら、別に卒業とかせぬとかいう問題とは別でしょう。あなたの言っていることを私に判断すれば、まあクラブ活動のとき出席しておけばよろしいという話ではないですか。そういうものではないですよ、下のほうでやられているのは、あなたのほうが、施設もなければ、準備もしないで、かつて、とにかくあれで、免許法からいって大学局長、おこりますよ、かつてなものをつくつて。大学局長と打ち合わせしたので、大体、免許法がなかったら、正科の時間において、クラブのいわゆる課外の指導とか何とかいうなら、これはまた別ですよ。必修の中にかつてに入れてですよ、あるときは免許がなかったらだめだ、こう言い、今度のこのところじゃ、免許があるうとなかるうとやれと、こう言う。評価までやれと言う。卒業するかせぬかの単位まで入れて、言う。かつてなことを言つちやいぬで、そんなこと。免許をつくりにさい、クラブ活動何と免許状というのを、それだけ激しくびしつと言うのだったら、学校の

中というのはそんなものじゃないですよ。自分の守備以上のことを働かなければ学校の中は回らぬ。学級担任一生懸命やっておるし、うまくやっておるのに、職務命令まで出して、おまえ助手だからと言って、たつ切るといふ考え方でいきよつたら学校の中回りませんよ。クラブ活動やめなさい。これ法律違反じゃないか、どうです。卒業するにはクラブ活動とどれくらい出ればいんですか、どうすれば卒業できるのですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほど来申し上げておりますように、ここに具体的な評価の基準が書いてございすけれども、関係する教師の協力によりホームルームの担任教師を中心として平素から個々の生徒の活動の状況、発達の状況などの把握につとめ、適正に行なうものとするというふうな非常に抽象的なあれでございすけれども、クラブ活動につきましても、クラブ活動につきましても、クラブ活動においては、個々の生徒の興味や特技を育てるようにつとめるとともに、相互に協力して友情を深める活動となるようにすること、たいへん抽象的な表現ではございすけれども、クラブ活動の必要性につきましても、これは先生も御理解いただいておりますように、従来部活動として、一部の児童生徒が関係をしてまいりましたけれども、しかしスポーツ関係につきましても、これは体力が非常に劣つてきておるといふふうな事情もございすし、それからまた相互に協力して学校生活というものをもう少し充実させるといふ方向で、これは教科としてやっていくことは必要であらうというふうにごさいます。

○安永英雄君 いまの、大体ニュアンスで、クラブ活動に対する局長の考え方というのがそのままであれば、私は、そういう趣旨は各県に指導なり、助言なりをすべきだと思ひます。そうしない、どこもとにかくあれで、県の教育委員会の立場は悪いのですよ、これは至つて。施設、設備は何もせんで、とにかくこうんと必修をやれ、こういつてきておるのですからね。一つの例を言

いましょうか、こういうことです。県教委の力の入れ方、あなたたちが言われておるから、これはもう一番悪いのですけれども、四月末までに必修クラブの指導計画を提出せよ、提出しようたつて、とにかく施設もなければ、生徒がどうなるのやらわからぬし、免許状との関係、先生に指導を受け合つてもらえるものかもえぬものか、とにかく連日職員会議ですよ。そして校長汗だくになつてとにかく頼まなければならぬ、免許状でもあれば押し切られるでしょうね、あなたこれだ、あなたこれだといつて、それでいいけれども、それはないから。すべて学校はお互いに持ちつ持たれつですよ。そういうことをやる、できないと、とにかく日にちまで切つて出さない校長呼びつて、何でもこれできないのだ、文部省からこう言われているんだ、今度から改革になつたんだから出せと、なかなかまとまらない。これで首までは切られなかつたけれども、その校長は、どう県教委は思ったのか、初めから必修のクラブ活動は私は気が食わぬから、うちの学校はやらぬというふうにとつたのかしらぬけれども、人事異動で飛ばした。ひどいこともやるのですよ。あせりにあせつておるのですよ、あなたのところの指導が急だから。一年生は必修クラブを履修しないと卒業できない、担当教師の年間計画を校長は把握せよ、評価や所見欄は必ず記入せよ、こういうのを通達できちんきちんと出して、これが学校の中ではどう受けてどうやつていかわからない、そして例の調子で、言うことを聞かなければ職務命令を出すぞ、それでも聞かなければ処分をするぞ、これがすぐについてくる。私は、いまさっきの助手の問題と同じですがね、よほど助言をしない、先走つてとにかくこつちのほうが出しておいて、その準備も整わないのに、必修に急にやるなんというのはいややまちですよ。これをやろうとすれば、相当の準備期間を置いておいて、それからやらなかつてもできる話じゃないです。この点はひとついまの局長のことは、まあとにかくクラブ活動というものの趣旨をよく考えていけば、これはほん

とうに自発的にやらなければならぬことだし、教師のほうも免許状とか、何とか言わずに、そのところ生徒の自発性というのを生かしてやればいいということなんです。そういう趣旨からいけば、私はそういう職務命令の、処分のところまでくる筋合いの大体内容じゃないのです。ところが受け取るほうには必修という形ではきまつてきているのですが、法律事項と思つておるのです。この取り扱いについては言つたような趣旨というのは、注意をしないと、無用の混乱を起こして。だから、ここ当分は必修という問題は実験期間ぐらいに思つていいんじゃないかと思つて。私はそう思ひます。今度初めていつとき以降やつてみて施設も追いつかせる、それから教員のものも追いつかせる、何年かするうちに一つのクラブは大体固まつてくるものですよ、私は経験があるが。初めは趣味趣向みたいな形でどつとくるけれども、だんだんやつていくうちに自分のほんとうに勉強しようというクラブは自然に固定されてくるんですよ。初めは体育とか外に出て遊ばないというふうで、そんな何というかわからぬ、多少趣味趣向が多い。だから、初めはわけわからずとにかく入れたいものだからどつと入つてくる、收拾がつかない。施設もなければ、指導者もおらぬ。それが何年かするうちに、だんだん固定してくるものです。先輩後輩の関係ができて、おれは卒業したけれども、あのクラブはいいぞ、あの先生のところがいいぞという形でだんだん固まつてくる。そういうところから評価とか、それから単位の何とかがいふふうなものはいふ、いまは私は準備期間というふうな各県指導をやつたらどうかと思つておるが、そこはどうか。私はもう少し、あなたの方のいまの考え方と地元で各地域で受けている印象というのは、法律でできまがつて、必修の中に入つて、だから、これは是非でも何とかせなければならぬというあせりというのがある、無用の混乱を来たしておりますからね。当分とにかく試験的にやつてみるぐらいの指導をやつたらどうかと思

うに自発的にやらなければならぬことだし、教師のほうも免許状とか、何とか言わずに、そのところ生徒の自発性というのを生かしてやればいいということなんです。そういう趣旨からいけば、私はそういう職務命令の、処分のところまでくる筋合いの大体内容じゃないのです。ところが受け取るほうには必修という形ではきまつてきているのですが、法律事項と思つておるのです。この取り扱いについては言つたような趣旨というのは、注意をしないと、無用の混乱を起こして。だから、ここ当分は必修という問題は実験期間ぐらいに思つていいんじゃないかと思つて。私はそう思ひます。今度初めていつとき以降やつてみて施設も追いつかせる、それから教員のものも追いつかせる、何年かするうちに一つのクラブは大体固まつてくるものですよ、私は経験があるが。初めは趣味趣向みたいな形でどつとくるけれども、だんだんやつていくうちに自分のほんとうに勉強しようというクラブは自然に固定されてくるんですよ。初めは体育とか外に出て遊ばないというふうで、そんな何というかわからぬ、多少趣味趣向が多い。だから、初めはわけわからずとにかく入れたいものだからどつと入つてくる、收拾がつかない。施設もなければ、指導者もおらぬ。それが何年かするうちに、だんだん固定してくるものです。先輩後輩の関係ができて、おれは卒業したけれども、あのクラブはいいぞ、あの先生のところがいいぞという形でだんだん固まつてくる。そういうところから評価とか、それから単位の何とかがいふふうなものはいふ、いまは私は準備期間というふうな各県指導をやつたらどうかと思つておるが、そこはどうか。私はもう少し、あなたの方のいまの考え方と地元で各地域で受けている印象というのは、法律でできまがつて、必修の中に入つて、だから、これは是非でも何とかせなければならぬというあせりというのがある、無用の混乱を来たしておりますからね。当分とにかく試験的にやつてみるぐらいの指導をやつたらどうかと思

のですが、その点どうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 仰せのとおりだと思います。私どもも、まだ準備やそれから施設設備とか、その環境の整備につきまして、十分でないところは十分認めているわけでございます。あまり影響が出なければ、私は先生のようなお考えでよろしいのではないかと、いうふうに考えております。

○安永英雄君 ひとつその点はそういう形で早く指導してもらいたいと思います。

次に、図書館の司書の問題であります。この司書の免許の取得はどういう条件が整えばいいわけですか。

○政府委員(今村武俊君) 図書館の司書の資格については、図書館法で必要な事項を定めております。

図書館法の概要を申しますと、次に述べる三種類の方途で資格を取ることができるようになっております。第一は、「大学又は高等専門学校を卒業した者で、文部大臣の委嘱を受けて大学が行なう講習を終了したもの」第二が、「大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの」第三が、「三年以上司書補として勤務した経験を有する者で文部大臣の委嘱を受けて大学が行なう講習を終了したもの」この三つの系統になっております。

○安永英雄君 大体いまこの免許を取って、そしてどこも就職していない、こういういわゆる人たちというのはどれくらいおられますか。

○政府委員(今村武俊君) 現在司書になつておる者と、それから資格を取るものと比較してみると、その関係がわかると思いますが、現在司書の資格を持って、司書として勤めておる人は約二千人おります。それから先ほど大学の講習を受けた者、一号と三号でございしますが、その系統で大学の司書の講習を受けている者が千二百名ほど毎年おります。

それから大学で、もう大学の在学中に図書館に関する科目を終了した者が約五千名おります。つ

まり、七千名が毎年資格を取つておるわけですが、二千名が司書として就職しているというふうな関係で、図書館の司書の資格を持つて司書になつていない人は非常に多いわけでございます。

○安永英雄君 いま、そういう免許を持つて学校関係に司書として採用されている人はどのくらいありますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 現在、学校のいわゆる司書の仕事をしている方々は、公費、私費合わせまして、大体、高等学校の私費の分がちょっとわかりませんが、それを除きますと、三千六百名ぐらゐります。その中で資格を持つていない者の数というのは、私どものほうでちょっと調査をいたしておりますので、お答えができません。わけでございます。

○安永英雄君 この学校の司書というものの配分といえますか、配当というのか、この方法、基準、定数法との関係、これちょっと説明してください。

○政府委員(岩間英太郎君) 現在、定数法の上では、小学校につきましましては三十学級以上の学校に、中学校につきましましては二十四学級以上の学校、高等学校につきましましては八百人以上の学校に、それぞれ司書が置けるような形式上の配分をいたしております。

○安永英雄君 そうすると、定数法上の問題は、司書という免許状を持つて事務職という形で入つておるわけですね。この免許は、司書という免許状をちゃんと持つて学校教育関係に入つてくると、これは事務職というふうに変形するわけですね、変身するわけですね。

○政府委員(岩間英太郎君) 現在、学校の司書といふのは、事務職員ということになっていて、わけでございますが、その方々が司書の資格を持つておられるかどうか、これはちょっとわからないわけでございます。司書の資格を持つておられる方は、司書という資格を持ちながら事務職員ということになっているわけでございます。

○安永英雄君 持っている人と持たぬ人と確かに

あると思ひますけれども、いま事務職だから、しかし持つておる人は変わった形で入つておるわけですね。しかし、実際の仕事は、この司書の仕事をやっているわけでしょう、免許を持つていない人も持たない人もやっていると、こういう形になりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) そのとおりでございます。

○安永英雄君 これは、結局、免許法の関係から出てくる問題ですか、そういう変わった形になっているのは、事務職に入つておるのはなぜですか。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、学校教育法のいわゆる免許を必要とするような基準職員ではないということであらうと思ひます。

○安永英雄君 しかし、それは学校図書についていわゆる司書の免許を持つておる人は、普通のところ、たとえば図書館とかのところへ行ったときと同じような仕事をしているわけでしょう。逆に言えば、免許を持つておる、そういう仕事の免許を持つていないのと全然無免許でやっている人と、事務職という名前でおるわけですね。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほど社会教育局長からお話ございました司書というのは、これは、一般の大きな図書館のいろいろな仕事をやりながらでございます。学校図書館の場合には、これは規模がかなり小さいでございます。したがって、教諭の方が司書教諭としておられて、そのお手伝いをするという意味で学校の司書がおられるという形で、いまのところは支障がないんじゃないか。特に、その大きな図書館の司書のようなはつきりとした資格を必要とする職員であるかどうか、その点がまだはつきりしてないということであらうと思ひます。

○安永英雄君 そうすると、やっぱり非常に図書館を中心とした教育というものから考えていけば、私はちょっと軽く見ていると思うんですね。やっぱり学校図書館の中で、仮称学校司書という人がきちんとおつて、しかも、その人は図書館の司書の免許をきちんと持つておるといふ人がおら

なければならぬんで、いまのところは事務職員というものが加勢をしているんだというふうな、その事務職員の勤務する場所がたまたま図書館だったとか、あるいは図書館とどこそこ、給与と図書館をやれとか、そういう形になつておるわけですね。それでは私はちょっと図書館教育といふものとはずれるような気がするんで、このままいって、私はちょっと残念な気がするんですが、私自身もやはりやることがありますけれども、図書館を中心にしてそのままカリキュラムを組んで、そうして教育をやつたことがある。教科のワークもはずしてしまつて、いまだいへば、文部省、首切るだらうと思ひますけれども、もう配当時間もとにかくこれはワークをはずして、いいときににかく八十分授業をやつたかと思つて、二十分授業をやつたり、とにかく校時も合致しない。それから、教科のワークももうはずしてしまつて、そうして図書館を中心にしてとにかくカリキュラムを組んでやることもできていますし、失敗したのか成功したのかわからぬけれども、あの当時、文部大臣の表彰状をもらつた覚えがあるんでよかったんだらうと思ひけれども、私は出たばかりのときで、張り切つておつたんですが。

私は、それで図書館教育というのは、そういうた庁雇いの何か事務員が来て、そうして本の出し入れとか、本の修理とか、それが一人おればいいというものでなし、ましてやいまのあれで、事務職といふことで、資格があつたらうと、とにかく、書庫のところに出入れをしたら、本のつくろいをしたり、こういうことだけに図書館をしておくとこれは何にもならないと思う。ほんとうに、やっぱり教育的な指導を私は図書館の中で行なわれるという責任者がちゃんとおらなければならぬ。こういう仕組みをやつたりきちんとやる必要があると思ふ。そういう意味で、私は、二つはやっぱり免許の問題にかかわつてくると思ふんですけれども、免許法あたりを改正して、やっぱりそこに学校司書といふふうな教育的な任務を

持った、資格を与えた人を置くという、そういうような構想がなければならぬと思うんですけれども、これは大臣にお聞きしますが、図書館というものと学校教育との関係、いわゆる学校教育の一環として図書館というものはあるわけですから、私は、図書館というものを中心にした教育、そういうものについて大臣どうお考えになるか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 図書館を学校に持つことによって広い意味の教養の充実をはかることができると考えるわけでございます。そういう意味において、図書館の拡充をはかっていくということ、学校教育を振興する上においてもきわめて大切なことだと考えております。

○安永英雄君 いま、大臣が言われたのはありきりたりのことじゃなからうと思うんです。私は、しかし、もうそこまで来ていると思うんです。終戦後あたり、本が少なくてあれですけれども、いま大きな市の図書館とか、大きな図書館とちよつと言われたけれども、もう大体、どんな小さな学校でも図書は相当充実しているんですよ。昔、島あたりのないところの、都会から漫画でも何でもい贈ってくれという、あの時期は過ぎて、わりと分類されたきちんとしたそこで全教科の指導ができ、研究もできるというぐらいの大体施設ができておる。ところが、悲しいかな、とにかくそこには人間がおられないというのが、これはもう、りっぱな図書館を建てて、きちんとおるけれども、実際は戸を閉めちゃって、係がおらなきゃ何も使えない。熱心な先生は、生徒を、ある時間学級を連れていって、そこで指導しているということもありまうけれども、ほとんど放課後ようやくとびらがあいて、そこで読んで帰るといふぐらいのこととて、ほんとうの学習に結びついたということじゃなくて、本さえ読ませりゃ、漫画のかわりに、あそこへ行けば漫画があるわいといふぐらいの気持ちで、宝の持ちぐされで、図書館を非常に活用した教育というのはやろうとしたって、いまだできない。非常に熱心な人がとにかく出て、ひま

を見つけて、休みには飛んで行ってやっておるといふところは非常にこれは効果があがっておるといふ状態なんです。そこで私は、やっぱりどうしても、いまの大臣のおことばじゃないけれども、それをやるとすれば人的な配慮というものが必要だと私は思っています。したがって、いま定数の中で、事務職員というもののの中に入っている、そしてその入っていることによって、図書館専用じゃなくて、おまえは俸給事務もやらなきゃならぬのだ、分校のほうの給与もやる、図書館の定数の中に入っている事務職員じゃないかということについているということとで、さんざんあちらこちら、身分も安定していない。ひどいところは片雇いで行って、ほんとうに中学校出たぐらいの娘さんがただ一人座っていて、ただ貸したのに名簿だけつける、これではちよつとだめだということですが、けれども、ぜひひとつこの点は、免許法の関係から考えたかどうかという問題があるか、ひとつ局長からお聞きしたいと思ひます。免許法で何とかその問題を解決できないか。

○政府委員(木田宏君) 御案内のように、学校図書館法という法律がございます。その五条に「学校には学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」ということになっていて、免許法で「前項の司書教諭は、教諭をもつて充てる」と、こう書いてあるわけでございます。で、いままでいろいろと御議論のございましたのは、いわゆる通称学校司書といわれる事務系の職員のことであらうかと思ひますが、ごさいすけれども、やはりそれを、免許法は児童、生徒の教育に当たる者の基礎資格という考え方でとっておりますために、学校図書館法で、教諭の資格がある者が司書教諭になるというふうな位置づけがあるといふと、教諭になる人については一応の免許資格といふのが今日できておるわけでございますから、この司書教諭と、いまお話しになりました学校司書との関係、その他の職制上のことがはつきりしてまいりまして、そしてその学校司書というものが教育との関係でどう

いう位置づけになるかといふことはつきりすることが先ではなからうかといふふうに考える次第でございます。

○安永英雄君 私はまた逆に考えている。それを言われると、毎年毎年この問題は話がつかないんです。そこが、上下の関係とか、何とかの関係とかいふことはあとで私はいんじやないかと思ひます。とりあえずいまみたいな、やっぱり司書の免許をきちんと持つて仕事のできる人、これはやっぱり図書館にとかく送り込む、送り込んでから、その人がどこに属するのか、だれと関係があるのか、これはやっぱりあとで考えりやいことなんです。この点は私は逆に考えておるわけです。

そこで私は、もう会期も少ないので、この質問もする間もないし、免許法との関係があるから私はここで聞きしたいと思ひます。

昨年実は、自民党あるいは文部省は——正式に文部省から出たわけじゃありませんけれども、三者でこの問題について検討したことがある。そして去年免許法が通つておれば、この免許法についての附帯決議といふことでたたく申し合わせた事項がある。これについてひとつこの実現をするということとで、これについては必要だといふことで申し合わせたんです。附帯決議じゃないけれども、これはぜひ実現をしてみたいといふことで考えたんですが、一つは、学校図書館の専門的職務に携わる教育職員としての学校司書制度をすみやかに確立する。来年は、この問題について提案するといふところまでできておったんです。これは文部省の責任を何も言うんじやないんです。そのときは、文部省を代表してという形ではなかったわけですが、附帯決議は議会の問題ですけれども、大体これは、これはやらなきゃならぬという方向で確認をしたんですが、この点は、これは私提案してもいいんだけれども、提案するほどのことはない、ここで約束をしていただければいい。検討するなら検討する、実現するなら実現する。この点、いわゆる教育職ですよ、先ほど

言つたように、事務職とか何とかといふこととやなくて、教育職ですよ。ある程度の教育に携わるという観点から入っていくといふふうな学校司書制度というものを確立をするといふ考え方についてはどうでしょう。

○政府委員(岩間英太郎君) 昨年、議員立法で学校図書館法の一部改正が行なわれたといふふうなお話は承つておるわけでございますけれども、これは御案内のとおり、議員立法でございますから、国会で議員立法としていろいろなお考え方が実現されるというところは、私も実現されました。おきましては、それに対して、その実行に支障のないようにしたいといふふうに考えておるわけでございます。

ただ、ただいまの教育職員といふふうなことになりますと、先ほど来先生のお話を承つておりました、非常に効果的な、学校教育の中でユニークな学校図書館の利用といふことをお考えになつてまた実行されたといふお話を承りました。たいへん私はびっくりな試みではないかといふふうに考えるわけでございますけれども、いまの学校図書館法が、これは議員立法を御批判申し上げるのはいへん恐縮でございますが、何か普通の公共図書館のミニチュアみたいな、小型みたいな形でその法文ができておるわけでございます。要するに、児童生徒がお客様としてやってくるのを待ち受けているといふふうな姿勢、こういう姿勢は確かに戦後の図書のないときには非常に有効であったと思ひますけれども、最近子供が本を読まなくなった、したがって、考える力がなくなつてきたといふことも言われておりますので、学校図書館そのものにつきましては、もつと子供が興味を持てるような学校教育の一環としての役割りというものが必要なんじやないか。そうしました場合に、きましては、先生のおっしゃいますような教育職員としての学校司書といふものの存在も意味ができてくるんじやないかといふふうなことも考えておるわけでございます。

いすれにしても、国会で法律に必要な規定

が設けられました。昨におきましては、私もそれに従つてその実施に遺憾のないようにしたいという事を考えておる次第でございます。

○安永英雄君 文部省から積極的に出すという話はないようですが、この点は、いまの方向で進んでもらいたいと思ひます。

そこで、少なくとも定数法の中の問題ですが、事務職として十把一からげに入っている。だからその中で、これはやっぱり法律ができなければ別ワケで——標準定数法の中の別ワケをつくるというわけにはいかぬと思う、いかぬとは思ふけれども、事務職の中で小分けというか、そのところを定数、これはひとつ何か歯どめをしてもらいたいという気がするんですよ。いま一緒に入っていますから、この人が配当されておるときには本人も知らないですよ、自分はどの定数で起ておるか知らない。いまおっしゃったような三十、二十四、それから高等学校八百十ですか、そういうくくりで起ておると、一般の事務職としての配当と、いまのくくりで起てた配当と、たとえば二人を起てたといつても、本人は事務職というふうになつておるから、どの大体定数で自分は任務を持ってここに事務職として来てるのかと言つと、それは言わないから——故意に言わないんですよ、使いたいから。言えは図書館のほうに張りつけになつてしまつて一人の事務職員になるんだから言わないで、とにかく適当にお前は分校のほうの給与とか、分校のほうの事務とかなんだとか、こうなつてしまつて、そうじゃなくて、そのところをはきちんとこれはまあ法律ができる前ですから図書館のほうの事務職としての配当なんだということが定数法の中で、何かその中で線が引けないか。そしてその線を引いた中で数をふやせないものかというふうなけじめをはつきりしたらどうかという考え方が、その点はどうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) そういうふうな御要望ははかにもございましてすけれども、いまの定数法のためは小・中学校の場合はこれは都道府県単位ではじくようなことになつており

まして、たとえば校長にしても校長何名というふうな、これはちよつとあまり適切な例じゃございませぬけれども、学校数に一応乗じた数というふうな表現をいたしております。ただ御趣旨はよくわかりますので、その中でただいま先生が御指摘になりましたようなことがはつきりわかるように私どものほうも指導を徹底してまいりたいというふうな考えをわけでございまして。

○安永英雄君 しかし、それはむずかしいということであれば、私は配当するときは何かただし書きなり注意をして、これはほんとうにやっぱり学校図書というところの事務職だというふうな形の定数を渡すときのあれをひとつ明確にして渡してもらう、これは運用上の問題ですけれども、それは約束できますか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま先生のおっしゃいましたような趣旨が徹底いたしますようにつとめてまいりたいと考えております。

○安永英雄君 そこで、今度は現在の事務職員の中心に入っているこのくくりですね、これをひとつ今度の定数法の改正、このときにはひとつ配慮を願えないかと思ふんです。これも一応申し合わせでしていただく。これは法律ができるまでとて、むしろできない場合の方法としてぜひ考えてもらいたいと思ふんです。小学校三十級以上、中学校二十四級以上、高等学校八百十人以上の現行の配置基準というのを必ず改正するといふ申し合わせをしていただく。それで具体的に言いますと、そのときの煮詰め方としては小学校を二十四、中学校を十八、高等学校を五百十、こまでおろす、その後煮詰めていこうというところで最低とかくそまではひとつ次のときにはやらないうと図書館の教育なんというものの前進はないといふことで申し合わせしたんですけれども、これは私が言ったのは最低なんで、それ以上できれば養護教諭と事務職員といふ配置されておるのが大体各県で違ひますけれども、十二級が基準になつておるようです。大体十二級以上になつておるようになつておる。それと同じくら

いところまで当面やはりやつていかなければならぬ。養護教諭と事務職と図書館のほうには司書がおるといふところまでは持つていかなければならぬ。一挙にはこれはなかなかいかなければならぬ。昨年の申し合わせとしては一段階として最低そこまではというところをしたのですけれども、これぜひひとつ実現してもらいたいと思ふのですが、この前大臣にも質問したところが、複々学級というところだけは明確に来年はなくす、あとのところは不明だつたわけですが、もちろん作業中でもあるし、あれでありましてよろけれども、これはひとつ相当約束もしておることだし、この点は免許と関係ができてくると思ふ。先ほど言つた上下の関係とか、何とかいうことでなく、いまのところは早く実質をつくらなければいかぬと思ふのです。法律改正がなければもう定数法だけではつきり分けてしまつて、その定数をふやしていつていける。その過程でやはり免許法の改正から定数法の改正、きちんとやつていかなければならぬといふように思ひます。とりあえず国会もあつたからすから、この問題だけは約束してもらえないかといふことです。

○政府委員(岩間英太郎君) 昨年議員立法が通らなかつたのは全く残念だと思ひますけれども、現在そういうものがなくてやりますと申しますと、私もかなりの努力が必要だと思ひます。これは私もいたしましては、ただいま先生の御指摘になりましたような数字を目標に努力したいと思ひますが、事務職員は大臣も申し上げておりますように、ぜひこれはふやしたい。その中でどれくらいふやせるか、これは相手のあることでございまして、ここではつきりとお約束ということとはできませんけれども、そういうことを目標に努力をしたいといふことを申し上げておきます。

○安永英雄君 ちよつとここで聞いておきたいと思ふのですが、文部大臣の委嘱を受けて図書館司書の講習を行なつておるところ、それから文部大臣の委嘱を受けて司書教諭の講習を行なつておるところ、これちよつとお聞かせ願ひませんか。

○政府委員(今村武俊君) 文部大臣の委嘱を受けて司書の講習を行なつておる大学が、昭和四十八年度で十二ございます。この大学の中には短大を含んでおります。固有名詞についてはここに資料を持っておりません。それから大学において資格取得をする大学、その大学の数が六十ございます。短大が五十二ございます。内訳は国公私立大学にそれぞれわつたてております。

以上であります。

○安永英雄君 それじゃ、次に、十七条で言う養護訓練の免許状について、新しい指導要領で養護訓練という領域が設けられておるわけでございまして、現在養護訓練の教諭を養成する機関はない、こゝろ答へられておつたわけでありましてけれども、文部省ではこれにかかわるべき講習会というのを開いておるといふことですが、その大体実施状況なり、それから生まれてくるいゝゆる訓練を受けた人といふのはいまだどういふことになつてい

か。

○政府委員(木田宏君) 養護訓練につきましては、現在現職者であります教職員の中で、これを現職教育の講習会という形で養護訓練についての勉強をしてもらつておるわけでございまして。四十六年度には機能訓練担当教員の講習会といたしまして約四百人を対象にして実施をしまつてまいりました。四十七年度からは国立の特殊教育総合研究所の研修事業部門がその事業を開始いたしましたので、養護訓練に関する各種の研修はこの研究所において行なうことになりました。四十八年度のその事業規模は約三百人を対象とする三ヶ月間の研修といふこととでございます。なお、特殊教育総合研究所自体におきまして、以上のほか一年間にわたる五十人の長期研修を行なつておるところでございまして。こういう形でとりあえず現職者の中から養護訓練に習熟した教員を育てていきたいというふうな考えでおる次第でございます。

○安永英雄君 養護訓練の免許状に關しての省令の内容はどういふふうなふうになりますか。

○説明員(阿部充夫君) 省令の内容につきまして

は、現在検討中でございますけれども、免許状の種類を定めたいと思っております。種類は盲学校、聾学校、養護学校の別に養護訓練の免許状という形で設けたい。その場合に、養護学校に關しましては、御承知のように肢体不自由、病、虚弱等の分類がございますので、その分類別の種類を設けることにしたい、かように考えておる次第でございます。

○安永英雄君 養護教諭の問題で、本改正案では養護教諭に關してはどういう改正の趣旨になっておりますか。

○政府委員(木田宏君) 養護教諭につきましては、非常に技術的な整理漏れの修正をいたしたいと思っております。それはこの法律案の附則九項の改正部分でございますが、附則九項の改正は非常に技術的な改正なのでございますけれども、従来高等学校の卒業生でなくとも旧看護婦の資格を持つております者等につきましては、養護助教諭の臨時免許状を授与することができることになっておったのでございます。ところが、旧看護婦よりもいざば上位の資格であります以前の旧令による保健婦の免許を受けた者に対して養護助教諭の臨時免許状を出す規定ができておりませんでした。そこで、旧看護婦につきましてとられておりましたものと、実質的に同じようにそれ以上の資格を持つておりました旧保健婦の免許状を持つておりました者につきましても、高等学校を卒業していただくも臨時免許状を出せるというように救済をさせていただいた次第でございます。それが今回養護助教諭に關する改正部分でございます。

○安永英雄君 養護教諭の問題についてはもう少しお聞きしたかったわけですが、いづれも言ったんですけれども、養護教諭当分の間置かんでもいいというふうになっていくけれども、もう置かなくばならぬ時期にきたんじゃないか、もうこれは私は変わられる各大臣にもいつもあれするんですけれども、別に財政の問題ではない、これはなかなか資格者がいない、資格者がいないということ

がわかっておつて法律に書いておつたら、逆に法律違反になるので、それだけの話であつて、金の問題とか何とかいう問題を、出し惜しんでるんじゃないというのを言われておつて、私そのとおりだと思つてます。たとえば一昨昨年でしたか、長崎の私どもと同僚の久保知事が、私もが行つたときには、あそこには僻地、離島が非常に多い。多いので久保知事は一生懸命その資格者を確保したんですね。二十五名だったと思つてますが、二十五名の資格者を、島でもどこでも行くということをや束縛してちゃんと集めておるけれども、これを文部省なかなか渡さない、人はおるんです。法律のたてまえは人がおるから、とにかくいかにぬと、こつておる。そういう養護教諭の資格も持つて、その人はちゃんと赴任する、どんな遠いところでも行く、こういう納得している人を確保しないというの、また法律つくつた趣旨にも合わないと思うのです。そこそこ。だから資格者を得たら、これは十二学級以上とか以下とかいわないで、もう直ちにその人材が確保できた、もうそれは片っ端文部省のほうは、それを任用してよろしいというふうにはいかないのか。私はそれが法律の趣旨じゃないかと思つてます。裏の趣旨だと思つて。この点あたりはどうでしょうか。全国ずつと見たら、それは需要と供給との関係で、とても供給が追いつきませんよ。しかしこれは偏在しているわけですね、だから確保できたところはこれほどと、県も半分見て、県財政もちゃんとやるという場合には、確保したら、どんどん許可をしてどんどん定員を配当するということに踏み切つたらどうか。そのためには今度の定数法あたりで、そのゆとりを何か考えたらどうかというところが最後の問題についてお聞きしたいと思つてます。どうです。

○政府委員(岩間英太郎君) やはりこれは基準でございまして、しかもまた私どもとしましては、できるだけ全部の学校に配置をしたいというふうな考え方できておるわけでございますので、やはり基準性という点と、それから全国の学校にできるだけ同じように配置ができるようにしてまいりたいという気持ちがあるというのを御了承の上で、いまのような点についてさらにくふうをさせていただきたいというふうに考えるわけでありまして。

○安永英雄君 最後まで冷めたいのですけれども。私の言つてゐるのは、そういう基準というものを大もと変えろというのですよ。あなたたちはいまの現行の基準の中のワケ内ばかりはいい回つておつたところでそれは出るはずはない。提案を、思い切つてその基準をとにかく次の定数法の改定のときにやたらどうかとこつておるわけですね。いまのあなたたちすぐ現行法の中や規定の中ではない回つて、その中で見ようつたつて、そんなこと、できやしませんよ、それは。全国待つておつたら、私の計算じゃいまから二十年かかりますよ。いまの養成関係考えてごらん下さい。どれだけの卒業生が出ていきますか。しかも学校のほうの魅力がないもんだから、育児休暇あたりつくらぬものだから、そげんとところにや行かぬといつて、いまじゃちゃんとその養成の学校を出ておるけれども、他の民間会社の大きな会社に行つたら高給で雇うてくれる。そういう資格を持つておる者も寄つつかぬという状態でしょう。いまから二十年、五十年かかるですよ、みんな全国に潤すということで行きよつたら、必置ということを待つておつたら。その過程で、やっぱりそういう一つ一つの現行法の規定というものを部分的にも破れるような、そういう考え方をめぐらすのはあなたたちの責任じゃないの。それ、ひとつどうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 私が申し上げておりますのはその基準性を守ることでございます。して、たとえば長崎の場合あたりでございます。無医村だとか、僻地の数だとか、そんなものを配慮してやれば、ある程度基準性に乗りながら充實ができるということでございますので、やはり私

ども基準をきめた法律でございますので、この基準性だけは守らせていただきたいということを申し上げたわけでございます。

○安永英雄君 そういふことをやるようなことじゃだめだと私、言つてゐる。久保さんあきらめていまして、この前来て、「安永君、とうとうおまえ、できなかつたな」と、私、不足言われた。そうじゃなくて、無医村だから何とかといつてこそつとやるようなことはしないで、二十五名いまだ出し切れませんが、そんなことを二十五名行きますまい。せいぜい行つたつて二、三人じゃないですか、無医村をさがしたら。そういうもの、方向をねらうなりしなや、あなた二十年もたちよつたらいま行こうかという人はもうおぼあちゃんになつちやつて行かぬですよ。そんなのんびりした話じゃないですよ。いまある人材あつたらどんどんどん入れていってやるということにして、とにかく養成機関をどんどんつくらして、筑波あたりへつくらぬで、あれだけの金があつたら何で学校の養護教諭のあれは何ほありますか、大学に付置されておるの。どんどん出すのですよ、倍も二倍もどんどん卒業生出していく、そつちのほうで先ですよ。たくさん言いたいことがありますけれども、またあとの機会にして、きょうはこれで私は質問を終わります。

○委員長(永野鎮雄君) ほかに御発言なければ、質疑は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○委員長(永野鎮雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(永野鎮雄君) 多数と認めます。よつて、

本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(永野鎮雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩をいたします。

午後四時五十二分休憩

午後七時三十三分開会

○委員長(永野鎮雄君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

国立学校設置法等の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)及び国立学校設置法の一部を改正する法律案(参第一九号)、両案を一括して議題といたします。

両案について政府及び発議者から順次趣旨説明を聴取いたします。奥野文部大臣。

○国務大臣(奥野文部大臣) このたび政府から提出いたしました国立学校設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律は、新しい構想に基づく筑波大学の創設を含む国立大学の施設、学部等の設置その他国立学校の整備充実について規定するとともに、大学の自主的改革の推進に資するため必要な措置等について規定しているものであります。

まず、筑波大学以外の大学の設置等について御説明申し上げます。その第一は、旭川医科大学を新設するとともに、山形大学及び愛媛大学にそれぞれ医学部を設置しようとするものであります。

これは、近年における医療需要の増大と医師の地域的偏在に対処し、医師養成の拡充をはかることととも医学の研究を一そう推進しようとするものであります。

第二は、国立大学の大学院の設置についてであ

ります。

これまで大学院を置かなかった埼玉大学及び滋賀大学にそれぞれ工学及び経済学の修士課程の大学院を新たに設置し、もってその大学の学術水準を高めるとともに、研究能力の高い人材の養成に資しようとするものであります。

第三は、東北大学医療技術短期大学部の新設についてであります。

近年における医学の進歩と医療技術の高度の専門化に伴い、看護婦、臨床検査技師、診療放射線技師等の技術者の資質の向上をはかるため、東北大学に医療技術短期大学部を併設するものであります。

第四は、東京医科歯科大学及び名古屋大学にそれぞれ附置する難治疾患研究所及び水圏科学研究所の設置並びに千葉大学の腐敗研究所の改組についてであります。

東京医科歯科大学の難治疾患研究所につきましては、現在同大学の医学部に附置して設けられている研究施設を整備統合し、医学の進歩にもかかわらず、現在なおその病因等が解明されていないために、治療法等が確立されていない難病についての基礎的研究を総合的に推進しようとするものであり、また、名古屋大学の水圏科学研究所は、同じく同大学の既設の研究施設を基礎とし、地球環境の諸問題の解決に資するため、大気水圏環境の構造と動態に関する総合的な研究を推進しようとするものであります。

また、千葉大学に附置されております腐敗研究所につきましましては、時代の進展に伴い、腐敗という現象の究明から発展して生命科学の一分野としての生物活性全般に関する研究をさらに推進する必要があることにかんがみ、これを生物活性研究所に改組しようとするものであります。

第五は、国立久里浜養護学校の設置についてであります。

心身に障害を有する児童、生徒のうち特に障害が重度であり、あるいは重複している者の教育の方法、内容等については、一昨年開設された国立

特殊教育総合研究所において実地的研究が行なわれているところであり、この実地的研究を行なう上で行なう上で不可欠となる実験研究の場として、新たに、国立久里浜養護学校を設置しようとするものであります。

第六は、国立極地研究所の設置についてであります。

極地の科学に関する研究は、地球上の種々の自然現象を解明し、また地球の生成、発展の歴史を解くために不可欠であります。これまでの南極観測十八年の成果を踏まえ、さらに極地の総合的、科学的な研究及び極地観測を推進するため、国立大学共同利用機関として、新たに、国立極地研究所を設置するものであります。

次に、後ほど御説明申し上げます筑波大学の新しい構想の実現とともに、各大学における自主的な改革の推進に資するため大学制度の弾力化等の措置について所要の改正を行なうことといたしております。

第一に、大学成立の基本となる組織について、これを従来認められていた学部のみに限定することなく、それぞれの大学において教育、研究上の目的を達成するため、学部以外の教育、研究のための組織を置くことが有益かつ適切であると認められる場合には、学部の設置にかえてそのような組織を置くことができることといたしております。

大学には、従来、特定の学問領域ごとに教育と研究を一体的に行なうための組織として学部が設けられ、これが大学の中心組織とされてきたのであります。近年における大学教育の拡張と学術の急速な進展に伴い、このような学部を中心とする教育と研究のあり方について再検討を求め、各大学における大学改革に関する議論の中でもこの点をめぐる各種の問題点なり提案がいろいろの角度から提起されるに至っております。すでに海外の諸大学においても、教育研究組織の改善について積極的な検討が進められており、いくつかの

大学においては、新しい試みが実施に移されているところでもあります。わが国においても、現に多くの大学において、学部制度の改善を含め教育及び研究の基本となる組織のあり方について真剣な検討が加えられているのであります。

そこで、これからの大学制度のあり方を考える場合、大学の基本的な構成要素を単に学部のみに限定する必要はなく、それぞれの大学における教育研究上の必要に応じ、それぞれの大学の判断するところによりさらに弾力的な組織形態をとり得る道を開くことが、大学改革を推進する上でこの際特に必要であると考えた次第であります。

筑波大学の構想はその一つの例であります。筑波大学の構想に限らず、今後、大学がみずからの発意により積極的に新しい適切な組織によることを希望する場合には、その内容を十分検討の上それが実現できるようにしてまいりたいと考えております。

なお、以上のことと関連して、従来は大学には、教員の学部を置くことを常例とし、一箇の学部のみを置くいわゆる単科大学は特別の必要のある場合にのみこれを認めることといたしていたことを改め、大学に学部を置く場合にその数については特に問わないようにすることといたしております。

第二に、医、歯学部における履修方法の弾力化について措置することといたしております。これまで医、歯学部につきましては、六年の修業年限を二年以上の進修課程と四年の専門課程に区分して履修させることとしておりました。しかし、最近における医学の高度の分化発展に伴い専門教育の一その充実をはかるとともに全在学期間における充実した教養教育を行なうため、六年間を通じた弾力的なかつ効率的な教育課程を編成する必要性が医学教育に携わる多くの関係者から指摘されるに至っております。そこで、各大学の判断により、従来の方式をとることも、あるいは六年間を通ずる一貫した教育を行なうことも、いずれの方式をもとり得るよう制度を弾力化する道を開

くことといたしております。

第三は、大学に必要な副学長を置くことができるようにいたしました。最近、大学の中にはその規模が著しく拡大し、これに伴い組織、編成が複雑化しつつあるものが見受けられるようになっております。このような大学についてこれを有機的な総合体として教育、研究の両面にわたり適確に運営してまいることは、学長にとってまことに容易ならぬ職責となっております。大学改革に関する多くの意見の中でこのような学長の負担を軽減し、大学の機能的な運営をはかるための補佐役を設ける必要があるという指摘がなされていることは、きわめて当然のことと思われるのであります。このような観点から、大学がその事情により必要があると判断した場合には学長の職務を助けることを任務とする副学長を置き得ることとしたのであります。

以上、御説明申し上げました諸点はいずれも国、公、私立を通じてすべての大学に適用される規定であり、かつ、大学がみずからの判断によってその採否を決定し得る事項であります。このような制度の弾力化を通じて大学自身の手による自主的な改革が一層の進展を見ることを強く期待するものであります。

次に、この法律は、以上の大学制度の弾力化を踏まえた新しい構想に基づく大学として筑波大学を新設することといたしております。

この筑波大学は、東京教育大学が自然環境に恵まれた筑波研究学園都市へ移転することを契機として、そのよき伝統と特色は受け継ぎながらこれまでの大学制度にとらわれない新しい総合大学を建設しようとするものであり、かねてから東京教育大学との緊密な連携のもとに、同大学における検討の成果を基礎としつつ、他大学などの学識経験者の参加も求めて検討を進めてまいったものであります。

この大学の特色の第一の点は、従来の大学に見られる学部、学科制をとらず、学群、学系という新しい教育、研究組織を取り入れていることであ

ります。すなわち、学群は学生の教育指導上の組織として編成され、広い分野にわたって、学生自身の希望に基づく選択の中で将来の発展の基礎をつちかうことができるよう配慮されているものであり、それぞれ幅の広い教育領域を擁する第一学群、第二学群及び第三学群並びに医学、体育及び芸術の各専門学群を置くことといたしております。同時にこれらの学群の教育に当たる教員の研究上の組織として、学術の専門分野に応じて編成する学系を置き、研究上の要請に十分対処し得る条件を整備することといたしております。

第二に、大学が開かれた大学として適切に運営されることを確保するため、その管理運営に当たる組織について次のような措置を講ずることとしたしております。すなわち、参与会を設置し、大学の運営に当たり、大学自身の自主性を基礎としつつ、必要に応じて学外の有識者の意見を取り入れることができるよう配慮するとともに、副学長のほか、学群、学系などに属する教員により構成されるそれぞれの教員会議と緊密な連携のもとに評議会及び人事委員会等の全学的組織を設け、全学的協調を基礎とした機能的な運営をはかることといたしております。

このうち人事委員会は、学群、学系制度による教育、研究の機能的分化に対処して、教育、研究両面から要請を勘案しながら全学的な見地に立つて適正な人事を確保することを目的とするものであります。

以上のような大学の管理運営方法の改善を通じて、真の総合大学にふさわしい大学の自治の確立を目ざそうとするものであります。

なお、同大学につきましても教育目的に即した総合的なカリキュラムの編成、総合的な研究計画を遂行するためのプロジェクト研究システムの導入等、教育研究のいろいろな面に創意工夫をこらしてまいる所存であります。

この筑波大学は、相当の規模の総合大学を目ざすものであり、その新構想の理念を確実に実現していくため、昭和四十八年十月に開学し以後年次

計画をもってその整備を進めることといたしております。また、さきに申し上げましたとおり、同大学は、一面において東京教育大学の発展的解消により創設されるという側面を持つものでありますので、筑波大学の整備と並行いたしまして、東京教育大学については、年次の閉学措置を進めることとし、昭和五十三年三月三十一日限りこれを廃止することといたしております。

以上のほか、この法律におきましては、国公立の大学にかかる副学長の任免その他について若干の定めをすることといたしております。

その第一は、副学長という制度を新たに設けることに伴い、その任用方法等について規定したこととあります。すなわち、大学に副学長を設ける場合には、その任免等の手続きは、その職務の内容を勘案し、現行の部局長と同様の取扱いにすることといたしております。

第二に、学長の選考等に関する事項を扱う大学管理機関としての協議会は、これを廃止し、その権限を、評議会に移すことといたしております。これは、現在、協議会と評議会の構成員が多くの大学においてほぼ一致しているという実情にかながみ、制度の簡素化をはかろうとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(水野鎮雄君) 続いて安永英雄君。

○安永英雄君 私は、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党の四党を代表して、ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨並びに内容の概要を御説明申し上げます。

最近、政府はしばしば一つの法律案の中に幾つもの異質の問題を混在させて提出し、国会審議を不必要に混乱させ、ひいては国民の不利益を招いております。

このような措置は断じて許されないと考えてあ

ります。

とりわけ先般、衆議院において行なわれました国立学校設置法等の一部改正案に対する野党の分離要求に対して、政府与党がこれを拒否したように、国民の切実な医療等に対する要求に対して、法制技術上あるいは国会対策上の要請で踏みにじるといふ愚かなことを、参議院では繰り返さないために、国民の立場に立つてここに強い抗議を込めて本法律案を提出した次第であります。

御承知のように、政府の提出しました国立学校設置法等の一部を改正する法律案は私ども全野党が国民の切実な要求に基づいて提出しました本法案とは、標題の上では一字違いで「等」の字があるかないのか違いですが、立法の精神におきましては、雲泥の相違があるのであります。

私がいま、野党四党を代表して本法案を提出しましたゆえんのもの、参議院における自主的な立場に立つて、本来の立法府のあり方に立ち返り、国民の立場に立った国民の多様な要求を真剣に受けとめ、その切実な緊急性の度合及び国民的合意の形成に沿って、一つ一つ着実に立法化していくというのであります。

以上の提案の趣旨を御了解いただき、本院におきましては、良識をもって国民の切実な願望であります旭川医科大学の新設、山形大学及び愛媛大学の医学部設置など、国民の反対が強く、その成立について世論の熟していない筑波新大学設置の問題と分離した本法案を早急に審議し、その成立をはかるべきと考えらるものであります。

何とぞ与党の諸君も参議院の良識と自主性の立場に立ち、また、新設医学部等の入試を希望している学生の心情に思いをいたし、私どもの提案の趣旨を生かすよう御協力賜りたいと思うのであります。

以上で本法案を提出いたしました趣旨と精神とを申し上げ、次に本法案の内容の要点のみ御説明申し上げます。

この法律は、国立学校の一層の整備充実をはかるため、国立大学の新設、学部の設置等を行な

おうとするものであります。

その第一は、旭川医科大学を新設するとともに、山形大学及び愛媛大学にそれぞれ医学部を設置し、もって近年における医療需要の増大と医師の地域的偏在等による医師不足の事態に対処しようとするものであります。

第二に、これまで大学院を置かなかった埼玉大学及び滋賀大学にそれぞれ工学及び経済学の修士課程の大学院を新たに設置し、当該大学の学術水準の向上と研究能力の高い人材の養成を行なうとするものであります。

第三は、看護婦、臨床検査技師、診療放射線技師等の医療技術者の資質の向上をはかるため、東北大学に医療技術短期大学部を併設するものであります。

第四は、附置研究所の設置及び改組についてであります。

東京医科歯科大学に治療法等が確立されていない難病についての基礎研究を総合的に推進するための難治疾患研究所を、名古屋大学に大気水圏環境の構造と動態に関する総合的な研究を行なうための水圏科学研究所をそれぞれ設置するとともに、千葉大学に附置されております腐敗研究所につきまして、腐敗という現象の究明から発展して生命科学の一分野としての生物活性全般に関する研究を一そう推進する必要があるため、これを生物活性研究所に改組しようとするものであります。

第五は、国立久里浜養護学校の設置についてであります。

一昨年開設されました国立特殊教育総合研究所における重度または重複の心身障害児の教育の方法、内容等に関する実証的研究の実験教育の場として、新たに国立久里浜養護学校を設置しようとするものであります。

第六は、国立極地研究所の設置についてであります。

本研究所は、南極観測十八年の成果を基礎として、さらに極地の総合的、科学的研究と極地観測

を推進するため、国立大学共同利用機関として、新たに設置しようとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

また、昭和四十八年度に旭川医科大学、山形大学もしくは愛媛大学の医学部、埼玉大学もしくは滋賀大学の大学院、東北大学医療技術短期大学または国立久里浜養護学校に入学したものは、在学年数の計算に関して、昭和四十八年四月一日から当該大学等にそれぞれ在学していたものとみなすなど、必要な経過措置等を規定してあります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(永野鎮雄君) 両案の審議は後日に行ないます。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後七時五十二分散会

七月十日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月三十日)

一、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の四の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額(その額が十一万円に一・一〇一を乗じて得た金額をこえるときはその乗じて得た金額とする旨の制限が適用されたものである場合)には、その制限が適用されないものとした場合となるべき平均標準給与の月額)に一・二三四を乗じて得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の四の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額(それらの額が、平均標準給与の年額にあつては、その年額の算定の基礎となつた組合員であつた期間のうち、昭和四十四年十月以前の期間にあつてはその月数を十一万円に、同年十一月以後の期間にあつてはその月数を十五万円にそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該算定の基礎となつた組合員であつた期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た金額とする旨の制限、法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にあつては、百三十二万円(昭和四十四年十一月一日以後に

退職をした組合員については、百八十万円)に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た金額とする旨の制限が適用されたものである場合には、これらの制限が適用されないものとした場合にこれらの規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額)に一・二三四を乗じて得た金額を平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は法律第百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、退職当時の年金の額の算定の基礎となつた標準給与を基礎として、法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額(昭和四十六年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る場合にあっては、一・一〇五)を乗じて得た金額を平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は法律第百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の四の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その年金額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の六の下欄に掲げる額に改定する。

第六条中「第三条の四」を「第三条の五」に改め、同条を第七条とし、第五條中「第一条から第二条の四まで」及び「これら」を「この法律」に改め、同条を第六条とし、第四条の三の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における通算退職年金の額の改定)

第五條 昭和四十七年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 二十二万八千八百円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額を基礎として、当該通算退職年金を新法の退職金とみなしてこの法律の規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額を求め、その年額を十二で除して得た金額をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を二倍をこえるときは、同項に定める通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、同号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た金額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額を三十で除して得た金額に、組合員であつた期間(組合員であつた期間が一年未満であるときは、一年)に応じ新法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第七十九條の二第五項の規定に

家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)別表第二に定める日数を乘じて得た金額

二 前項に規定する通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法別表第二の二に定める率を乘じて得た金額

三 新法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第七十九條の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

四 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

別表第二の五の次に次の一表を加える。

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円	一四〇、五〇〇円
六一、〇〇〇円	一四二、八〇〇円
六二、〇〇〇円	一四五、一〇〇円
六三、〇〇〇円	一四七、五〇〇円
六四、〇〇〇円	一四九、八〇〇円
六五、〇〇〇円	一五二、二〇〇円
六六、〇〇〇円	一五四、五〇〇円
六七、〇〇〇円	一五六、八〇〇円
六八、〇〇〇円	一五九、二〇〇円
六九、〇〇〇円	一六一、五〇〇円
七〇、〇〇〇円	一六三、九〇〇円
七一、〇〇〇円	一六七、四〇〇円
七二、〇〇〇円	一七〇、九〇〇円
七三、〇〇〇円	一七四、四〇〇円
七四、〇〇〇円	一七七、九〇〇円
七五、〇〇〇円	一八一、四〇〇円
七六、〇〇〇円	一八四、九〇〇円
七七、〇〇〇円	一八八、五〇〇円

八二、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円
八三、五〇〇円	一九五、五〇〇円
八五、〇〇〇円	一九九、〇〇〇円
八八、二〇〇円	二〇六、五〇〇円
一〇一、二〇〇円	二二六、九〇〇円
一二五、〇〇〇円	二六九、二〇〇円
一二九、六〇〇円	三〇三、四〇〇円
一五〇、〇〇〇円	三五二、二〇〇円

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第二十二條第一項の表中

第三十級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七七、五〇〇円未満
第三十一級	一八五、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八〇、〇〇〇円未満
第三十二級	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三十三級	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三十四級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二二五、〇〇〇円未満
第三十五級	二二〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円以上

に改める。

附則第三十一項を第三十四項とし、第二十二項から第三十項までを三項ずつ繰り下げ、第二十一項の次に次の三項を加える。

(適用除外教職員に対するこの法律の適用)

22 昭和四十八年十月一日において現に附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付を受けることができ、かつ、同項の規定により厚生年金保険の被保険者である教職員等を使用する学校法人が、当該教職員等の過半数の同意(当該教職員等を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該同意及び当該健康保険組合の組合会の議決による同意)を得て、同年同月同日から起算して二箇月以内に、組合に対し、当該教職員等がこの法律に定める組合員となるべき旨の申出をしたときは、同項の規定にかかわらず、昭和四十九年三月三十一日の経過する際現に当該学校法人に使用される教職員等は、同年四月一日にこの法律による組合員となるものとする。

23 昭和四十八年十月一日において附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができる組合員又は同項の規定により厚生年金保険のみの被保険者であるこの法律による組合

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

24 前二項の申出をした学校法人に昭和四十九年四月一日以後に使用されることとなる教職員等については、附則第二十項後段の規定は、適用しない。

附則

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、〇次項の規定は、公布の日から施

合法律則第二十一項の次に三項を加える改正規定のうち
行する。

附則第二十四項に係る部分並びに附則第四項から附則第七項まで、附則第十項から附則第二十一項まで、附則第二十五項及び附則第二十六項の規定は昭和四十九年四月一日から、

(標準給与に關する経過措置)

2 私立学校教職員共済組合が昭和四十八年十月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(次項及び附則第四項において「改正前の法」という。第二十二條第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(次項において「改正後の法」という。第二十二條第一項の規定の例による。

3 昭和四十八年十月一日前に改正前の法第二十二條第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとなし、改正後の法第二十二條第五項の規定を適用する。

4 (厚生年金保険の被保険者であつた組合員の取扱ひ)
昭和四十九年三月三十一日において厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)による厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という。)の被保険者であつた者が改正後の法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定により同年四月一日(以下「切替日」という。)に私立学校教職員共済組合法(以下「法」という。)による組合員(以下「組合員」という。)となつたもの(以下「切替組合員」という。)の当該被保険者であつた期間(以下「厚生年金保険期間」という。)は、法の長期給付(退職給付、障害給付及び遺族給付をいう。以下同じ。)に關する規定の適用については、組合員であつた期間とみなす。この場合における厚生年金保険期間の計算については、厚生年金保険法の規定による被保険者期間の計算の例による。

5 切替組合員の前項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間は、切替日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

6 (組合員であつた期間とみなされる期間の標準給与)
附則第四項の規定により厚生年金保険期間を組合員であつた期間とみなす場合における法第二十三條に規定する平均標準給与の算定については、その期間における各月の厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月における法による標準給与の月額とみなす。
(厚生年金保険特別会計からの交付金)
7 政府は、厚生年金保険特別会計の積立金のうち、附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされることとなつた切替組合員の当該厚生年金保険期間に係る部分を、政令で定めるところにより、切替日から二年以内に、厚生年金保険特別会計から私立学校教職員共済組合(以下「組合」という。)に交付するものとする。
(厚生年金保険の年金を受ける権利を有する者等の取扱ひ)

8 切替組合員のうち、厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有する者が、昭和四十八年十二月一日から昭和四十九年一月三十一日までの間に、社会保険庁長官に對し、当該年金たる保険給付を受けたい旨の申出をなかつたときは、附則第四項の規定にかかわらず、その者の当該年金たる保険給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保険期間は、同項に規定する厚生年金保険期間から控除する。

9 切替組合員が前項に規定する申出をしたときは、当該切替組合員の当該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、切替日の前日に消滅する。
(更新組合員の長期給付に關する経過措置)

10 切替組合員で引き続き法の長期給付に關する規定の適用を受けるもの(以下「更新組合員」という。)に對する退職年金の額については、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。)附則第四項(第四号を除く。)第八項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同法附則第八項第一号(旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。))とあるのは、旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。))及び昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下「昭和四十八年改正法」という。)附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間(昭和三十七年一月一日前の期間)と読み替へ、同項第三号中「長期組合員であつた期間」とあるのは、「昭和四十八年改正法附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日以後の期間を同号に掲げる期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相當する金額を控除して得た金額とする。

11 前項の規定により昭和三十六年改正法附則第八項の規定を準用する場合においては、同項第一号の金額は、同号に掲げる金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日前の期間を同号に掲げる期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相當する金額を控除して得た金額とし、同法附則第八項第三号の金額は、同号に掲げる金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で同年同月同日以後の期間を同号に掲げる期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相當する金額を控除して得た金額とする。

12 更新組合員に對する退職一時金に係る法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。第六十條第二項第一号に掲げる金額については、昭和三十六年改正法附則第四項(第四号を除く。))及び第十二項(第二号に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。))で施行日の前日まで引き続いてゐるもの」とあるのは、「昭和四十八年改正法附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日以前の期間」と読み替へ、同項第三号中「長期組合員であつた期間」とあるのは、「昭和四十八年改正法附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日以後の期間及び昭和四十九年四月一日以後の長期組合員であつた期間」と読み替へるものとす

13 前項の規定により昭和三十六年改正法附則第十二項の規定を準用する場合においては、同項第一号の金額は、同号に掲げる金額から当該金額の百分の二十に相當する金額を控除して得た金額とし、同項第三号の金額は、同号に掲げる金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日以後の期間を同号に掲げる期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相當する金額を控除して得た金額とする。

14 前四項に規定するもののほか、更新組合員に對する長期給付については、昭和三十六年改正法附則第十三項の規定を準用する。この場合において、同項の規定の適用については、必要な技術的調整等は、政令で定める。
(再就職者に關する経過措置)

15 前五項の規定は、更新組合員であつた者が再び組合員となつたものについて準用する。この場合において、これらの規定の適用についての必要な技術的調整等は、政令で定める。
前項に規定する者のうち、法の規定又は附則第十二項か

ら附則第十四項までの規定により退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者に対する前項において準用する附則第十項の規定により準用される昭和三十六年改正法附則第八項の規定の適用については、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の改正の場合の経過措置)

17 附則第十四項(附則第十五項において準用する場合を含む。)の規定により準用される昭和三十六年改正法附則第十三項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の規定が改正された場合におけるこの附則の適用については、必要な経過措置に關しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。この場合において、これらの規定の適用についての必要な技術的調整等は、政令で定める。

18 (退職年金等の受給権の取扱ひ)
更新組合員で改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有するものは、切替日に再び組合員となつたものとみなし、これらの給付の支給の停止に關する規定を適用する。
更新組合員で切替日前に法の規定による退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を受ける権利(切替日の前日においてその支給を停止したものを希望する旨を申し出た場合を除く。)を有するものが、切替日から二箇月以内に組合員に對してその支給を受けることを希望する旨を申し出た場合には、前項の規定及びこれらの給付の支給の停止に關する規定にかかわらず、その支給を停止しない。

20 前項の申出をした者又はその遺族に對して支給する法の規定による長期給付については、同項に規定する退職年金、減額退職年金又は廃疾年金の基礎となつた期間は、組合員であつた期間に該當しないものとする。
(健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた期間に係る給付の取扱ひ)

21 切替日の前日に健康保険法(大正十一年法律第七十号)による保険給付を受けられることができる者であつた者が改正後の法附則第二十二項又は第二十三項の規定により切替日に組合員となつたものに対する法の健康給付又は休業給付に關する規定の適用については、その者は、切替日前の健康保険法による保険給付を受けたことが、切替日の前日の経過する際現に健康保険法による保険給付を受けている場合においては、当該保険給付は、法に基づいて当該保険給付に相當する給付として受けていたものとみなして、組合は、切替日以後に係る給付を支給する。
(健康保険組合の解散等)

22 改正後の法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定

による申出がなされた場合において、これらの規定に基づいて組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該健康保険組合は、切替日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、組合が承認する。ただし、当該解散は、当該健康保険組合が二以上の学校法人に係るものである場合にあっては、当該学校法人のすべてが当該申出をしたときに限る。
(政令への委任)

23 附則第四項から前項までに規定するもののほか、これらの規定に係るこの法律の施行に關し必要な経過措置その他の事項は、政令で定める。

(この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い。)

424 この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定による給付については、なお従前の例による。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

25 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中、「農林漁業団体職員共済組合法」を、「昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第七項、農林漁業団体職員共済組合法」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)

26 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(私立学校教職員共済組合の組合員に関する経過措置)

第十三条 昭和四十九年三月三十一日において厚生年金保険の被保険者であつた者で同年四月一日に私立学校教職員共済組合の組合員となつたものの昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間で、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第四項の規定により私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間とみなされ、私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金の基礎となるべきものは、附則第二条第二項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。

昭和四十八年八月三日印刷

昭和四十八年八月四日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局